

第4次 鞍手町行財政改革
集中改革プラン
(改訂版)

平成21年8月25日

目 次

	頁
■第1章 第4次行財政改革の必要性	1
1. これまでの行政改革の取組み	
2. 地方財政の危機的状況と鞍手町の現状	
3. 地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針	
4. 第4次行財政改革の必要性	
■第2章 第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標	3
《基本方針1》	
行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立	
【基本目標1】 収納率の向上	
【基本目標2】 公平、公正な受益者負担	
【基本目標3】 財源確保	
【基本目標4】 各種補助金の見直し	
【基本目標5】 人件費の見直し	
【基本目標6】 公共事業等の見直し	
【基本目標7】 経常経費、投資的経費の見直し	
《基本方針2》	
透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	4
【基本目標8】 事務事業の見直し	
【基本目標9】 行政評価の定着	
【基本目標10】 行政サービスの向上	
【基本目標11】 情報の公開と共有	
【基本目標12】 住民参画の推進	
【基本目標13】 住民と行政との協働	
《基本方針3》	
地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進	5
【基本目標14】 柔軟な組織の編成	
【基本目標15】 職員配置の適正化	
【基本目標16】 附属機関の見直し	
【基本目標17】 人材育成の推進	
【基本目標18】 人事交流等の推進	
《基本方針4》	
民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進	6
【基本目標19】 施設の改善	
【基本目標20】 施設の管理	
【基本目標21】 民間委託等の推進	
【基本目標22】 統合、廃止及び用途の見直し	

■第3章 集中改革プランと推進体制

1. 集中改革プランの計画期間
2. 集中改革プランに基づく取組み
 - (1) PLAN (計画)
 - (2) DO (実施)
 - (3) CHECK (評価点検)
 - (4) ACTION (見直し)
3. 推進体制
4. 進捗状況の報告及び公表

■第4章 第4次行財政改革の具体的方策

1. 集中改革プラン (総括表)
2. 集中改革プラン (個票)
 - (1) 実施に関する内容の個票
 - (2) 検討に関する内容の個票
 - (3) 検討期間を設定する場合
 - ① 実施を前提とするが部分的内容についての検討に時間を要する場合
 - ② 実施の是非についての検討に時間を要する場合

様式1 集中改革プラン (総括表)

様式2 集中改革プラン (個票)

■第1章 第4次行財政改革の必要性

1. これまでの行政改革の取組み

鞍手町では、これまでに3回の行政改革に取り組んできました。第1次は昭和63年度、第2次は平成8年度、第3次は平成13年度を起点とし、各5年間の実施期間を設けて取り組んできた改革です。

これまでの行政改革においては、社会情勢の変化に対応するため、その時どきの課題に対する改革内容を調整し、これに沿って事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設などの各種見直しを行い、逐次行財政運営に反映して一定の成果を上げてきました。

その結果、第3次鞍手町行政改革（以下「第3次改革」という。）の取組みにおいて主なものでは、インターネットなどの有効活用による情報化の推進、町補助金の一部見直し、一部施設への指定管理者制度導入、効果の薄れた一部施設の廃止、組織・機構の見直し、さらには、文書管理システムの有効活用やOA化など複合的な改革効果による職員の超過勤務減少や職員数の減員などで効果を引き出しました。しかし一方では、改革の実効性や透明性を確保するための体制上の問題点や新たな課題の発生により、十分な成果を引き出すに至らなかったものもあります。

2. 地方財政の危機的状況と鞍手町の現状

近年、長引く景気の低迷や三位一体の改革による影響などにより、地方財政は危機的な状況に陥っています。この危機的状況を克服するためには、行財政全般に亘る大きな改革が求められます。よって、多くの市町村では「最大の行政改革の手法」と言われる市町村合併に改革効果創出の活路を求め、旧合併特例法（平成17年3月31日失効）のもと、その取組みを加速しました。

鞍手町においても、平成13年度を起点とする第3次行政改革において、さらなる改革に取り組んでいましたが、市町村合併の機運の盛り上がりにより、平成15年4月には直鞍1市4町による直鞍合併協議会を設置し、合併による改革効果の創出に視点を移すこととなりました。

しかし、結果的には、直鞍合併協議会及びその後設置した直鞍1市2町合併協議会では合併に至らず、合併による改革効果を創出することができませんでした。よって、鞍手町では危機的な財政状況を克服するため、「待ったなし」の行財政改革（財政改革を柱とする行政改革）の取組みが緊要な現状です。

3. 地方行政を取り巻く環境の変化と総務省の新たな指針

少子・高齢化、情報化などの進展により、住民生活の質はさらに変化し続けており、また、平成12年4月には、地方分権一括法が施行され、地方行政を取り巻く環境は大きく変化してきました。

鞍手町のように旧合併特例法のもとで市町村合併を実現できなかった団体はもとより、合併を実現した団体においても、景気の低迷や国の三位一体改革の影響は大きく、行財政改革は最重要課題であることから、総務省は、平成17年3月29日付けで、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「総務省指針」という。）を示しました。

この総務省指針において国は、「地方公共団体は、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表すること」としています。

この集中改革プランの策定とは、「新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行うこと」とされており、住民に分かりやすく改革の経過や結果を公表しながらこれまで以上の成果を上げるよう、「透明性」や「実効性」を確保する手法が強く求められています。

4. 第4次行財政改革の必要性

現状の鞍手町にとっては、危機的な財政状況を克服し、今後の行財政運営を確かなものにしていくことが、緊急かつ最重要な取組みとして必要です。

そのためには、これまでの行政改革の取組みによる成果や課題、その経過、総務省指針に示された内容などを踏まえ、平成17年度を目標年度としていた第3次改革の大綱及び実施計画に基づく取組みを現時点で検証し、新たな課題とともに精査して、さらなる改革に取り組みなければなりません。

このことから、財政問題の解決を柱とする今後の行政改革の取組みを第4次鞍手町行財政改革（以下「第4次改革」という。）として位置付けます。

そして、その取組み内容については、これまでは大綱及び実施計画というかたちで別に策定していたものを一体化し、第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン（以下「集中改革プラン」という。）として、これに基づき透明性及び実効性を確保しながら第4次改革を推進します。

なお、公営企業（水道事業、病院事業及び介護老人保健施設事業）については、集中改革プランの内容と整合性を図りながら、平成17年度中に総務省の要請に基づく中期経営計画を策定し、集中改革プランの公営企業部分とします。

■第2章 第4次行財政改革の4基本方針と22基本目標

鞍手町の現状を踏まえ、危機的な財政状況を克服するとともに、地方行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応して、効率的かつ効果的な行政運営を実現する体制を確立していくため、第4次改革においては、次の4基本方針と22基本目標を定め、これを集中改革プランに掲げて、具体的内容を検討及び実施します。

《基本方針1》

行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立

景気の低迷や三位一体の改革の影響を受け、本町の財政状況は、まさに危機的な状況に直面しています。平成17年度から平成21年度までの財政シミュレーションでは、毎年度、歳入歳出の差し引きがマイナスとなり、5年間のマイナス合計は約25億円にのぼると見込まれます。

このような現状においては、現在実施している行政サービスを今後も従来と同じように維持・継続することは困難な状況です。

よって、この危機的な状況を克服するため、民間企業の経営手法等を参考に、行政経営の視点から歳入・歳出について厳しく見直し、自主性・自律性の高い安定した財政基盤の確立を図ります。

【基本目標1】 収納率の向上

税及び使用料・手数料等の収納体制の強化について、目標となる指標の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、収納率の向上を目指します。

【基本目標2】 公平、公正な受益者負担

使用料及び手数料などの適正化について、算定基準の明確化、近隣市町とのバランス、無料施設の有料化、減免基準の統一などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公平、公正な受益者負担の実現を目指します。

【基本目標3】 財源確保

短期的財源や長期的財源について、未利用地の処分、企業誘致、法定外税の新設、超過課税の実施及び収益性のある事業の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、財源確保を目指します。

【基本目標4】 各種補助金の見直し

補助金等の必要性、費用対効果などについて、適正な補助基準の設定などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、各種補助金の見直しを目指します。

【基本目標5】 人件費の見直し

給与制度・運用・水準の適正化などについて、職員定数の見直しなどを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人件費の見直しを目指します。

【基本目標 6】 公共事業等の見直し

効率的かつ効果的な公共事業の実施について、コストの削減、選択と集中による予算の重点配分などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、公共事業等の見直しを目指します。

【基本目標 7】 経常経費、投資的経費の見直し

歳出の抑制について、事務処理コストの削減などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、経常経費及び投資的経費の見直しを目指します。

《基本方針 2》

透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進

行政の役割は、住民生活に必需な行政サービスを提供することであり、これまで多様化する住民ニーズに対応するため、行政サービスの領域は飛躍的に拡大してきました。

しかし、財政状況が逼迫する中で多様化する住民ニーズや新しい行政需要に的確に対応していくためには、行政サービスの内容や提供方法などについて、新たなシステムを確立させることが必要であり、その見直し過程においては、その内容の公表と説明責任の確保が必要です。

そのために、行政運営全般においてP D C Aサイクル（PLAN 計画、DO 実施、CHECK 評価点検、ACTION 見直し）を確立させ、絶えず評価・見直しを行い、その過程を公表するとともに、住民の意見を反映しながら緊急度及び重要度の高いものを優先して予算を重点配分するなど、行政経営の視点からの行政運営へ変革させた業務執行体制の確立を図ります。

また、行政が実施すべきこと、住民が実施できること、地域の協働により実施すべきことなどを整理し、民間委託等も視野に入れながら行政の守備範囲を明確化して、簡素で効率的な行政の実現を図ります。

【基本目標 8】 事務事業の見直し

事務処理方法などの改善について、民間への業務委託などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、事務事業の見直しを目指します。

【基本目標 9】 行政評価の定着

事務事業の不断の見直しについて、P D C Aサイクル手法などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政評価の定着を目指します。

【基本目標 10】 行政サービスの向上

窓口業務の向上などについて、住民ニーズの把握を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政サービスの向上を目指します。

【基本目標 1 1】情報の公開と共有

町行政の重要な取組みの決定過程の公表などについて、説明責任の向上による透明性の確保などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民への情報の公開、住民と行政の情報の共有を目指します。

【基本目標 1 2】住民参画の推進

住民の意見を行政に反映させる機会の拡大について、具体的手法の導入などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、住民参画の推進を目指します。

【基本目標 1 3】住民と行政との協働

行政と住民の役割の明確化について、住民団体の育成・支援、地域コミュニティの推進などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、行政と住民の協働によるまちづくりを目指します。

《基本方針 3》

地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進

中央集権時代から地方分権時代へと変革する環境の中、行政需要は多様化し、新たな行政課題や住民ニーズに応じた行政施策の展開が求められています。

また、危機的な財政状況を克服するためには、行政職員としての資質を高め、経営的視点からの業務遂行能力や高度な政策形成能力を醸成していく体制が必要です。

このため、町民ニーズを的確に把握しながら、地方分権時代に対応した行政サービスを提供できる行政の組織編成（附属機関を含む。）や職員の資質向上を図ります。

【基本目標 1 4】柔軟な組織の編成

地方分権や社会の変化に対応した行政の体制づくりについて、庁内分権、決裁権限の委譲などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、柔軟な組織の編成を目指します。

【基本目標 1 5】職員配置の適正化

職員の定員管理について、今後の退職者数や採用者数見込みを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、職員配置の適正化を目指します。

【基本目標 1 6】附属機関の見直し

附属機関の客観性の確保について、その役割や必要性の検証を視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、附属機関の見直しを目指します。

【基本目標 17】人材育成の推進

多様化する行政需要への対応について、職員の専門性や政策形成能力の向上を図る研修等の実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人材育成の推進を目指します。

【基本目標 18】人事交流等の推進

職員の資質向上について、民間企業や先進自治体との交流などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、人事交流等の推進を目指します。

《基本方針 4》

民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進

公共施設の管理・運営については、人件費を含め経常経費として財政支出に与える影響は非常に大きいものがあります。

また、社会情勢の変化や住民ニーズの変化により公共施設の持つ特性や目的、必要性は大きく変わってきています。

そのため、それぞれの施設の必要性や行政経営の視点からの検証を通して、指定管理者制度への移行、直営（一部業務委託を含む。）、廃止又は用途の見直しなどについて検討し、住民ニーズに対応できる公共施設として、効率的・効果的な管理・運営体制の確立を図ります。

【基本目標 19】施設の改善

老朽化等に伴う施設補修について、その効率的かつ効果的な実施などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の改善を目指します。

【基本目標 20】施設の管理

住民の利用しやすい施設づくりについて、利用申請、料金の収納、利用方法の改善などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、効率的かつ効果的な施設の管理を目指します。

【基本目標 21】民間委託等の推進

効率的かつ効果的な施設運営について、全ての施設を対象に、指定管理者制度、PFI等による民間活力の有効活用又は直営（一部業務委託を含む。）などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、民間委託等の推進を目指します。

【基本目標 22】統合、廃止及び用途の見直し

自治体の規模にあった施設数、施設規模等について、利用の現状、利用関係者の意見、費用対効果の把握などを視野に入れながら検討し、その検討結果を公表して、施設の統合、廃止及び用途の見直しを目指します。

■第3章 集中改革プランと推進体制

1. 集中改革プランの計画期間

計画期間：平成17年度から平成21年度まで

鞍手町の取組みの現状としては、第3次改革（平成13年度～平成17年度）の実施計画期間中ではありますが、昨今の急激な状況の変化に即応するため、現状の見直しと新たな取組みが必要となりました。

また、総務省指針の中では、「平成17年度を起点として平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画を平成17年度中に公表すること」としています。

よって、第3次改革については、平成16年度末までの取組みの状況を検証し、成果と課題を明確にするとともに、総務省指針において求められている内容と合わせて、改革を必要とする背景、課題などの第4次改革の必要性を踏まえながら今後の取組み内容を精査して、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年を計画期間とした取組みを行います。

2. 集中改革プランに基づく取組み

集中改革プランに基づく取組みにおいては、第3次改革の取組みの検証結果などから、常に高い目標に向かって現状の精査と必要な見直しを繰り返し、改革の透明性及び実効性を確保しながら、基本目標への到達に向けて効果を引き出していく必要があるため、PDCAサイクルによる手法で取り組みます。

PDCAサイクル：「計画を立て（PLAN）、実施し（DO）、その評価点検（CHECK）にもとづいて見直し（ACTION）を行う」という工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）であり、評価を次の計画に活かして高いレベルにもっていく手法である。民間企業では品質向上や経費節減などに用いられてきた。

PDCAサイクルによる改革においては、次の点に留意して取組みを推進するものとします。

（1）PLAN（計画）

行財政改革の視点で改革項目を精査し、第3次改革の具体的改革項目の中で、達成可能なものは第4次改革に引き継がずに続けて実施するとともに、集中改革プランに掲げていない事項についても日常的な見直しや節減努力を積み重ねるものとし、集中改革プランにおいては、行政自らが町民のために何をすべきかと

いう問題意識を常に持ち、行政と住民の協働によるまちづくりの実践の場の拡充も視野に入れながら、第3次改革の具体的改革項目の中でその内容を見直して引き継ぐもの及び新たな課題によるものを掲げます。

また、改革項目において、検討及び実施の概要を具体化する中では、財政的効果だけにとらわれることなく、現状並びに維持すべき部分及び削減すべき部分を十分精査し、目標時期、指標及び評価方法をあらかじめ定めます。

さらに、職員提案制度により実施すべき提案があり、集中改革プランに掲げて実施する場合は、項目の追加などの方法によりその内容を明らかにします。

(2) DO (実施)

改革項目の担当専門部会、担当部署などの推進の主体を明らかにし、推進委員会の提言や審議過程における意見等を考慮するとともに、住民、機関、団体等の様々な分野で痛みを伴う改革であることが十分理解されるよう、また、行政内部の仕組みなどが住民にもわかりやすい取組みとなるよう、配慮しながら推進します。

(3) CHECK (評価点検)

各改革項目にあらかじめ定める指標は、可能な場合は全て算出根拠を明らかにした数値目標により設定するものとするが、改革内容の調整段階において数値目標の設置が難しい場合は、実施段階において見直し、設定します。

また、数値目標の設定になじまないと判断される項目については、その理由を明確にし、あらかじめ目標時期に到達したときの評価方法を住民にわかりやすい方法で定め、評価点検を行います。

なお、2年以上の期間にわたる内容については、必要に応じて年次目標を掲げ、各年度終了後にも評価点検を行います。

(4) ACTION (見直し)

評価点検の結果、更なる効果創出が可能と認められるものについては、より一層の効果を引き出していくよう改革の内容を見直し、その後の取組みに活かします。

3. 推進体制

第4次改革は、全庁的な取組みとして各部署を統括し調整を図るため、町長を本部長とする行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が進行管理を行い、定期的な検証により未着手の項目をなくす実施体制で実効性を確保します。

また、推進本部のもとには、調整会議のほか、必要に応じて専門部会、分科会及びグループ会議を設け、改革の半ばで停滞し推進が困難となる項目がないよう、相互支援の体制を維持します。

4. 進捗状況の報告及び公表

推進本部は、第4次改革の実施経過及び結果について、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民へのわかりやすい速やかな公表体制を維持し、透明性の確保を図ります。行財政改革推進委員会への報告においては、当該推進委員会の意見を求めるものとします。

また、住民への公表は、広報誌やホームページを活用して行うものとし、住民からの質問や意見は、当面、「町長へのはがき」及びホームページ上の「行政相談コーナー」を活用して受け付けるものとします。

■第4章 第4次行財政改革の具体的方策

第4次改革において実施計画は、大綱と一体化して集中改革プランとするので、具体的方策は次のように調整します。

1. 集中改革プラン（実施計画）総括表・・・様式1

4基本方針と22基本目標の体系に基づき、細分類、具体的改革項目、検討及び実施期間などを一覧できる様式を定め、総括表として作成します。

2. 集中改革プラン（実施計画）個票・・・様式2

総括表に掲げた具体的改革項目ごとに、実施概要、指標（評価の方法）、見込まれる財政的効果などを掲げる様式を定め、個票として作成します。

個票に掲げる項目については、実施する項目と検討する項目を、個票の「検討及び実施期間」の欄で明確にし、次のように作成します。

（1）実施に関する内容の個票

集中改革プラン策定時点において、実施概要、指標、目標時期などの内容を掲げ、実施時期になった時に速やかに取り組めるよう実施に関する内容の個票を作成します。

なお、プラン策定時点において明確にすることができなかった実施概要、指標、目標時期などの内容は、実施段階において見込まれる効果を踏まえながら、見直し、追加などの方法により明らかにします。

（2）検討に関する内容の個票

検討期間を設定する場合は、（3）の①又は②に該当する場合とし、集中改革プラン策定時点において、「何時までに、誰が、何を、どのように検討し、その結果を何時公表するのか」を明確にするよう検討に関する内容の個票を作成します。

この場合において、検討期間の設定は原則1年以内とし、当初定めた期間を越えてさらに検討期間を設ける必要が生じた場合は、検討経過又は結果の公表の際にその理由を明示して、検討期間を修正するものとします。

（3）検討期間を設定する場合

① 実施を前提とするが部分的な内容についての検討に時間を要する場合

（例） 実施を前提として、具体的内容の多くは決定しているが、部分的な検討事項の調査・研究に時間を要する場合など

この場合、集中改革プラン策定時点においては、部分的内容を調査研究するための検討であることを明らかにするとともに、目標時期を定めて検討期間を設定し、その項目の概要及び検討を要する部分の内容を示した「(2) 検討に関する内容の個票」を作成します。

検討の結果、具体的な実施内容を定めたときは、その時点において「(1) 実施に関する内容の個票」を作成、公表し、追加するとともに、総括表の当該項目の内容を修正して、実施するものとします。

② 実施の是非についての検討に時間を要する場合

(例) 実施の是非について住民関係者を交えた検討機関を設置する必要などがあり、その検討結果を踏まえて実施の是非を判断するため時間を要する場合など

この場合、集中改革プラン策定時点においては、実施の是非を判断するための検討であることを明らかにするとともに、目標時期を定めて検討期間を設定し、検討を要する内容を示した「(2) 検討に関する内容の個票」を作成します。

検討の結果、実施を「是」として具体的な実施内容を定めたときは、その時点において「(1) 実施に関する内容の個票」を作成、公表し、追加するとともに、総括表の当該項目の内容を修正して、実施するものとします。

なお、検討結果において実施を「非」とした場合には実施しない項目となるため、検討結果として実施しない理由を公表するものとします。

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署										
						17	18	19	20	21														
2 透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	3 行政運営	8 事務事業の見直し	1 事務処理方法の改善 (効率的な行政運営)	1 職員提案制度の導入	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	行政運営	総務課				
				2 決裁規程の見直し	14			●	●	●			●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	行政運営	総務課		
				3 事務処理の一元化	15			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	行政運営	総務課	
				4 電算システムの活用促進	16			●	●	●	●									H18年01月	H19年03月	行政運営	総務課	
			9 行政評価の定着	1 行政評価の導入	1 行政評価の導入	17			▲	▲	▲								H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	H19年06月
			10 行政サービスの向上	1 住民ニーズの把握	1 住民ニーズの把握	18			▲	▲	▲								H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	H19年05月
				2 住民の窓口サービス向上の推進	1 住民にわかりやすい案内図やサインの設置	1 住民にわかりやすい案内図やサインの設置	19			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	
		2 申請手続きの改善						2 申請手続きの改善	20			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月
				3 時間外窓口の設置	21					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課
	4 協働	11 情報の公開と共有	1 行政情報の公表公開	1 行政情報の公表公開	22			▲	▲	▲									H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
						12 住民参画の推進	1 住民参画の推進	1 住民参画の推進	23			▲	▲	▲								H18年04月	H19年03月	行政運営
											●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
13 住民と行政との協働	1 住民団体の育成・支援	1 住民団体の育成・支援	1 住民団体の育成・支援	24			▲	▲	▲									H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁			
							●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	H19年04月	H22年03月

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
3 地方分権 時代に柔軟に対応 できる組織編成と 人材育成の推進	5 組織機構	14 柔軟な組織の編成	1 組織・機構の改革	1 課室局の統廃合	25		●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H20年04月	組織機構	総務課			
			2 組織の運営方法の見直し	1 グループ制の導入	26			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	総務課
			3 滞納整理する専門組織の設置	1 特別収納対策課の設置	27			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年10月	H22年03月	組織機構	総務課
		15 職員配置の適正化	1 定員管理の適正化	1 業務量に応じた適正配分	28	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年10月	H22年03月	組織機構	総務課
				2 収入役を置かない事務体制の構築	29		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年06月	H22年03月	組織機構	総務課
			2 女性職員の積極的登用	1 女性職員の管理職登用	30		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課
	3 人事管理制度の導入	1 異動希望自己申告制度の導入	31		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	
		2 昇格資格試験制度の導入	32		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	組織機構	総務課	
	6 職員	16 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	33		▲	▲	▲						H18年04月	H19年03月	行政運営	総務課		
								●	●	●	●	●	●	●	●	H19年08月			H22年03月	
	17 人材育成の推進	1 人材育成基本方針の策定	1 人材育成基本方針の策定	34	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	H17年11月	H22年03月	組織機構	総務課		
						▲	▲	▲								H18年04月	H19年03月	組織機構	総務課	
	18 人事交流等の推進	1 広域的な人事交流・派遣	1 広域的な人事交流・派遣の検討	35		●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年09月	H22年03月				

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討：▲ 実施：●)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署														
						17	18	19	20	21																		
4 民間委託 等を活用 した公共 施設の効 率的・効 果的な管 理・運営 の推進	7 管理	19 施設の改 善	1 施設の改修	1 施設改修計画の策定	36			●	●	●	●	●	●	●	●	●	H18年04月	H22年03月	施設	総務課、教育課、保険健康課、福祉人権課								
						20 施設管理 の改善	1 施設管理の改善	1 利用申請等の改善	37		▲	▲	▲	▲							H17年10月	H18年09月	施設	保険健康課 教育課				
																				H19年09月	H22年03月							
	8 運営	21 民間委託 等の推進	1 指定管理者制度の導入	1 総合福祉センター	1 総合福祉センター	38		▲	▲									H17年10月	H18年03月	施設	保険健康課							
																								H18年10月	H22年03月			
							2 文化体育総合施設	2 文化体育総合施設	39		▲	▲											H17年10月	H18年03月	施設	教育課		
																											H20年04月	H22年03月
																												H18年04月
				3 大谷自然公園	3 大谷自然公園	40				▲	▲	▲	▲								H18年04月	H19年03月	施設	建設課 教育課				
																									H19年07月	H22年03月		
				4 鞍手町葬斎場	4 鞍手町葬斎場	41		▲	▲												H17年10月	H18年03月	施設	農政環境課				
																									H18年10月	H22年03月		
				5 鞍手町衛生センター	5 鞍手町衛生センター	42		▲	▲												H17年10月	H18年03月	施設	農政環境課				
																				H18年10月	H22年03月							
2 民間活用	1 剣第二・西川第二保育所の民営化	1 剣第二・西川第二保育所の民営化	43				▲	▲	▲	▲	▲	▲					H18年04月	H20年03月	施設	福祉人権課								
																						H20年04月	H22年03月					
2 学校給食の民間委託	2 学校給食の民間委託	2 学校給食の民間委託	44				▲	▲	▲	▲							H18年01月	H18年12月	施設	教育課								
3 直営（業務委託の見直し）	1 学校用務員委託の廃止	1 学校用務員委託の廃止	45		▲	▲											H17年10月	H18年03月	施設	教育課								
																						H19年04月	H22年03月					
22 統合、廃止及び用途の見直し	1 施設の統合	1 室木小学校と西川小学校の統合についての検討	46						▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	H19年04月	H22年03月	施設	教育課								
																						H18年04月	H19年12月					
	2 施設の存続・統合・廃止	1 鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討	47			▲	▲	▲	▲	▲							H18年04月	H19年12月	施設	教育課								

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	1	2. 担当専門部会	財政専門部会					
		3. 担当部署	税務住民課・会計収納対策課・保険健康課・建設課・福祉人権課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5. 中分類	1	歳入						
6. 小分類（基本目標）	1	収納率の向上						
7. 細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上						
8. 具体的改革項目	1	目標収納率の設定						
9. 実施概要	<p>現年度分については、最終目標収納率を100%とする。ただし、現に収納率が低いものについては、平成21年度までに達成できる目標収納率を最低98%とする。また、現段階で収納率97%以上のものについては100%とする。</p> <p>滞納分についても、特別収納対策課の設置による徴収体制の強化を図ることにより、最終目標収納率を100%とする。ただし、平成21年度までは平成16年度実績の50%アップを目標とするが、最終的には100%とする。</p> <p>また、独立した会計である学校給食費についても特別収納対策課で取り扱う。現年度分は100%とし、滞納分についても50%アップとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
						12. 到達年月	H22年03月	
	●	●	●	●	●	●	13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、目標収納率への到達率により評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C	385,986	千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	385,986 千円
		C 支出の増額	千円					

平成16年度を基準に平成21年度までの 鞍手町収入累計一覧表 (主なもの) 単位: 千円

現年度分 (平成16年度実績)

項 目	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	収納率% E	目標収納率 F	目標金額 G (A×F)	差引き H (G-B)	21年度までの累計	
									年数	金額
町民税 (県民税を除く)	605,784	593,437		12,347	97.96%	100.00%	605,784	12,347	4	49,388
固定資産税	827,524	805,160		22,364	97.30%	100.00%	827,524	22,364	4	89,456
軽自動車税	33,121	31,456		1,665	94.97%	98.00%	32,459	1,003	4	4,012
国民健康保険税	464,405	438,222		26,183	94.36%	98.00%	455,117	16,895	4	67,580
住宅家賃	42,128	38,064		4,064	90.35%	98.00%	41,285	3,221	4	12,884
保育料	71,896	70,731		1,165	98.38%	100.00%	71,896	1,165	4	4,660
現年度分 計	2,044,858	1,977,070		67,788			2,034,065	56,995		227,980

下水道使用料	9,803	9,803		0	100.00%	100.00%	9,803	0	4	0
学校給食費	71,472	70,789		683	99.04%	100.00%	71,472	683	4	2,732

滞納分 21年度まで(平成16年度実績による)

項 目	調定金額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	未収額 D	収納率% E	目標収納率 F (E+50%)	目標金額 G ((A-C)×F)	差引き H (G-B)
固定資産税	111,536	11,445	5,265	94,826	10.77%	60.77%	64,581	53,136
軽自動車税	4,940	860	496	3,584	19.35%	69.35%	3,082	2,222
国保税	144,501	12,041	14,504	117,956	9.26%	59.26%	77,036	64,995
住宅家賃	11,462	2,119		9,343	18.49%	68.49%	7,850	5,731
保育料	2,589	327		2,262	12.63%	62.63%	1,621	1,294
滞納分 計	342,825	36,609	26,800	279,416			194,615	158,006
学校給食費	10,669	582		10,087	5.46%	55.46%	5,917	5,335

227,980千円 + 158,006千円 = 385,986千円 21年度までの累計

* 16年度実績で収納率97%未満のものを98%目標収納率とする。

	16年度率	目標率	16年度収納額	目標収納額
①軽自動車税	94.97%	<98.00%>	31,456千円	<32,459千円>
②国民健康保険税	94.36%	<98.00%>	438,222千円	<455,117千円>
③住宅家賃	90.35%	<98.00%>	38,064千円	<41,285千円>

* 16年度実績で収納率97%以上のものを100%目標収納率とする。

①町民税	97.96%	<100.00%>	593,437千円	<605,784千円>
②固定資産税	97.30%	<100.00%>	805,160千円	<827,524千円>
③保育料	98.38%	<100.00%>	70,731千円	<71,896千円>
④下水道使用料	100.00%	<100.00%>	9,803千円	<9,803千円>
⑤学校給食費	99.04%	<100.00%>	70,789千円	<71,472千円>

* 滞納分については、平成16年度実績を基準として平成21年度までに50%アップとする。

	16年度率	目標率	16年度収納額	目標収納額
①町民税	16.02%	<66.02%>	9,817千円	<40,445千円>
②固定資産税	10.77%	<60.77%>	11,445千円	<64,581千円>
③軽自動車税	19.35%	<69.35%>	860千円	<3,082千円>
④国民健康保険税	9.26%	<59.26%>	12,041千円	<77,036千円>
⑤住宅家賃	18.49%	<68.49%>	2,119千円	<7,850千円>
⑥保育料	12.63%	<62.63%>	327千円	<1,621千円>
⑦学校給食費	5.46%	<55.46%>	582千円	<5,917千円>

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	2	2. 担当専門部会	財政専門部会					
		3. 担当部署	税務住民課・会計収納対策課・保険健康課・建設課・福祉人権課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5. 中分類	1	歳入						
6. 小分類（基本目標）	1	収納率の向上						
7. 細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上						
8. 具体的改革項目	2	滞納処分の強化や民事手続の実施						
9. 実施概要	<p>滞納者に対しての納税折衝を重点的に行い、滞納の状況を調査把握し、個々の状況に応じた徴収方針を検討したなかで、正当な理由がないにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与・預貯金・不動産などの差押えを強化する。</p> <p>また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由がないにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事手続を実施する。</p> <p>そのためには専門的知識が必要であることから、研修等に積極的に参加すると共に、専門家のアドバイス等を受けるなど専門職の養成にも努める。</p> <p>○地方税法によって滞納処分ができるもの <自力執行権></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町税 ・保育料（児童福祉法第56条第11項に規定） ・下水道負担金（地方自治法で231条の3第3項に規定） <p>○民事執行法第22条に基づく強制執行の申立てを裁判所に行うもの。 <裁判所執行官が行う></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅家賃使用料 ・下水道使用料 ・学校給食費 							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年11月	
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
							13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 (評価の方法)	平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	3	2. 担当専門部会	財政専門部会					
		3. 担当部署	税務住民課・会計収納対策課・保険健康課・建設課・福祉人權課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5. 中分類	1	歳入						
6. 小分類（基本目標）	1	収納率の向上						
7. 細分類	1	税及び使用料・手数料等の収納率の向上						
8. 具体的改革項目	3	振替制度の利用促進						
9. 実施概要	<p>口座振替制度の促進をするため、啓発活動等により一層の周知を図り、目標達成率を平成21年度までに70%とする。口座振替率が向上することにより、納め忘れが少なくなることで収納率の向上が期待できる。現年度分の滞納をなくすことになれば新たな滞納が増えないことになり、滞納額全体の減少に繋がる。なお、水道使用料及び下水道使用料は、更なる収納率の向上に努める。</p> <p>◎平成17年度の主な収納の口座振替率</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町民税・・・・・・・・・・26.37% ②固定資産税・・・・・・・・・・48.34% ③軽自動車税・・・・・・・・・・17.94% ④国民健康保険税・・・・・・・・43.79% ⑤住宅家賃・・・・・・・・・・32.69% ⑥保育料・・・・・・・・・・63.11% ⑦水道料・・・・・・・・・・84.75% ⑧下水道使用料・・・・・・・・・・95.20% 							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	口座振替達成率の70%への到達率により評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

主な収入の口座振替率及び収納金額

	平成17年度			平成16年度（3月現在）				
	総件数	振替件数	振替率	総件数	振替件数	振替率	口座振替による収納金額	調定額
	（9月現在）			（3月現在）				
町民税 （普通徴収のみ）	3,136件	827件	26.37%	3,167件	869件	27.43%	47,839千円	160,305千円
	（特別徴収4,214件）			（特別徴収4,033件）				
固定資産税	7,012件	3,390件	48.34%	6,975件	3,345件	47.95%	277,922千円	827,523千円
軽自動車税	6,934件	1,244件	17.94%	6,748件	1,251件	18.53%	5,286千円	33,121千円
国保税	3,825件	1,675件	43.79%	3,918件	1,628件	41.55%	217,707千円	464,405千円
住宅家賃	468件	153件	32.69%	426件	150件	35.21%	7,962千円	42,128千円
保育料	279件	176件	63.08%	363件	231件	63.63%	55,583千円	71,896千円
水道料	6,794件	5,758件	84.75%	6,786件	5,649件	83.24%	207,290千円	301,751千円
下水道使用料	338件	322件	95.26%	291件	278件	95.53%	9,188千円	9,803千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成18年4月7日訂正差替

1. 連番	4	2. 担当専門部会	財政専門部会						
		3. 担当部署	福祉人権課						
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5. 中分類	1	歳入							
6. 小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担							
7. 細分類	1	保育料の改定							
8. 具体的改革項目	1	国基準の90%に改定							
9. 実施概要	<p>町内の保育所入所児童数は、女性の社会進出の増加や景気の低迷による共働き世帯の増加により平成12年度以降増加している。一方、預かり時間が限られている幼稚園児は減少している状況である。全国的な流れから少子化に向かっていることは確かであり、今後、児童数の減少は避けておれないと思われる。</p> <p>保育所の運営状況は平成16年度決算において、歳出352,535千円に対し、歳入100,025千円でマイナス252,510千円である。そのうち交付税として約150,000千円補填されているが、残りについては町の負担となっており、今後、交付税措置の額が減少すると思われるので改定は必要である。</p> <p>保育料の改定については、平成10年4月1日の改定以降、改定されていない。平成10年度の国の改定では、所得税額または住民税額による階層区分を10階層から7階層へ移行していることから、国の基準と格差が生じている。また、年齢区分においても、2区分ではなく3区分で設定されており、調整の必要がある。しかし、7階層・3区分への移行は、国や、近隣市町村と比較してみると、階層・区分間の格差が大きく、保護者への急激的な負担を緩和するためにも段階的な調整の必要があると思われる。</p> <p>これらのことから、平成21年度までに10階層から徐々に7階層へ改定することとする。また、近隣市町では国基準の90%までとしている市町村が多く、これらと均衡を保つため国基準の90%として改定を行う。</p> <p>改定を行うにあたっては、保護者への理解を求めため、鞍手町次世代育成支援行動計画に添って、延長保育や一時保育・休日保育・地域子育て支援など保育サービスの充実を図る。</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、国基準の90%への到達率と、保育サービスの実施状況により評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		10,998 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	10,998 千円	
C 支出の増額	千円								

総括表

年齢別	対象児童数	従来の保育料	国の基準の90%とした場合	国の基準とした場合	国の基準の90%とした場合		
					1年目	2年目	3年目
3歳未満児	103人	2,045,300円	2,054,010円	2,285,400円	2,048,810円	2,053,010円	2,054,010円
従来からの保育料との比較	金額	0円	8,710円	240,100円	3,510円	7,710円	8,710円
	率	100.00%	100.43%	111.74%	100.17%	100.38%	100.43%
1人当たり平均単価		19,857円	19,942円	22,188円	19,891円	19,932円	19,942円
3歳児	69人	992,860円	1,226,600円	1,364,210円	1,069,170円	1,146,440円	1,226,600円
従来からの保育料との比較	金額		233,740円	371,350円	76,310円	153,580円	233,740円
	率	100.00%	123.54%	137.40%	107.69%	115.47%	123.54%
1人当たり平均単価		14,389円	17,777円	19,771円	15,495円	16,615円	17,777円
4歳以上児	142人	1,910,730円	2,128,130円	2,367,260円	1,981,760円	2,055,240円	2,128,130円
従来からの保育料との比較	金額		217,400円	456,530円	71,030円	144,510円	217,400円
	率	100.00%	111.38%	123.89%	103.72%	107.56%	111.38%
1人当たり平均単価		13,456円	14,987円	16,671円	13,956円	14,474円	14,987円
合計	314人	4,948,890円	5,408,740円	6,016,870円	5,099,740円	5,254,690円	5,408,740円
従来からの保育料との比較	金額		459,850円	1,067,980円	150,850円	305,800円	459,850円
	率	100.00%	109.29%	121.58%	103.05%	106.18%	109.29%
1人当たり平均単価		15,761円	17,225円	19,162円	16,241円	16,735円	17,225円
年額(×12月)		59,386,680円	64,904,880円	72,202,440円	61,196,880円	63,056,280円	64,904,880円
従来からの保育料との差引き			5,518,200円	12,815,760円	1,810,200円	3,669,600円	5,518,200円
前年度との比較					1,810,200円	1,859,400円	1,848,600円

鞍手町保育料試算表 (国基準の90%) 予定保育料3ヶ年 (児童数はH16年11月1日現在 母子・障害・兄弟等も含む減額なしとした数字)

定員90人の場合

階層区分		3歳児未満				16 年度 児童	第1年目		第2年目		第3年目		国の徴収基準 (I)
		予定徴収単価	国の基準 減額率	現在の徴収単価 (16年度)	現在 差引単価		予定徴収単価	差引額	予定徴収単価	差引額	予定徴収単価	差引額	
町の基準	国の基準												
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	7人	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	8,100円	90.0%	8,000円	100円	26人	8,100円	100円	8,100円	0円	8,100円	0円	
第3階層	第3階層	17,500円	89.7%	17,000円	500円	15人	17,100円	100円	17,300円	200円	17,500円	200円	
第4階層				19,500円	-2,000円	22人	18,900円	-600円	18,300円	-600円		-800円	
第5階層	第4階層	27,000円	90.0%	26,000円	1,000円	7人	26,200円	200円	26,400円	200円	27,000円	600円	
第6階層				30,000円	-3,000円	21人	29,000円	-1,000円	28,000円	-1,000円		-1,000円	
第7階層	第5階層	40,000円	89.9%	40,000円	0円	8人	40,000円	0円	40,000円	0円	40,000円	0円	
第8階層				41,600円	-1,600円	14人	41,100円	-500円	40,600円	-500円		-600円	
第9階層	第6階層	54,900円	90.0%	45,600円	9,300円	15人	48,700円	3,100円	51,800円	3,100円	54,900円	3,100円	
第10階層	第7階層	72,000円	90.0%	58,600円	13,400円	2人	63,000円	4,400円	67,400円	4,400円	72,000円	4,600円	

町の基準	国の基準	3歳児				第1年目	差引額	第2年目	差引額	第3年目	差引額	
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	5人	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	5,400円	90.0%	6,000円	-600円	19人	5,800円	-200円	5,600円	-200円	5,400円	-200円
第3階層	第3階層	14,800円	89.7%	14,000円	800円	9人	14,200円	200円	14,400円	200円	14,800円	400円
第4階層				16,500円	-1,700円	7人	16,000円	-500円	15,500円	-500円		-700円
第5階層	第4階層	24,300円	90.0%	23,000円	1,300円	1人	23,400円	400円	23,800円	400円	24,300円	500円
第6階層				25,280円	-980円	11人	24,900円	-380円	24,600円	-300円		-300円
第7階層	第5階層	37,300円	89.9%	25,280円	12,020円	6人	29,200円	3,920円	33,200円	4,000円	37,300円	4,100円
第8階層				25,280円	12,020円	3人	29,200円	3,920円	33,200円	4,000円		4,100円
第9階層	第6階層	38,400円	90.0%	25,280円	13,120円	10人	29,600円	4,320円	33,900円	4,300円	38,400円	4,500円
第10階層	第7階層	38,400円	90.0%	25,280円	13,120円	2人	29,600円	4,320円	33,900円	4,300円	38,400円	4,500円

町の基準	国の基準	4歳児以上				第1年目	差引額	第2年目	差引額	第3年目	差引額	
第1階層	第1階層	0円		0円	0円	10人	0円	0円	0円	0円	0円	
第2階層	第2階層	5,400円	90.0%	6,000円	-600円	32人	5,800円	-200円	5,600円	-200円	5,400円	-200円
第3階層	第3階層	14,800円	89.7%	14,000円	800円	22人	14,200円	200円	14,400円	200円	14,800円	400円
第4階層				16,500円	-1,700円	22人	16,000円	-500円	15,600円	-400円		-800円
第5階層	第4階層	24,300円	90.0%	23,000円	1,300円	6人	23,400円	400円	23,800円	400円	24,300円	500円
第6階層				25,280円	-980円	24人	24,900円	-380円	24,600円	-300円		-300円
第7階層	第5階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	9人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円
第8階層				25,280円	7,620円	17人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円		2,600円
第9階層	第6階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	10人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円
第10階層	第7階層	32,900円	90.0%	25,280円	7,620円	2人	27,800円	2,520円	30,300円	2,500円	32,900円	2,600円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	5		2. 担当専門部会		財政専門部会		
			3. 担当部署		教育課		
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立					
5. 中分類	1	歳入					
6. 小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担					
7. 細分類	2	公共施設使用料の見直し					
8. 具体的改革項目	1	施設使用料の有料化及び減免規定の見直し					
9. 実施概要	<p>施設使用料は、利用者が利益を受けるものであるとの前提から、その受益者負担の原則により行政サービスの対価として徴収するものである。よって、行政負担と利用者負担を明確にし、受益と負担の公平性を確保する。</p> <p>このことから、現に無料化している施設の有料化や、減免規程についても真にやむを得ないもの限り認めることなど、平成17年11月より検討を行う。</p> <p>また、検討にあたっては、現行使用料の見直しについても考慮する。（施設維持管理費と使用料収入の収支率や近隣市町村の状況など）</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年11月
						12. 到達年月	H18年10月
	▲	▲	▲	▲		13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	<p>検討期間終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 無料施設の有料化について</p> <p>2. 減免規定について</p> <p>3. 現行使用料の見直しについて</p>				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

施設使用料関係資料

総合福祉センター 34.52%

(歳入) 21,333千円

使用料・・・・・・・・21,333千円

(歳出) 61,795千円

施設費

需用費・・・・・・・・33,909千円

役務費・・・・・・・・1,038千円

委託料・・・・・・・・26,622千円

使用料及び賃借料・・226千円

中央公民館体育施設 23.16%

(歳入) 4,760千円

体育センター使用料・・1,883千円

野球場使用料・・・・・・・・1,362千円

総合プール使用料・・・・・・・・420千円

浮洲野球場使用料・・・・・・・・207千円

テニス場使用料・・・・・・・・395千円

町民グラウンド使用料(照明) 396千円

武道館使用料・・・・・・・・97千円

(歳出) 20,547千円

施設費

需用費・・・・・・・・5,692千円

役務費・・・・・・・・210千円

委託料・・・・・・・・9,797千円

使用料及び賃借料・241千円

その他費用・・・・・・・・4,607千円

中央公民館研修施設 4.23%

(歳入) 1,207千円

公民館使用料・・・・・・・・1,151千円

長谷別館使用料・・・・・・・・56千円

(歳出) 28,565千円

施設費

需用費・・・・・・・・11,210千円

役務費・・・・・・・・759千円

委託料・・・・・・・・9,007千円

使用料及び賃借料 1,110千円

その他費用・・・・・・・・6,479千円

鞍手町総合福祉センター 使用料

施設名		使用料金			照明使用料	冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
							利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
管理棟	研修室A	1時間	町内	400円		200円	4,991人	119,850円
			町外	800円		300円		
	研修室B	1時間	町内	200円		100円		
			町外	400円		150円		
保健棟	多目的ホール	1時間	町内	500円		250円	4,671人	44,820円
			町外	1,000円		375円		
	多目的室A	1時間	町内	200円		100円	1,004人	20,430円
			町外	400円		150円		
	多目的室B	1時間	町内	200円		100円		
			町外	400円		150円		
	リラックスルーム 健康機器A	1回につき	町内	500円		無料	30人	15,920円
			町外	800円		100円		
	リラックスルーム 健康機器B	1回につき	町内	200円		無料		
			町外	300円		100円		
健康増進室	1時間	町内	400円		200円	8,182人	149,950円	
		町外	800円		300円			
栄養指導室	調理台1台につき	町内	100円		200円	1,523人	23,530円	
		町外	200円		300円			
福祉棟	学習室	1時間	町内	200円		150円	322人	14,310円
			町外	400円		225円		
	視聴覚室	1時間	町内	400円		200円	36人	2,940円
			町外	800円		300円		
	浴場	1人	障害者	200円		カラオケ 1曲50円	78,551人	18,113,500円
			小人	150円				
大人			300円					
計						99,310人	18,505,250円	

施設名		使用料金			照明使用料	冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
							利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
アリーナ	全室	1時間	町内	360円	500円	300円	14,121人	1,420,390円
			町外	540円	750円	450円		
	3分の2室以下 3分の1室超	1時間	町内	240円	500円	300円		
			町外	360円	750円	450円		
	3分の1室以下	1時間	町内	120円	500円	300円		
			町外	180円	750円	450円		
その他	1時間	町内	2,000円	500円	500円			
		町外	3,000円	750円	750円			
トレーニングルーム		1回当たり	町内	220円		100円	4,851人	1,407,860円
			町外	250円		100円		
計						18,972人	2,828,250円	

鞍手町体育施設 使用料

施設名		使用料金			照明使用料 (1時間当たり)	歳入(16年度決算)	
						利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
町立体育館	1面 バドミントン	1時間		300円	500円	34,371人	1,882,753円
		1時間		100円	500円		
	全館	1時間		1,200円	2,000円		
町民武道館	専用	1時間	町内	300円		8,171人	97,618円
			町外	600円			
	個人	1時間	町内	30円			
			町外	80円			
備考：委員会が認めたスポーツサークルが使用する場合は無料とする							
町立弓道場	個人	1時間	町内	100円		1,440人	0円
			町外	200円			
	団体	1時間	町内	200円			
			町外	300円			
備考：委員会が認めたスポーツサークルが使用する場合は無料とする 高校生以下の使用は2分の1の額とする							
町立野球場		1時間	町内	500円	(1時間) 5,000円 (2時間) 7,000円 (3時間) 9,000円	7,999人	1,361,850円
		1時間	町外	1,000円			
町民グラウンド		1時間		無料	500円	21,198人	396,900円
町立テニスコート	1面	1時間	町内	400円	(2面) 700円	2,367人	395,025円
			町外	600円			
町立浮洲野球場		1時間	町内	500円		1,989人	206,850円
			町外	1,000円			
総合プール		2時間	一般(16歳以上)	200円		3,851人	419,790円
			子供(15歳以下)	100円			
計						81,386人	4,760,786円

施設名	使用料金			冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
					利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
研修室 1 (大講堂)	9:00~13:00	4時間	2,000円	各部屋使用料金の2分の1	15,612人	265,227円
	13:00~18:00	5時間	2,500円			
	18:00~22:00	4時間	3,500円			
研修室 2	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,566人	112,980円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
研修室 3	9:00~13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	4,903人	266,553円
	13:00~18:00	5時間	600円			
	18:00~22:00	4時間	800円			
研修室 4 (工作室)	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,677人	271,530円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
研修室 5 (和室)	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	3,036人	142,485円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
茶室	9:00~13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	540人	57,951円
	13:00~18:00	5時間	600円			
	18:00~22:00	4時間	800円			
視聴覚室	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	1,080人	0円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
母と子の図書室	9:00~13:00	4時間	300円	各部屋使用料金の2分の1	283人	5,670円
	13:00~18:00	5時間	400円			
	18:00~22:00	4時間	500円			
料理教室	9:00~13:00	調理台1台	500円	各部屋使用料金の2分の1	613人	29,448円
	13:00~18:00	調理台1台	600円			
	18:00~22:00	調理台1台	800円			
計					33,310人	1,151,844円

施設名	使用料金			冷暖房使用料	歳入(16年度決算)	
					利用者数	利用料金額 (照明・冷暖房費を含む)
長谷別館 研修室 6	9:00~13:00	4時間	600円	各部屋使用料金の2分の1	442人	27,930円
	13:00~18:00	5時間	800円			
	18:00~22:00	4時間	1,000円			
長谷別館 研修室 7	9:00~13:00	4時間	500円	各部屋使用料金の2分の1	442人	28,134円
	13:00~18:00	5時間	600円			
	18:00~22:00	4時間	800円			
計					884人	56,064円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年3月31日追加

1. 連番	5	2. 担当専門部会	財政専門部会					
		3. 担当部署	教育課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立						
5. 中分類	1	歳入						
6. 小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担						
7. 細分類	2	公共施設使用料の見直し						
8. 具体的改革項目	1	施設使用料の有料化及び減免規定の見直し						
9. 実施概要	<p>施設使用料は、利用者が利益を受けるものであるとの前提から、その受益者負担の原則により行政サービスの対価として徴収するものである。よって、行政負担と利用者負担を明確にし、受益と負担の公平性を確保する。</p> <p>このことから、現に無料化している施設の有料化や、減免規定についても真にやむを得ないものに限り認めることなど、平成17年11月より検討を行ってきた。</p> <p>その結果、中央公民館施設及び体育施設の使用料金について、町外使用者の使用料を10割増、現在無料の町民グラウンドを町外使用者は有料とし、また、減免では各団体によって異なっていた減額率を2分の1に統一することとする。ただし、町内の児童・生徒の団体が使用する場合は無料とする。</p> <p>平成19年3月議会において条例等の整備を行っており、周知期間を経て平成19年7月より実施することとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年07月	
			● ● ● ● ● ● ● ● ● ●			12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、増収目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		2,925 千円	
					内 訳	A 支出の削減	千円	
						B 収入の増額	2,925 千円	
					C 支出の増額	千円		

鞍手町文化体育総合施設 改定後の収入見込み額調べ

(平成18年度を基準とし照明料、冷・暖房料は除く)

	平成18年度 使用料計 A	収入のうち 照明料及び 冷暖房費 B	平成18年度 差引使用料 C (A - B)	(Cの内訳) 町内利用者		(Cの内訳) 町外利用者		町外利用者の改定状況及び 使用料見込み		改定後の使 用料収入見 込み J (E + I)	差引使用料 増額見込み K (J - C)
				割合 D	概算使用料 E	割合 F	概算使用料 G	改定状況 H	使用料見込み I		
公民館	1,155,836	348,704	807,132	70%	564,992	30%	242,140	10割増し	484,279	1,049,272	242,140
テニスコート	432,896	183,500	249,396	30%	74,819	70%	174,577	改定なし	174,577	249,396	0
野球場	1,242,675	621,375	621,300	40%	248,520	60%	372,780	既改定済	372,780	621,300	0
浮洲公園野球場	159,600	0	159,600	40%	63,840	60%	95,760	既改定済	95,760	159,600	0
体育館	2,155,538	1,575,000	580,538	30%	174,161	70%	406,377	10割増し	812,753	986,915	406,377
町民グラウンド	447,825	447,825	0	40%		60%	0	有料化	260,190	260,190	260,190
武道館	124,425	12,440	111,985	50%	55,993	50%	55,993	10割増し	111,985	167,978	55,993
弓道場			0	100%	0	0%	0	減免の見直し	100,000	100,000	100,000
大谷公園			0		0	0%	0	改定なし	0	0	0
総合プール	407,190		407,190	70%	285,033	30%	122,157	改定なし	122,157	407,190	0
合計	6,125,985	3,188,844	2,937,141		1,467,358		1,469,783		2,534,482	4,001,840	1,064,699

■財政的効果

- ・平成19年度 (9ヶ月分 1,064千円×9/12) 797千円
 - ・平成20年度 1,064千円
 - ・平成21年度 1,064千円
- 合計 2,925千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	6		2. 担当専門部会	財政専門部会			
			3. 担当部署	総務課・産業課・まちづくり対策課			
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立					
5. 中分類	1	歳入					
6. 小分類（基本目標）	3	財源の確保					
7. 細分類	1	企業誘致の促進と未利用地の処分					
8. 具体的改革項目	1	企業誘致の促進と未利用地の処分					
9. 実施概要	<p>現在、大きな面積の主な未利用地として、室木の山林、中山宗春の原野、中山石ヶ崎の鉱害試験地の跡などがある。これらについて地理的な状況などを勘案して、民間による住宅団地開発や、企業誘致を積極的に働きかける。</p> <p>また、その他の未利用地については、平成18年度中に現状を正確に把握し、活用策や公募による売却などを検討する。</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
		▲ ▲ ▲ ▲				12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度 終了後
14. 指標 （評価の方法）	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 未利用地の状況</p> <p>2. 未利用地の活用策</p>				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

主な町有地未利用地 300㎡以上一覽表

大 字	小 字	地 番	登記地目	登記面積(㎡)	摘 要
長谷	八久保	778-1	田	410.00	
室木	谷ノ山	205-1	山林	428,017.00	
室木	谷ノ山	220	田	436.00	道路残地
室木	伏原	740-2	山林	667.00	
八尋	末森	217-2	山林	754.00	道路残地
新延	野田	1298-7	原野	624.00	泉水残地
新延	新町原	1398-3	山林	812.00	旧児童センター
中山	明道	2185-1	原野	9,047.00	宗春
中山	長崎	2936-1	田	525.00	鉱害試験地跡地
中山	長崎	2936-3	田	378.00	鉱害試験地跡地
中山	石ヶ崎	3024-35	雑種地	10,407.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3024-36	雑種地	2,100.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3059	田	829.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3060-1	田	1,110.00	鉱害試験地跡地
中山	柳	3061	田	1,110.00	鉱害試験地跡地
中山	幸ノ浦	3342-1	宅地	5,851.31	いむた団地法面
中山	唐ヶ崎	3485-108	宅地	569.81	いむた区残地
小牧	菰川添	739-1	田	677.00	旧国鉄用地
小牧	藤郷	1818	雑種地	428.00	大池
小牧	藤郷	1819-2	雑種地	466.00	大池
小牧	藤郷	1820-2	雑種地	315.00	大池
小牧	藤郷	1891-1	原野	975.00	大池
小牧	西牟田	2120-1	山林	982.00	中央公民館裏空地
猪倉	廣狭	431	田	933.00	猪倉
猪倉	廣狭	432	田	1,158.00	猪倉

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年3月31日追加

1. 連番	6		2. 担当専門部会	財政専門部会					
			3. 担当部署	総務課・企画財政課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5. 中分類	1	歳入							
6. 小分類（基本目標）	3	財源の確保							
7. 細分類	1	企業誘致の促進と未利用地の処分							
8. 具体的改革項目	1	企業誘致の促進と未利用地の処分							
9. 実施概要	<p>現在、大きな面積の主な未利用地として、室木の山林、中山宗春の原野、中山石ヶ崎の鉱害試験地の跡、小牧用地などがある。これらについて、民間による住宅団地開発や、企業誘致を促進するため「企業立地ガイド」を作成し、企業セミナーなどで関係機関へ積極的に働きかけることとする。</p> <p>また、その他の未利用地については、払い下げの公募を行っていくこととする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、未利用地の活用状況及び払い下げの実施状況により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円		
					内 訳	A 支出の削減	千円		
						B 収入の増額	千円		
						C 支出の増額	千円		

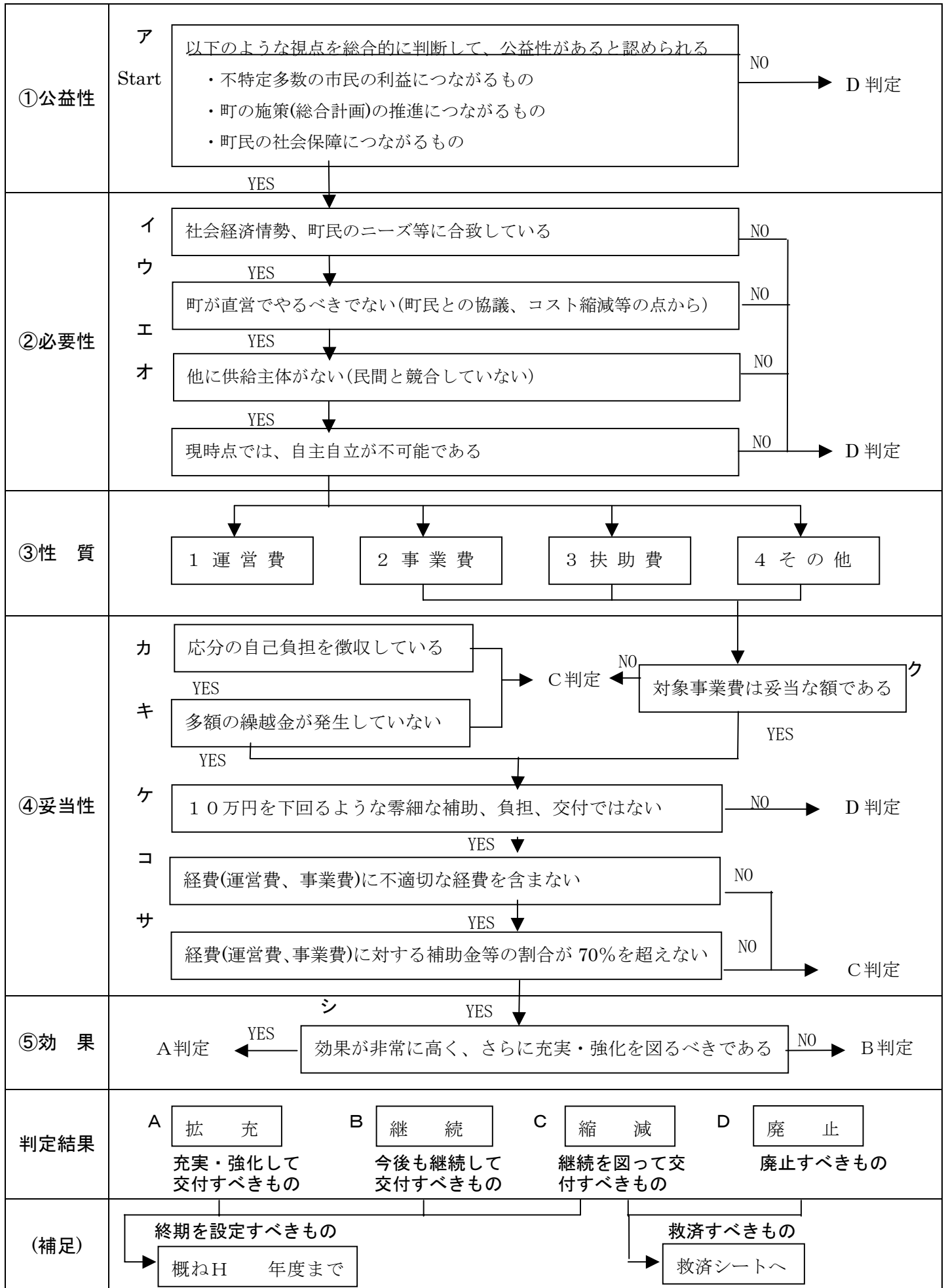
第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	7		2. 担当専門部会		財政専門部会				
			3. 担当部署		総務課・税務住民課・保険健康課・福祉人権課・農政環境課・教育課				
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5. 中分類	2	歳出							
6. 小分類（基本目標）	4	各種補助金の見直し							
7. 細分類	1	補助金の見直し							
8. 具体的改革項目	1	交付基準に基づく各種補助金の見直し							
9. 実施概要	<p>各種補助金については、第3次改革において各補助金の一律カットという手法で見直しを行ってきたが、補助対象経費において、明確な基準が示されていないことから、本来、自己資金にて負担すべきものが含まれている例も見受けられる。</p> <p>今後は、単に補助金の削減、廃止ということだけでなく、公平性、透明性、公益性を確保し、効果的・効率的かつ適正に運用するため、補助金のあり方を再評価する「補助金の基準」の策定など、新たな補助金制度を構築する。</p> <p>見直しにあたっては、法令等に基づく補助、団体運営費補助、外郭団体への補助、イベント補助に大別し、継続して実施する。</p> <p>また、新たな補助金制度による削減目標は、平成17年度予算額127,181千円の約10%（12,000千円）とする。</p> <p>○補助金の基準策定の柱</p> <p>①補助金交付基準・・・補助金の効果性、的確性及び補助対象経費の基準</p> <p>②補助金評価基準・・・社会的ニーズ、費用対効果など補助金交付の評価を評定方式で実施する基準</p> <p>③補助金見直し基準・・・継続、終期設定、廃止、統合など補助金の交付を見直す基準</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		36,000 千円	
						内 訳	A 支出の削減	36,000 千円	
							B 収入の増額	千円	
C 支出の増額	千円								

補助金等審査判定シート

例

* 支出が義務づけられている補助金等は、この限りではない。



* 補助金一覧表 (⑰当初予算) 「町単独」

(単位:千円)

種別	No.	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 17 年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の 有・無	見直し 有・無	16年度 繰越額	備考
											町単費分				
補助金	1	議会費	議会	議会互助会団体保険補助金	議員の共済掛金への補助	120	145	116	-4	97%	116				
補助金	2	交通安全対策費	総務課	直方地区交通安全協会鞍手ブロック補助金	町内交通安全運動の推進、交通安全指導などを行う	60	60	48	-12	80%	48	無	有	109	直方地区安全協会助成金有
補助金	3	一般管理費	総務課	職員互助事業補助金	町職員の福利厚生を目的とし、実施事業を補助するため補助金を交付する	2,156	2,256	1,599	-557	74%	1,599				
補助金	4	防犯費	総務課	防犯灯設置補助金	自治区内の防犯灯はそれぞれの自治区で設置から維持管理までをするが、その中で増設や器具の取替えについては町から一部助成する	400	400	350	-50	88%	350				
補助金	5	環境衛生費	住民課	霊柩車使用料補助金	鞍手町住民が、葬儀を行うために霊柩車を使用する場合において、住民の福祉を推進することを目的とする。(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける世帯)	424	152	127	-297	30%	127				
補助金	6	じん芥処理費	住民課	ごみ減量リサイクル推進補助金	資源物の集団回収を実施する団体に対し奨励金を交付し、ごみの減量と資源の有効利用並びに環境の美化向上を推進することを目的とする	2,633	3,244	3,518	885	134%	3,518				
補助金	7	じん芥処理費	住民課	鞍手町生ゴミ処理容器購入費補助金	ごみの減量化推進の一環として、生ゴミ処理容器(以下「容器」という。)を設置する者に対して、一般家庭から排出されるごみの減量化を図ることを目的とする	110	77	33	-77	30%	33				
補助金	8	し尿処理費	住民課	し尿収集町補助金	郡内四町において料金を統一したが、住民の負担軽減を図るため、補助金を交付する。(1人に対し30円)	6,472	6,411	5,768	-704	89%	5,768				
補助金	9	社会福祉総務費	福祉課	中国帰国者自立促進協議会補助金	中国帰国者が一日も早く自立できるよう、高校・専修学校在学者及び自動車運転免許取得者への奨学資金の援助等を目的とする	10	10	10	0	100%	10				社団法人への賛助会員費
補助金	10	社会福祉総務費	福祉課	社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会補助金	鞍手町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に補助	62,002	55,779	52,516	-9,486	85%	52,516				
補助金	11	税務総務費	税務課	町租税教育推進協議会補助金	児童生徒に対する納税意識の向上の啓発推進を図ることを目的とする	112	92	167	55	149%	167	無		8	町補助金で運営

* 補助金一覧表 (17当初予算) 「町単独」

(単位:千円)

種別	No.	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 17 年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の 有・無	見直し 有・無	16年度 繰越額	備考
											町単費分				
補助金	12	社会福祉総務費	福祉課	身体障害者福祉会補助金	障害を克服して明朗・快活かつ積極的な性格を養うとともに、社会の身体障害者に対する認識と理解の高揚を図ることを目的とする	100	100	80	-20	80%	80	有 15名	有	1,764	1組織で運営
補助金	13	社会福祉総務費	福祉課	身体障害者郡体育祭補助金	鞍手郡各町の身体障害者(児)の親睦を図るとともに、障害者の主体的・自主的な社会参加を促進するため	75	75	75	0	100%	75	有 106名	無		
補助金	14	社会福祉総務費	福祉課	町遺族会補助金	戦争における鞍手町出身の戦没者を追悼し、ご遺族をお慰めするとともに世界の恒久平和を祈念する事業を実施するために補助金を交付	80	80	64	-16	80%	64	有 96名	有	515	
補助金	15	社会福祉総務費	福祉課	原爆被災者の会補助金	県相談所・県被団協と連携を密にし、会の役員や相談員と共に相談活動の充実を図り、また後世に被爆の実相を伝えるため、被爆体験を語り継ぎ体験記を通して核廃絶を訴えることを目的とする	50	50	25	-25	50%	25	有 256名	有	67	
補助金	16	児童福祉総務費	福祉課	放課後児童健全育成事業補助金	昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成・指導を効果的、継続的に実施するため、学童保育所を設置する組織団体に対し、費用の一部を補助することによって、児童の健全育成の向上を目的とする	449	1,422	4,795	4,346	1068%	4,795	無	無	1,123	委託料で不足分を補助 *特別会計への繰入有り(退職金積立200千円)
補助金	17	人権推進教育事業費	人権推進課	鞍手町同和教育研究協議会補助金	人権と共生の社会を実現するために部落問題の解決を目指す同和教育の内実を基盤に据え、人権教育の確立に向けた研究と実践につとめることを目的とする	2,500	2,000	1,600	-900	64%	1,600	有 256名	有	454	行政、学校、各種代表者(会計は人権推進課)
補助金	18	人権推進教育事業費	人権推進課	推進教員行動費補助金	同和教育の進化・充実を図ることを目的とする	480	360	96	-384	20%	96	無	有		担当教員の旅費
補助金	19	人権推進教育事業費	人権推進課	解放活動団体補助金	同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の課題解決に向けて資することを目的とする	2,350	1,880	1,880	-470	80%	1,880	無	有		各支部負担金(舟川、八尋、春日)
補助金	20	保健衛生総務費	健康増進課	直鞍地域精神障害者共同作業所運営費補助金	直方鞍手地域に居住する回復途上にある精神障害者が、仲間と語り合い、憩い集う場としながら、作業を通して、対人関係の円滑化、日常生活への適応能力の向上、職業技能の習得など、通所生の社会的な自立の促進を図ることを目的とする	243	243	487	244	200%	487				直鞍組織への負担金

* 補助金一覧表 (⑰当初予算) 「町単独」

(単位:千円)

種別	No.	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 17 年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の 有・無	見直し 有・無	16年度 繰越額	備 考
											町単費分				
補助金	21	保健衛生総務費	健康増進課	病院群輪番制病院事業補助金	初期医療施設である休日等夜間急患センター、在宅当番医制と円滑な医療の連携体制を確保することを目的として直鞍1市4町で医療に必要な医師、看護師等の医療従事者に必要な経費の一部を助成する	5,162	5,154	4,917	-245	95%	4,917				直鞍組織への負担金
補助金	22	水田農業経営対策事業費	産業課	計画転作互助方式推進事業補助金	転作に取り組む農家に対し、経営安定を図るため	22,900	23,700	26,603	3,703	116%	26,603				
補助金	23	商工振興費	産業課	鞍手町商工会補助金	地域内の商工業発展のための総合的経営改善を図り併せて社会一般の福祉の増進に資すること	4,500	5,300	9,942	5,442	221%	9,942				
補助金	24	商工振興費	産業課	産業まつり補助金	町民相互のコミュニケーションと村おこし町づくりとしての産業まつりを円滑に運営すること	2,349	2,157	2,300	-49	98%	2,300				
補助金	25	農業振興費	産業課	農業振興会補助金	鞍手町農業の振興はかり、米・麦等の作付けにより部会員の経営の安定を図るため	200	200	160	-40	80%	160	有 139名	有	281	JAより助成金有り
補助金	26	農業振興費	産業課	農村青少年技術研修補助金	各地区の農村青少年の交流を図ることにより将来の担い手を育成する	100	100	80	-20	80%	80	有	有	11	4Hクラブ
補助金	27	水田農業経営対策事業費	産業課	水田営農確立対策補助金	営農組合に研修等の補助を行い健全な営農組合を育成すること	1,000	1,000	800	-200	80%	800	無	有		JAより助成金有り
補助金	28	農業振興費	産業課	農業後継者育成補助金	農業体験や自然とのふれあいを通じて農業に対しての理解を深め農業の後継者を育成する	660	660	528	-132	80%	528	無	有	172	青年部より助成金有(438千円)
補助金	29	社会教育総務費	社会教育課	青少年育成町民会議補助金	青少年の健全な育成及び非行防止を図ることを目的とする	1,300	1,300	1,040	-260	80%	1,040	有 225名	有	232	県補助有(72千円)
補助金	30	社会教育総務費	社会教育課	子ども会連絡協議会補助金	子供会の健全育成を図ることを目的とする	200	200	160	-40	80%	160		有		
補助金	31	文化財保護費	社会教育課	町文化連盟補助金	鞍手町における文化、芸能及び芸術の振興と向上普及に努め、明るい郷土作りに寄与することを目的とする	500	500	400	-100	80%	400	無	有	124	美術部会、芸能部会へ育成費(360千円)(美術協会会費有り85名)特別会計繰越金(1,780千円)
補助金	32	文化財保護費	社会教育課	指定文化財保護育成補助金	各指定文化財を顕彰並びに保存活動することを目的とする	160	160	128	-32	80%	128		有		
補助金	33	保健体育総務費	社会教育課	町体育協会育成補助金	住民の体力を増進させると共に、相互の親睦を深め明るい町づくりに貢献することを目的とする	1,300	1,300	1,040	-260	80%	1,040	有 103名	有	500	

* 補助金一覧表 (17当初予算) 「町単独」

(単位:千円)

種別	No.	目	担当課	説明	交付団体の設立目的等	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 17 年度	13/17差引	13/17対比	17年度の内	会費の 有・無	見直し 有・無	16年度 繰越額	備 考
											町単費分				
補助金	34	農業委員会費	農業委員会	農業者年金受給者協議会補助金	町内に居住する農業者年金受給者をもって構成し、農業者年金制度の拡充強化・啓蒙普及、農業経営の近代化等に寄与することを目的とする	50	40	40	-10	80%	40	有 50名	有	149	今年度で解散予定
補助金	35	教育振興費	学校教育課	保育所・幼稚園就園奨励補助金	幼児の保育及び就学前教育の普及充実を図る	2,810	2,592	2,466	-344	88%	2,466				
補助金	36	教育振興費	学校教育課	なかよし学級負担金 学級野外生活指導補助金	なかよし学級の児童・生徒が社会見学及び体験学習に要する経費に対し補助する	360	360	339	-21	94%	339				特殊学級
補助金	37	教育振興費	学校教育課	各種大会出場費補助金	鞍手町立小学校・中学校・鞍手分校の文化的体育的、生産的な部活動で県大会以上の大会に出場する引率の先生、児童生徒にたいする助成金の交付	1,800	1,800	1,300	-500	72%	1,300				県大会と出場時に発生
補助金	38	教育振興費	学校教育課	定時制高校学校教科書代補助金	勤労青少年の修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、定時制に在学する生徒の修学条件の改善を図るため、有職生徒に対し教科書代を補助する	729	661	193	-536	26%	193				個人を対象
補助金	39	教育振興費	学校教育課	非常勤講師旅費補助金	非常勤講師の交通費として補助金を交付する	186	228	452	266	243%	452				
補助金	40	公民館費	社会教育課	自治公民館育成補助金	公民館相互の交流・情報交換を行いあわせて自治公民館の活性化を図り地域住民の生涯学習の充実を図る為	1,058	1,173	939	-119	89%	939				
町単独補助金合計「40項目」						128,150	123,421	127,181	-969	99%	127,181	0	0	5,509	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	8		2. 担当専門部会	財政専門部会																																		
			3. 担当部署	総務課																																		
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																																				
5. 中分類	2	歳出																																				
6. 小分類（基本目標）	5	人件費の見直し																																				
7. 細分類	1	職員定数の見直し																																				
8. 具体的改革項目	1	適正な組織体制・人事配置の合理化																																				
9. 実施概要	<p>適正な組織体制を構築するため、業務量調査に基づく職員定員適正化計画を策定することとしているが、当面は、現行の普通会計職員163人を、平成20年4月1日までに145人に削減することを目標とし、課室局の統廃合やグループ制の導入などの人事配置の合理化を図り、平成19年度末までの退職に伴う補充（採用）を抑制することで人件費を削減する。また、職員の削減数が目標に達しない場合に備え、退職勧奨制度について検討を行うこととする。</p> <p>なお、職員適正化計画策定後には、業務量に基づく適正定員などを反映するため、内容を見直すこととする。</p> <p>【前年度退職者（定年退職者＋早期退職者）の次年度不補充による財政的効果】</p> <p>初年度平均人件費×不補充人数(定年＋早期)×実施期間＝不補充による効果額</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成18年度～21年度</td> <td>3,500千円</td> <td>×</td> <td>(2人＋2人)</td> <td>×</td> <td>4年</td> <td>=</td> <td>56,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度～21年度</td> <td>3,500千円</td> <td>×</td> <td>(5人＋1人)</td> <td>×</td> <td>3年</td> <td>=</td> <td>63,000千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度～21年度</td> <td>3,500千円</td> <td>×</td> <td>(7人＋1人)</td> <td>×</td> <td>2年</td> <td>=</td> <td>56,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>(18人)</td> <td></td> <td>175,000千円</td> </tr> </table> <p>※ 課室局の統廃合に伴い、平成18年10月からグループ制を導入し、平成20年4月から完全実施する。平成21、22年度は、平成20年度と同組織とする。</p>						平成18年度～21年度	3,500千円	×	(2人＋2人)	×	4年	=	56,000千円	平成19年度～21年度	3,500千円	×	(5人＋1人)	×	3年	=	63,000千円	平成20年度～21年度	3,500千円	×	(7人＋1人)	×	2年	=	56,000千円				計		(18人)		175,000千円
	平成18年度～21年度	3,500千円	×	(2人＋2人)	×	4年	=	56,000千円																														
平成19年度～21年度	3,500千円	×	(5人＋1人)	×	3年	=	63,000千円																															
平成20年度～21年度	3,500千円	×	(7人＋1人)	×	2年	=	56,000千円																															
			計		(18人)		175,000千円																															
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月																															
		●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月																															
						13. 公表時期	実施期間 終了後																															
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		175,000	千円																													
						内 訳	A 支出の削減	175,000	千円																													
							B 収入の増額		千円																													
						C 支出の増額		千円																														

年度別職員数と組織統廃合の状況

年度	職種	普通会計							企業会計等						合計	年度末退職者	統廃合の内容	統廃合後の課係数
		町長部局	議会	教委	農委	監査	小計	年度末退職者	水道	下水道	病院	老健	小計	年度末退職者				
17年度	行(一)	107	3	14	3	1	128	-2	11	6	11	2	30		158	-2	町長事務部局12課室24係 教育委員会2課2係 議会事務局 農業委員会事務局 水道事業1課3係 病院事業	
	行(二)	3		4			7				2		2		9	0		
	その他	28					28				139	20	159		187	0		
	計	138	3	18	3	1	163	-2	11	6	152	22	191	0	354	-2		
18年度	行(一)	106	3	14	2	1	126	-3	11	6	11	2	30		156	-3	町長事務部局11課室23係 教育委員会2課2係 議会事務局 水道事業1課3係 病院事業	
	行(二)	3		4			7	-2			2		2		9	-2		
	その他	28					28				139	20	159		187	0		
	計	137	3	18	2	1	161	-5	11	6	152	22	191	0	352	-5		
18年度 (10/1)	行(一)	107	3	13	2	1	126		11	6	11	2	30		156		町長事務部局12課室23班 教育委員会1課2班 議会事務局 水道事業1課3班 病院事業	
	行(二)	3		4			7				2		2		9			
	その他	28					28				139	20	159		187			
	計	138	3	17	2	1	161		11	6	152	22	191	0	352			
19年度	行(一)	109	3	10	2	1	125	-10	15		11	2	28	-2	153	-12	町長事務部局10課室23班 教育委員会1課2班 議会事務局 上下水道事業1課3班 病院事業	
	行(二)	7					7	-3					0		7	-3		
	その他	28					28				149	22	171		199	0		
	計	144	3	10	2	1	160	-13	15		160	24	199	-2	359	-15		
20年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	町長事務部局8課室12班 教育委員会1課2班 議会事務局 上下水道事業1課2班 病院事業	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28				149	22	171		199	0		
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
21年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	町長事務部局8課室12班 教育委員会1課2班 議会事務局 上下水道事業1課2班 病院事業	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28				149	22	171		199	0		
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
22年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	町長事務部局8課室12班 教育委員会1課2班 議会事務局 上下水道事業1課2班 病院事業	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28				149	22	171		199	0		
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
増減率 (%)	行(一)	-9.3	0.0	-28.6	-33.3	0.0	-11.7	-15	36.4	-100.0	0.0	0.0	-6.7	-2	-10.8	-17	行(一)17名及び行(二)5名 合計22名の 退職不補充による減員を図るが、病院事業1 0名及び介護老人保健事業2名 合計12名 の欠員補充を行なうため、計画実施による減 員は、10名となる見込。(病院事業から町 長事務部局への調理師2名の異動を含む。)	
	行(二)	33.3		-100.0			-42.9	-5			-100.0		-100.0	0	-55.6	-5		
	その他	0.0					0.0	0			7.2	10.0	7.5	0	6.4	0		
	計	-6.5	0.0	-44.4	-33.3	0.0	-11.0	-20	36.4	-100.0	5.3	9.1	4.2	-2	-2.8	-22		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成18年4月7日訂正差替

1. 連番	9	2. 担当専門部会	財政専門部会						
		3. 担当部署	総務課						
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5. 中分類	2	歳出							
6. 小分類（基本目標）	5	人件費の見直し							
7. 細分類	2	特別職等の給与・報酬等の見直し							
8. 具体的改革項目	1	特別職等の給与・報酬等の見直し							
9. 実施概要	<p>特別職の給与や報酬は、町長が条例を改定する場合、議会に提出しようとするときにあらかじめ、特別職報酬等審議会に諮問をし、その答申に基づいて改定されているものであるが、この審議会を2年に1回の定期的な開催とし、その時々的人事院勧告や近隣の市町村及び県内の動向を見極めながら改定の必要の有無などを検証する。</p> <p>平成17年12月8日付け特別職報酬等審議会答申に基づく改定により、見直しを行う。</p> <p>なお実施期間中の削減目標額は、特別職報酬等審議会答申に基づく改定による効果額、収入役事務を助役が兼掌することによる効果額及び議会議員定数の減員による効果額を合算した財政的效果額とする。</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月		
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月		
						13. 公表時期	実施期間 終了後		
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15. 財政的效果 (再掲) A+B-C	106,678	千円	
						内 訳	A 支出の削減	106,678	千円
							B 収入の増額		千円
							C 支出の増額		千円

特別職人件費改定等に関する資料

(報酬等審議会答申に基づく改定、収入役事務の兼掌及び議会議員定数の減員による財政的効果額)

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	説明
四役	現行	47,077	47,077	47,077	47,077	47,077	235,385	特別職報酬額等審議会答申により平成18年1月1日改定 町長▲7% 助役▲5% 収入役▲4% 教育長▲3%
	改定後	46,685	35,721	34,386	34,386	34,386	185,564	
	差額	-392	-11,356	-12,691	-12,691	-12,691	-49,821	
議会議員	現行	71,875	75,683	76,235	76,235	76,235	376,263	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 議長等▲2%
	改定後	71,875	74,365	59,770	57,586	57,586	321,182	
	差額	0	-1,318	-16,465	-18,649	-18,649	-55,081	
非常勤	現行	30,766	30,766	30,766	30,766	30,766	153,830	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 非常勤特別職等の報酬額等▲1.5%
	改定後	30,766	30,322	30,322	30,322	30,322	152,054	
	差額	0	-444	-444	-444	-444	-1,776	
合計	現行	149,718	153,526	154,078	154,078	154,078	765,478	
	改定後	149,326	140,408	124,478	122,294	122,294	658,800	
	差額	-392	-13,118	-29,600	-31,784	-31,784	-106,678	
説明		【四役】 報酬等審議会の答申による四役の改定分3月分の減額分 【議員】 議員数16名分(欠員1名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 欠員補充による増額(議員数17名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名⇒13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名⇒13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名⇒13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較		

常勤特別職等・議会議員の報酬月額

(平成17年7月1日現在)

区分	団体名	人口 (H17.3.31 現在)	常勤特別職等					議会議員			備考
			町長	助役	収入役	教育長	適用年月日	議長	副議長	議員	
近隣町 (鞍手・遠賀郡)	鞍手町	19,547	765,000	654,000	612,000	586,000	H14.4.1	331,000	276,000	260,000	14年度から行財政改革により四役3%の減額
	小竹町	9,730	745,000	627,000		592,000	H15.7.1	314,000	267,000	250,000	町長・助役・教育長10%、期末5%、議長5%、副議長3%、議員2%、期末5%減額 H17.4.1~H18.3.31 平成17年4月から町長が収入役を兼掌
	若宮町	10,055	764,000	634,000	597,000	571,000	H9.4.1	319,000	271,000	255,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1~H18.1.31
	宮田町	21,150	814,000	683,000	640,000	624,000	H9.4.1	334,000	290,000	267,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1~H18.1.31
	芦屋町	16,467	783,000	640,000	599,000	599,000	H5.4.1	345,000	318,000	298,000	町長5%、助役、収入役及び教育長4%減額H17.4.1~H19.3.31
	遠賀町	19,547	775,000	627,000	590,000	590,000	H17.7.1	346,000	291,000	272,000	報酬審議会の答申により平成17年7月1日から2.5%の減額
	水巻町	31,277	824,000	669,000	623,000	623,000	H15.7.1	361,000	320,000	300,000	町長5%、助役、収入役及び教育長3%減額H17.4.1~H18.3.31
	岡垣町	31,693	779,000	629,000		589,000	H17.7.1	337,000	298,000	278,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
以上8町平均(イ)			781,125	645,375	610,167	596,750		335,875	291,375	272,500	
一〇〇〇人以上 (二〇)	赤池町	10,041	741,000	605,000	567,000	551,000	H17.7.1	300,000	262,000	243,000	
	嘉穂町	10,068	735,000	598,000	569,000	557,000	H8.7.1	287,000	244,000	227,000	
	朝倉町	10,103	751,500	612,500		558,600	H15.7.1	309,000	254,000	235,000	平成17年7月から助役が収入役を兼掌
	庄内町	10,480	730,000	597,000	568,000	561,000	H5.12.1	286,000	253,000	235,000	町長709,000、助役584,000、収入役560,000、教育長556,000 H10.4.1~当分の間
	糸田町	10,568	635,000	535,000		511,000	H17.4.1	273,000	238,000	221,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
	筑穂町	11,294	763,000	625,000	587,000	572,000	H11.4.1	298,000	257,000	241,000	
	椎田町	12,109	746,000	597,000	560,000	520,000	H16.4.1	302,000	258,000	244,000	町長・助役・収入役・教育長5%減額改定 H16.4.1~
	立花町	12,279	807,000	643,000		595,000	H15.1.1	309,000	246,000	238,000	町長10%、助役5%、教育長5%減額 H15.1.1~H18.4.23 平成 16年4月から助役が収入役を兼掌
	添田町	12,575	896,000	679,000	634,000	610,000	H11.4.1	320,000	283,000	261,000	
	香春町	13,235	720,000	575,000	538,000	516,000	H7.6.1	280,000	240,000	226,000	
	二丈町	13,699	730,000	607,000	569,000	560,000	H17.4.1	330,000	282,000	265,000	

連番9 資料

○ ○ 人未満	黒木町	14,189	807,000	643,000		595,000	H17.4.1	324,000	258,000	250,000	町長10%、助役5%、教育長5%減額 H17.4.1~H18.3.31
	大木町	14,416	785,000	628,000	587,000	587,000	H8.1.1	307,000	250,000	233,000	町長10%、助役7%、収入役3%、教育長3%減額 H17.4~H19.1
	高田町	14,708	800,000	629,000		587,000	H17.4.1	325,000	271,000	254,000	町長15%、助役10%、教育長5% H17.4.1~H20.9.30、議長・副議長・議員10%減額 H17.4.1~H19.4.30 収入役欠員助役が職務代理
	桂川町	14,977	707,000	584,000	545,000	541,000	H16.4.1	303,000	263,000	245,000	町長350,000、助役330,000、収入役320,000、教育長320,000、議長278,000、副議長242,000、議員225,000 H17.4.1~H18.3.31
	大刀洗町	15,592	741,000	593,000		550,000	H17.4.1	290,000	244,000	228,000	平成17年4月から助役が収入役を兼掌
	志摩町	17,684	735,000	609,000		569,000	H17.4.1	333,000	285,000	266,000	特別職報酬審議会開催予定
	稲築町	19,643	750,000	613,000	575,000	565,000	H17.1.1	312,000	271,000	252,000	
	広川町	19,821	807,000	643,000	595,000	595,000	H11.4.1	324,000	258,000	250,000	町長10%、助役・収入役・教育長5%減額 H16.4.1~H18.3.31 平成13年より減額措置
以上19団体平均(口)			757,184	611,342	574,500	563,189		305,895	258,789	242,842	
以上(イ)、(ロ)の平均			764,278	621,426	586,389	573,133		314,778	268,444	251,630	
人口2万人未満の町の平均			760,450	616,467	619,844	569,231		311,574	264,674	248,389	

財政状況比較

区分	団体名	人口 (H17. 3. 31 現在)	平成15年度財政状況より			
			歳入総額(千円)	歳出総額(千円)	経常収支比率 (%)	財政力指数
近隣町 (鞍手・遠賀郡)	鞍手町	19,547	7,814,612	7,687,486	88.9	0.44
	小竹町	9,730	6,398,566	6,254,472	94.8	0.30
	若宮町	10,055	4,546,898	4,417,523	92.4	0.34
	宮田町	21,150	8,347,315	8,164,739	91.0	0.70
	芦屋町	16,467	12,742,393	12,531,856	105.8	0.37
	遠賀町	19,547	7,010,368	6,890,072	85.3	0.56
	水巻町	31,277	8,245,226	8,055,051	86.6	0.47
	岡垣町	31,693	8,400,100	8,125,419	78.9	0.49
一〇〇〇人以上 二〇〇〇人未満	赤池町	10,041	5,213,891	4,935,577	89.9	0.26
	嘉穂町	10,068	5,555,496	5,164,366	89.4	0.25
	朝倉町	10,103	4,482,448	4,369,727	83.2	0.30
	庄内町	10,480	5,289,964	5,076,795	97.4	0.44
	糸田町	10,568	4,868,686	4,463,741	94.1	0.23
	筑穂町	11,294	5,593,778	5,360,591	99.1	0.33
	椎田町	12,109	6,499,586	6,363,501	89.9	0.33
	立花町	12,279	5,718,900	5,400,417	89.8	0.24
	添田町	12,575	6,866,773	6,677,729	101.9	0.21
	香春町	13,235	6,591,792	6,379,713	89.3	0.34
	二丈町	13,699	5,128,827	4,831,587	87.2	0.38
	黒木町	14,189	8,762,921	8,467,073	87.6	0.25
	大木町	14,416	4,745,268	4,538,122	87.8	0.49
	高田町	14,708	5,161,911	4,745,296	87.5	0.35
	桂川町	14,977	6,306,565	6,171,247	102.2	0.33
	大刀洗町	15,592	5,549,647	5,393,463	78.7	0.42
志摩町	17,684	5,853,342	5,685,997	86.9	0.38	
稲築町	19,643	7,826,499	7,574,575	103.9	0.33	
広川町	19,821	6,379,020	6,175,780	88.5	0.53	

◎用語の解説

【経常収支比率】

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。これは、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）がどの程度充当されているかをみるもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。一般的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当とされ、それぞれ80%、75%を超えると注意を要するとされている。

【財政力指数】

基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去3ヵ年の平均値をいう。これはその団体の財政力を示すものであり、指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。なお、財政力指数が「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	10	2. 担当専門部会	財政専門部会																												
		3. 担当部署	企画財政課・建設課																												
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																													
5. 中分類	2	歳出																													
6. 小分類（基本目標）	6	公共事業等の見直し																													
7. 細分類	1	公共事業の見直し																													
8. 具体的改革項目	1	公共事業（町単独土木事業費）の抑制																													
9. 実施概要	<p>町単独土木事業における新規事業の実施を見送り、事業費の削減を図るものとする。 ただし、災害分及び緊急を要する事業に限り実施する。また、継続分については実施を原則とするが、実施時期については先送りも考慮するものとする。 なお、受益者に工事費の一部を負担させることについては、他町の状況を調査し、導入について検討する。</p> <p>財政シュミレーションによる平成18年度から平成21年度までの、4年間の町単独土木事業費922,184千円から、実施予定事業費311,240千円を差し引きし、610,944千円を削減目標とする。</p> <p>◎町単独土木事業費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">財政シュミレーション</th> <th style="text-align: center;">実施予定事業費</th> <th style="text-align: center;">差引削減目標額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: right;">247,046千円</td> <td style="text-align: right;">83,185千円</td> <td style="text-align: right;">163,861千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: right;">263,046千円</td> <td style="text-align: right;">94,885千円</td> <td style="text-align: right;">168,161千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: right;">212,046千円</td> <td style="text-align: right;">53,085千円</td> <td style="text-align: right;">158,961千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: right;">200,046千円</td> <td style="text-align: right;">80,085千円</td> <td style="text-align: right;">119,961千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">922,184千円</td> <td style="text-align: right;">311,240千円</td> <td style="text-align: right;">610,944千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">922,184千円－311,240千円＝610,944千円(削減目標額)</p>								財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額	平成18年度	247,046千円	83,185千円	163,861千円	平成19年度	263,046千円	94,885千円	168,161千円	平成20年度	212,046千円	53,085千円	158,961千円	平成21年度	200,046千円	80,085千円	119,961千円	計	922,184千円	311,240千円	610,944千円
	財政シュミレーション	実施予定事業費	差引削減目標額																												
平成18年度	247,046千円	83,185千円	163,861千円																												
平成19年度	263,046千円	94,885千円	168,161千円																												
平成20年度	212,046千円	53,085千円	158,961千円																												
平成21年度	200,046千円	80,085千円	119,961千円																												
計	922,184千円	311,240千円	610,944千円																												
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月																								
		●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月																								
						13. 公表時期	実施期間 終了後																								
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		610,944 千円																							
						内 訳	A 支出の削減	610,944 千円																							
							B 収入の増額	千円																							
							C 支出の増額	千円																							

町単独土木事業 各年度事業費

(単位:千円)

		18年度事業費	19年度事業費	20年度事業費	21年度事業費	18年度から21年 までの事業費合計
財政シュミレーションによる投資的経費の 額 (町単独土木事業費分)		247,046	263,046	212,046	200,046	922,184
町 単 独 事 業 費	道 路 橋 梁 費	50,671	65,671	23,871	50,871	191,084
	道 路 新 設 改 良 費	10,000	10,000	10,000	10,000	40,000
	治 水 堤 防 費	4,000	4,000	4,000	4,000	16,000
	用 排 水 路 費	18,514	15,214	15,214	15,214	64,156
	計	83,185	94,885	53,085	80,085	311,240
削減目標額		▲163,861	▲168,161	▲158,961	▲119,961	▲610,944

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成20年6月19日訂正差替

1. 連番	11		2. 担当専門部会	財政専門部会					
			3. 担当部署	福祉人権課					
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5. 中分類	2	歳出							
6. 小分類（基本目標）	7	経常経費、投資的経費の見直し							
7. 細分類	1	扶助費及び報償費の見直し							
8. 具体的改革項目	1	敬老祝金の支給対象者の見直し							
9. 実施概要	<p>敬老祝金については、80歳以上の人に支給していたものを、平成18年度からは80歳・85歳・90歳・95歳・100歳に達した年に支給（100歳以上は毎年支給）することとし、それに伴う削減目標額を、6,279千円としていた。</p> <p>数値目標額の算定にあたっては、平成17年度時点での支給対象者の推計数字を、平成17年9月30日現在の人口で計上していたが、実際の80歳以上人口と推計数字に大きな誤差が生じたため、支給対象者の推計数字を見直し、削減目標額を再算定することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月		
		●	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施機関終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		15,183 千円		
					内	A 支出の削減	15,183 千円		
						訳	B 収入の増額	千円	
					C 支出の増額		千円		

◎敬老祝い金に関する対象者及び交付金額の推移

(単位:円)

年齢	祝い金	18年度		19年度		20年度		21年度	
		対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額	対象者数	交付金額
80歳	10,000	181	1,810,000	157	1,570,000	159	1,590,000	189	1,890,000
85歳	10,000	95	950,000	98	980,000	103	1,030,000	126	1,260,000
90歳	15,000	51	765,000	53	795,000	59	885,000	66	990,000
95歳	15,000	18	270,000	21	315,000	30	450,000	44	660,000
100歳	20,000	16	320,000	9	180,000	13	260,000	22	440,000
合計		361	4,115,000	338	3,840,000	364	4,215,000	447	5,240,000

(注意:対象者数の増減は、転居及び死亡等の理由により推計できないため、平成19年9月30日現在の人口を年度ごとに計上)

◎敬老祝い金に関する近隣市町の状況

【平成17年度】

	鞍手町	直方市	小竹町	宮田町	若宮町	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町
敬老祝い金等の支給対象者及び支給額	<祝い金> ①80歳～89歳 5,000円 ②90歳以上 7,000円 【対象者】 1,221人 ①80歳～89歳 978人 ②90歳以上 243人	<祝い金>商品券 ①88歳 30,000円 ②100歳以上 50,000円 【対象者】 191人 ①88歳 177人 ②100歳以上 14人	<祝い金> ①88歳 10,000円 ②100歳以上 30,000円 【対象者】 55人 ①88歳 50人 ②100歳以上 5人	<祝い金> ①70歳～79歳 3,000円 ②80歳～89歳 4,500円 ③90歳～99歳 5,500円 ④100歳以上 30,000円 【対象者】 4,471人	<祝い品> ①80歳 5,000円 ②88歳 5,000円 ③99歳 5,000円 【対象者】 176人	<祝い金> ①75歳 5,000円 ②77歳 10,000円 ③88歳 20,000円 ④99歳 30,000円 ⑤100歳以上 50,000円 【対象者】 1,292人	<祝い金> ①70歳以上 20,000円 【対象者】 2,500人	<祝い金> ①72歳 5,000円 ②77歳 10,000円 ③88歳 30,000円 ④99歳 200,000円 【対象者】 683人 ①72歳 330人 ②77歳 271人 ③88歳 77人 ④99歳 5人	<祝い金> ①77歳 15,000円 ②88歳 30,000円 【対象者】 433人 ①77歳 343人 ②88歳 90人	<祝い品> ①88歳 8,000円 ②100歳以上 20,000円 【対象者】 61人 ①88歳 57人 ②100歳以上 4人
備考	総支給額 6,591,000円		平成17年度改正			<祝い品> ①90歳以上 対象者 435人	平成18年度改正予定 ①70歳 10,000円 ②77歳 20,000円 ③88歳 30,000円 ④100歳 100,000円	平成17年度改正	<祝い品> ①88歳以上 3,000円 対象者 507人	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年5月18日訂正差替

1. 連番	12	2. 担当専門部会	財政専門部会																												
		3. 担当部署	企画財政課・総務課・建設課・農政環境課・福祉人権課・教育課																												
4. 大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立																													
5. 中分類	2	歳出																													
6. 小分類（基本目標）	7	経常経費、投資的経費の見直し																													
7. 細分類	2	投資的経費の削減																													
8. 具体的改革項目	1	投資的経費の削減																													
9. 実施概要	<p>平成18年度から平成21年度までの、4年間の財政シミュレーションによる投資的経費（町単独事業が主な土木費を除く。）のうち一般財源として持ち出す172,990千円から、実施予定事業費のうち一般財源として持ち出す85,680千円を差引いた87,310千円を削減目標とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">財政シミュレーション 一般財源持出額</th> <th style="width: 20%;">実施予定事業費 一般財源持出額</th> <th style="width: 20%;">差引削減目標額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td style="text-align: right;">114,790千円</td> <td style="text-align: right;">52,680千円</td> <td style="text-align: right;">62,110千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: right;">36,200千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">25,200千円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">11,000千円</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">172,990千円</td> <td style="text-align: right;">85,680千円</td> <td style="text-align: right;">87,310千円</td> </tr> </tbody> </table>								財政シミュレーション 一般財源持出額	実施予定事業費 一般財源持出額	差引削減目標額	平成18年度	114,790千円	52,680千円	62,110千円	平成19年度	36,200千円	11,000千円	25,200千円	平成20年度	11,000千円	11,000千円	0千円	平成21年度	11,000千円	11,000千円	0千円	計	172,990千円	85,680千円	87,310千円
		財政シミュレーション 一般財源持出額	実施予定事業費 一般財源持出額	差引削減目標額																											
平成18年度	114,790千円	52,680千円	62,110千円																												
平成19年度	36,200千円	11,000千円	25,200千円																												
平成20年度	11,000千円	11,000千円	0千円																												
平成21年度	11,000千円	11,000千円	0千円																												
計	172,990千円	85,680千円	87,310千円																												
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月																								
						12. 到達年月	H22年03月																								
		●	●	●	●	13. 公表時期	実施期間 終了後																								
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		87,310 千円																							
						内 訳	A 支出の削減	87,310 千円																							
							B 収入の増額	千円																							
							C 支出の増額	千円																							

投資的経費の年度別集計表 (主要事業実施計画総括表)

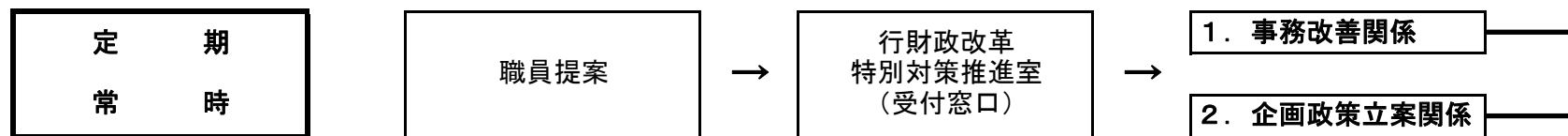
(単位:千円)

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計		
財政シミュレーション による投資的経費の額 (町単独土木事業費除く)	A	事業費	291,790	36,200	11,000	11,000	349,990	
		うち一般 財源持出	114,790	36,200	11,000	11,000	172,990	
実施 予定 主要 事業	労働費 (特定地域開発就労事業)	事業費	177,000				177,000	
		うち一般 財源持出	14,160				14,160	
	消防費	事業費	11,000	11,000	11,000	11,000	44,000	
		うち一般 財源持出	11,000	11,000	11,000	11,000	44,000	
	教育費	事業費	27,520				27,520	
		うち一般 財源持出	27,520				27,520	
	計	B	事業費	215,520	11,000	11,000	11,000	248,520
			うち一般 財源持出	52,680	11,000	11,000	11,000	85,680
	削減目標額 A-B		事業費	76,270	25,200	0	0	101,470
			うち一般 財源持出	62,110	25,200	0	0	87,310

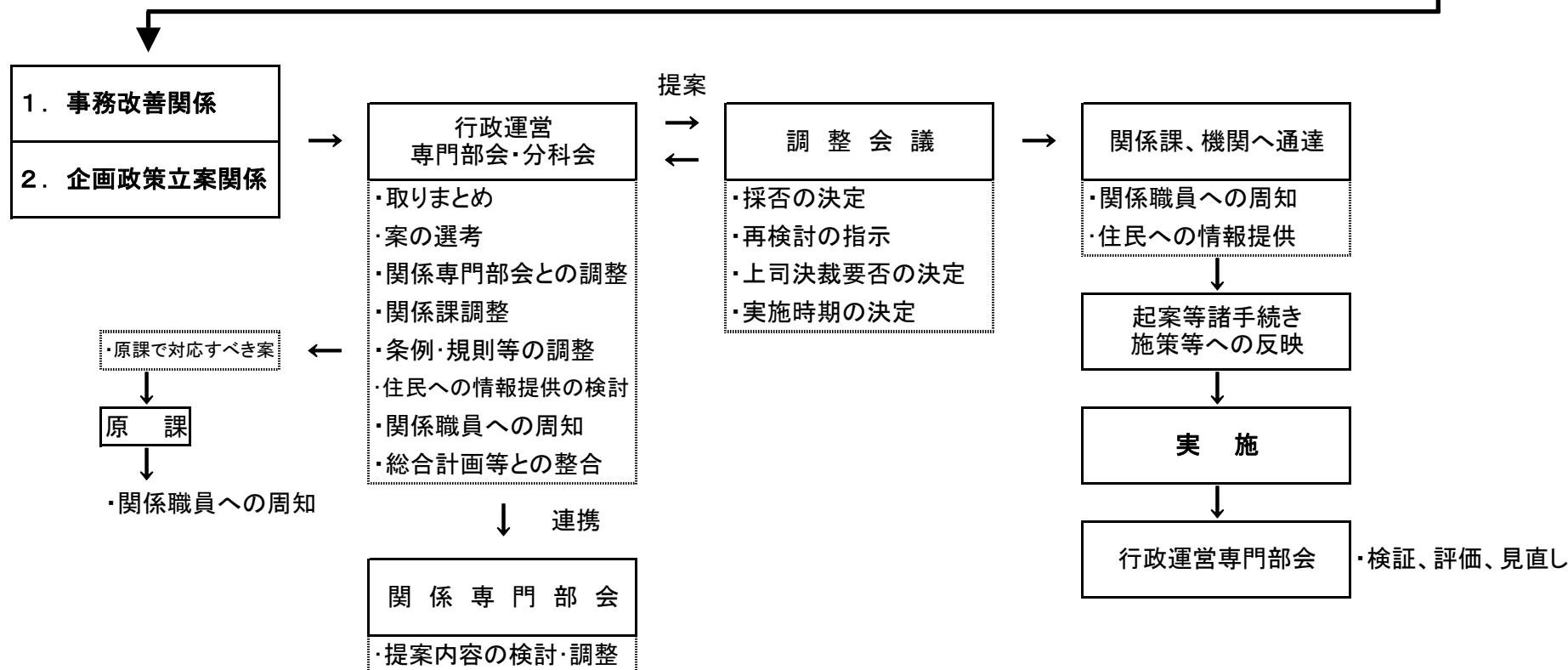
第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	13		2. 担当専門部会	行政運営専門部会			
			3. 担当部署	総務課			
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し					
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）					
8. 具体的改革項目	1	職員提案制度の導入					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったが、事務の簡素化・迅速化を図る過程における職員の関わりについて見直し、4次改革プランに引き継いで実施する。職員提案制度を導入することで、職員個人あるいは係・グループによる、職場環境や組織のあり方、事務・事業の改善案などを気軽に提案できる機会を創出でき、また、職員提案を、積極的に採用・実施することで、職員の意欲の向上、企画政策力の形成を図るとともに、事務・事業の能率の向上、経費の節減等につながると思われる。</p> <p>具体的には、職員提案制度の規程を策定し、事務改善、企画政策、組織のあり方など、町政全般に関する第1回の提案募集を、平成17年11月に実施し、その後、毎年8月に全職員を対象に実施する。さらに、常時職員提案を受け付ける窓口を開設し、当分の間、行財政改革特別対策推進室を充てることとする。</p> <p>また、事務改善、企画政策に係る推進体制を平成17年度中に確立し、関係課、関係機関への指示や、町政への反映など、職員提案制度の運用を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年11月
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
	●	●	●	●	●	13. 公表時期	実施期間終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、上記の職員提案制度の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。				15. 財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

8-1-1. 職員提案制度の導入



- ・定期…毎年8月、対象全職員とし、行財政改革のみにかかわらず意識の高揚を促す。
また、8月とすることで、次年度の主要事業計画、当初予算等に反映することが可能。
分類2ヶ月、関係分科会へ送付、確定した案件は実施、予算を伴う案件等は11月の主要事業ヒアリング時に提案。
- ・常時…常に窓口を開き、即応体制をとる。



関係専門部会構成員…関係専門部会および他の専門部会より2名を選出した構成とする。
必要により、専門職員等関係者の出席を要請できる。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年4月1日見直し

1. 連番	14	2. 担当専門部会	行政運営専門部会				
		3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し					
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）					
8. 具体的改革項目	2	決裁規程の見直し					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったため、事務の簡素化・迅速化について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>実施にあたり、第1段階として、支出負担行為決議書及び支出伝票、調定兼収入伝票について調査した結果、現行では、収入及び支出について500万円以上は町長決裁、500万円未満は副町長決裁となっている。</p> <p>伝票件数調べでは、総件数が収入は約3,400件、支出は約17,100件で、内、副町長決裁は税以外の収入で約3,200件、支出で約16,800件ある。</p> <p>支出については毎月20日前に支出請求書の締切りとなっており、この時期に決裁が集中する。</p> <p>そこで、購入契伺等については現行のとおりとし、30万円未満までの決裁権限を所管課局長、病院長（水道課は現行どおりとする。）に委譲したとき、収入約2,900件、支出約15,000件の副町長決裁に要する事務処理時間の短縮が図られる。</p> <p>よって、決裁権限委譲の上限額、購入契伺等の収入・支出に限定したものとするかの検討及び財務規則等の改正を行い、実施することとする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
		● ● ● ●		● ● ● ●	● ● ● ●	12. 到達年月	H22年03月
						13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、現在の副町長決裁の内、収入2,900件、支出15,000件を年間の削減目標とし、その到達率を評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

◎収入伝票件数調(会計・款別)

会計名	10,000円	10,000円～	100,001円～	300,001円～	500,001円～	5,000,001円	計
	未満	100,000円	300,000円	500,000円	5,000,000円	以上	
一般会計	1,804	574	165	52	201	87	2,883
国民健康保険事業特別会計	288	22	2	3	34	58	407
老人保健特別会計	0	9	0	0	22	43	74
鞍手町かんがい揚排水施設維持管理運営費特別会計	3	0	3	0	5	2	13
住宅新築資金等特別会計	0	2	0	1	1	0	4
鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	16	11	0	1	0	8	36
鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計	3	1	1	0	3	0	8
計	2,114	619	171	57	266	198	3,425

◎支出伝票件数調

節	10,000円	10,000円～	100,001円～	300,001円～	500,001円～	5,000,001円	計
	未満	100,000円	300,000円	500,000円	5,000,000円	以上	
報酬	1	34	50	5	26	1	117
給料	0	0	20	62	247	24	353
職員手当	459	1,107	194	20	98	19	1,897
共済費	48	431	188	77	86	1	831
賃金	183	849	768	0	12	0	1,812
報償費	266	502	55	4	1	1	829
旅費	499	263	27	2	3	0	794
交際費	0	10	5	0	0	0	15
需用費	1,488	1,787	431	129	120	0	3,955
役務費	446	350	91	3	8	0	898
委託料	147	528	499	96	152	15	1,437
使用料及び賃借料	333	422	76	13	41	0	885
工事請負費	0	1	5	5	101	78	190
原材料費	63	138	12	4	0	0	217
公有財産購入費	0	2	12	4	14	1	33
備品購入費	39	146	66	16	18	0	285
負担金補助及び交付金	308	690	224	114	178	136	1,650
扶助費	307	217	101	14	46	19	704
貸付金	0	0	0	0	2	1	3
補償補填及び賠償金	4	17	20	16	11	2	70
償還金利子及び割引料	16	28	10	6	25	30	115
積立金	3	5	2	0	2	5	17
公課費	7	13	0	1	0	0	21
繰出金	0	0	0	0	5	14	19
計	4,617	7,540	2,856	591	1,196	347	17,147

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年4月1日見直し

1. 連番	15	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し						
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）						
8. 具体的改革項目	3	事務処理の一元化						
9. 実施概要	<p>事務処理方法の改善にあたり、既存の事務の方法や手順について全面的な検証・見直し・改善を行っていく必要がある。しかし、検証・見直し・改善の作業は相当な量となるため、一度に全部を行うのは困難と思われるが、効率的な行政運営を進め、多様化する住民ニーズやますます増大する事務事業に対応していくためにも、セクション主義に囚われない事務改善を行わなければならない。</p> <p>そこで、事務処理のスピードアップと省力化を図るため、現在各課で行っている共通の事務について一元化を図るものとし、一元化できる事務の抽出や予算差引簿のあり方などを検討した上で実施していくこととする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、一元化による事務削減数を集計し、評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
							C 支出の増額	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年1月16日見直し

1. 連番	16	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し						
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）						
8. 具体的改革項目	4	電算システムの活用促進						
9. 実施概要	<p>現在の電算システムは、増大する事務量の対策として平成13年に導入し、事務処理に活用してきたところである。</p> <p>現在は、職員に1台のパソコン端末を配備。庁内LANの整備により、情報の共有等、幅広く利用され、事務の省力化にも大きな効果が認められる。</p> <p>そこで、電算システムの能力を最大限に引き出すため、平成18年1月から情報管理係を主体として有効活用のための調査に取り組み、随時作業を行うこととする。また、平成18年度に予定されている電算システムの能力アップに併せ、事務の簡素化・効率化をより一層推進することとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月	
		●	●	●	●	12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、活用促進されると認められる案件の処理状況により評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	17	2. 担当専門部会	行政運営専門部会				
		3. 担当部署	全庁				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	9	行政評価の定着					
7. 細分類	1	行政評価の導入					
8. 具体的改革項目	1	行政評価の導入					
9. 実施概要	<p>行政運営において、限られた財源で効率的・効果的に、且つ質の高い行政サービスの実現を目指し、「どれだけの効果があったか」などをチェックするために、行政評価の導入を図る。</p> <p>行政評価は、事務事業の目的に応じた評価手法があり、行財政改革の具体的改革項目の指標を設定して達成度を評価するのほひとつの手法であり、施策効果の事後チェックや事務事業の投入コストと有効性、進捗状況・成果・効率などを調査・分析・評価し、この評価結果を基に、次の計画、企画等に、また事業の縮減、廃止等に反映させるなど、行政の現状を認識し行政課題を見出す手段となる。さらには、職員の意識改革や組織改革にもつなげるという活動に他ならない。</p> <p>そこで、行政評価の導入にあたっては、施策・事務事業等の導入する範囲、その場合の手法などを検討するとともに、地方公共団体のチェック機能を果たすものとして、予算、その執行状況、決算といった段階における、審議、監査機関としての議会、監査委員それぞれの位置付けについても整合性を図る必要がある。</p> <p>よって、行政評価の導入の是非を含め、平成18年度を検討期間として定め、先進地事例調査、研究及び資料の収集、導入計画（案）などの検討を行う。また、行財政改革に係る具体的改革項目の評価を、職員の試行・実践として捉え、職員が評価の目的を理解・認識するためのステップとする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
		▲ ▲ ▲ ▲				12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度終了後
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。</p> <p>検討後の公表内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 導入の是非について 2. 導入する場合の手法について 3. 導入する場合の時期や範囲について 				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円					

参考例 事務事業評価シート（行財政改革一般用）

1. 概要

事務事業の名称		会計区分	担当部署
給与費支払い事務		<input type="checkbox"/> 一般会計	総務課人事係
		<input type="checkbox"/> 特別会計	評価表審査責任者
		<input type="checkbox"/> 企業会計	行財政改革推進室 諸富
上位	主たる上位計画	第4次行財政改革大綱	
開始年月	H.18.4		
施策	従たる計画	第4次行財政改革集中改革プラン実施計画に基づく事務事業の見直し	
到達年月	H.19.3		
目的	事務処理方法の改善		
事業内容 (実施内容)	各課共通の事務項目である給与費支払い事務を、総務課人事係に一元化する。		
成果	各課共通の事務項目である給与費支払い事務を、総務課人事係に一元化し、一括処理することで各課局の係における事務処理、決裁に要する時間の短縮と省力化が図れた。		
評価	<input type="checkbox"/> 十分な成果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果は上がっているが十分ではない <input type="checkbox"/> 成果が上がっていない		
	[理由] 給与支払い事務を一元化したことにより、各課局担当(総務課、企業会計を除く)の支出負担行為兼支出命令書の作成および上司の決裁が不要となり事務の簡素化が図れた。		
検証	<input type="checkbox"/> 終了・廃止 <input type="checkbox"/> 事業の目的が達成された <input type="checkbox"/> 一定の成果はあった <input type="checkbox"/> 成果が見込まれない <input type="checkbox"/> その他(
	<input type="checkbox"/> 継続 [事業の必要性等の説明] 事務改善の目的達成の検証結果を踏まえ、今後も事務の簡素化を推進するため継続していく必要がある。		
事業の見直し	[事務事業の見直し内容、改善のポイントの説明] 給与支払い事務一元化の検証結果を踏まえ、更に一元化が可能な事務項目の抽出、調整を行い事務の簡素化を推進する。		
目標	[再評価の時期]	平成	年 月

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年6月4日追加

1. 連番	17	2. 担当専門部会	行政運営専門部会						
		3. 担当部署	全庁						
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進							
5. 中分類	3	行政運営							
6. 小分類（基本目標）	9	行政評価の定着							
7. 細分類	1	行政評価の導入							
8. 具体的改革項目	1	行政評価の導入							
9. 実施概要	<p>行政評価とは、「政策、施策、事務事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するもの（総務省自治行政局）」と定義されており、新たな時代に求められる地方自治体の姿を確立するための最重要の取組として、基本方針を定め導入していくこととする。</p> <p>導入にあたっては、「住民の視点での行政運営（成果を重視した行政運営）」「住民への説明責任（行政情報の共有化）」「マネジメントサイクルによる業務の改善（財源の有効活用と職員の意識改革）」を目的として掲げ、基本方針を策定し、総合計画に基づく事務事業とその他事務事業に対する評価を実施する。</p> <p>また、庁内に副町長を委員長とする行政評価推進委員会と、実務担当者で構成する行政評価研究会を設置し、平成19年度を企画段階、平成20年度を試行段階、平成21年度以降を実施段階として、職員の手による制度設計及び運営を図っていくこととする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年06月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、行政評価の実施状況及びその効果について、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円		
					内 訳	A 支出の削減	千円		
						B 収入の増額	千円		
						C 支出の増額	千円		

行政評価制度導入に向けた基本方針

鞍手町行政評価推進委員会
(平成19年6月 決定)

1 趣旨

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化による行政需要の増大など地方行政を取り巻く環境は厳しい状況にある。

また、地方分権改革は実行の段階を迎えており、地方自治体は地域住民に最も身近な基礎自治体としての認識の下、自らの責任と自らの選択により地域住民への説明責任を果しながら行政運営を行っていくが求められている。さらに、行政の担い手である職員についても、時代の変化に対応した高い専門知識と主体的に行政課題を把握し、コスト意識を持って状況を打開していく経営感覚を備えた職員像が求められている。

一方、国・地方を通じて依然として厳しい財政状況を背景に、地方自治体においては行政施策の継続か廃止かという抜本的な見直しは避けて通ることができず、政策、施策、事務事業について民間企業のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を参考に、検証する仕組みを導入し、経営という視点に立って不断に改革を推進することが求められている。

このような中、行政コストの削減、職員の意識改革、成果重視の行政サービスの確立など、これまでの行政の進め方を根本的に変えるための有効な手段として、「行政評価」が地方自治体の間に広く認識されている。三重県の「事務事業評価システム」、静岡県「業務棚卸表」などの先進的な取組みに始まった行政評価は、国においても平成13年の中央省庁等改革の大きな柱の一つとして「政策評価制度」として導入されている。

鞍手町ではこのような背景を踏まえ、平成17年度に「第4次行財政改革集中改革プラン」また、平成18年度に「第4次総合計画」を策定し、町政における基本的な取組み方針の中で「行政評価」について明確に位置づけ積極的に取り組んでいくこととしており、新たな時代に求められる地方自治体の姿を確立するための最重要の取組みとして、この基本方針に基づき行政評価制度を導入することとする。

2 導入の目的

(1) 住民の視点での行政運営（成果を重視した行政運営）

これまでの行政運営は、計画を立て、それに伴う予算を確保し、その積算どおりに執行するといった「計画重視」の傾向にあるといわれている。しかしながら、これからの行政運営に求められるのは、計画した事業を実施し、その結果として住民生活がどのように向上したかといった「成果重視」の視点である。そのため、行政評価を通じて「住民の福祉の増進」という行政の本来の目的を改めて認識し、住民の視点に立った行政運営を、より一層推進していくための手段として本制度を導入する。

(2) 住民への説明責任（行政情報の共有化）

行政と住民の協働関係を築いていくためには、その前提として、お互いが行政の抱える課題や取り組みなどを共有することが必要である。そのためには、行政自らが透明性を高め、行政施策の決定過程や行政活動の成果など説得力のある情報を行政サービスの受益者たる住民に対して明らかにする必要がある、本制度の運用を通じて説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための仕組みを確立することとする。

(3) マネジメントサイクルによる業務の改善（財源の有効活用と職員の意識改革）

地方自治体においてはマネジメントサイクル（PDCAサイクル）という経営的な視点により、絶えず行政活動を検証していく仕組みを取り入れた効率的・効果的な行政運営が求められている。そのためには、特に、行政を担う職員の意識改革が不可欠であり、高いコスト意識を持って前例にとらわれない柔軟な発想で、日々の業務について改善させていくという取り組み姿勢が必要である。言い換えれば、「行政が変わるためには、職員が変わらなければ始まらない」ということでもある。従って、行政評価を通じて成果指向、コスト指向、住民指向といった観点により、評価作業を職員自らが行うことで意識改革に向けた動機付けを進めるとともに、そういう行政の新たな考え方を行政全般に反映させることを目的とする。

3 行政評価制度の基本的な考え方

(1) 導入時期など

行政評価制度を十分検討しないまま早急に導入した場合、導入自体が目的となり制度的に形骸化する恐れがある。そのため、導入に当たっては、庁内での検討期間を十分確保するとともに、職員自らが制度設計に主体的に取り組むこととし、次の段階を踏まえ制度を構築することとする。

平成19年度：【企画段階】

推進体制の確立、制度の調査・研究、評価試案の実施、指標基準の検討など

平成20年度：【試行段階】

全庁的な試行評価の実施、制度の点検・見直し、実施マニュアルの検討など

平成21年度：【実施段階】

本格的な評価制度の導入

(2) 評価の対象

① 政策

定義：大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの。

対象：総合計画を体系するまちづくりの柱（4本）

② 施策

定義：政策という上位目的を達成するための方策であり、施策の達成状況により政策が達成されるという必然的な関係にある。

対象：総合計画のまちづくりの柱を構成する施策の内容（48本）

③ 事務事業（※行政評価の基礎となる評価単位）

（１）総合計画に基づく事務事業

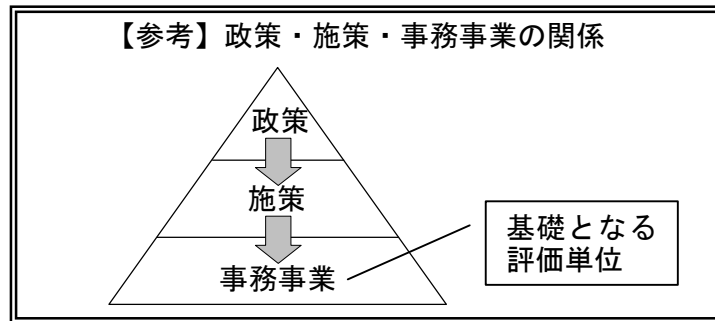
定義：施策目的を達成するための具体的な手段であり、事務事業の達成状況により施策が達成されるという必然的な関係にある。

対象：施策の内容に基づき計画された事務事業（249本）

（２）その他の事務事業

定義：総合計画に記述のない事務事業等であり、予算を伴う事業に限らず、行政が関与するすべての事業が対象。

対象：法令や条例などにより義務付けられたものなど



（3）評価の指標

評価の客観性を確保し、評価結果を分かりやすいものとするため、次の項目に対して可能な限り数値化した指標を設定する。なお、指標は経年で比較することを前提に設定する。

① 活動指標（仕事の量）

定義：行政活動によって直接生み出される財やサービス等の結果（産出量）を測定する指標（アウトプット）

② 成果指標（仕事の成果）

定義：行政活動によって住民にもたらされる成果を測定する指標（アウトカム）

（4）評価の観点

住民に対する「成果重視」の視点を最も基本的な考え方としつつ、次の項目を主な観点として総合的な評価を行う。

① 妥当性（実施主体、実施目的、実施対象、手段等）

② 有効性（事前に設定した活動や成果などの評価指標に対する達成度）

③ 効率性（活動に要したコストに改善の余地がないか）

（5）評価の体制

庁内での内部評価（自己評価）と併せて、将来的には外部評価の導入を視野に入れながら公平性・客観性が確保された評価体制を検討する。

（6）評価の結果の公表

評価結果の公表については、単に評価シートなどをそのままの形で公表するのではなく、住民に伝えたい情報を絞り込み、わかりやすい表現にするなど工夫を図りながら行うこととする。

4 庁内推進体制

(1) 行政評価推進委員会

行政評価制度の導入に向けて庁内における推進体制を確立するため、行政評価推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は行政評価における最終的な意思決定機関として、基本的な事項について協議・検討を行うこととする。委員長は副町長、副委員長は総務人権課長とし、委員は各課局長の職にあるもので構成する。

(2) 行政評価研究会

行政評価に関する具体的な事項について調査・研究を行うため、委員会の下に行政評価研究会（以下「研究会」という。）を設置する。研究会のメンバーは次の行政分野における実務担当者で構成し、行政評価の基礎となる事務事業について重点的に調査・研究を行い、制度構築に向けて多角的な視点で検討を行うこととする。

○行政分野（計8名）

- ・ 総務管理部門（総務人権課、企画財政課、税務課、会計収納対策課、議会事務局）
- ・ 都市産業部門（建設課、まちづくり対策課、産業課、農業委員会、住民課）
- ・ 民生教育部門（福祉課、保険課、健康増進課、教育課）
- ・ 行革部門（行財政改革特別対策推進室）
- ・ 企業部門（水道課、下水道課、町立病院、介護老人保健施設）

(3) 事務局

委員会及び研究会の庶務は、企画財政課において処理する。

5 その他

(1) 庁内での情報の共有

行政評価における職員の理解を深めるとともに、制度の浸透を図るため、委員会や研究会における検討内容などについては、随時、庁内ニューズペーパーなどにより情報の発信を進めることとする。

(2) 作業の効率化

行政評価の実施に当たっては、評価作業の負担軽減や職員間での情報の共有を図るため、基幹系PCによる作業を基本として、データベースの構築、庁内LANによる情報化などを進めることとする。

(3) 継続的な行政評価の推進

行政評価を実用的な制度として行政運営に反映させていくために、制度自体についても継続して点検・見直しを行い、一過性の取組みにならないよう推進することとする。また、将来的には行政評価を予算編成、組織管理、人事管理などへ活用することも想定されるが、まずは行政評価の定着を当面の目標として制度構築に当たることとする。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	18		2. 担当専門部会	行政運営専門部会			
			3. 担当部署	全庁			
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	10	行政サービスの向上					
7. 細分類	1	住民ニーズの把握					
8. 具体的改革項目	1	住民ニーズの把握					
9. 実施概要	<p>行財政改革において、少子・高齢化が進む現代社会で、複雑・多様化する行政需要に対応するため、サービスを低下させることなく、従来にも増して質の高い行政サービスを提供する必要がある。</p> <p>そのためには、「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の確保・遂行を図りながら、住民ニーズの把握に努め、行政サービスの質・量の改善を推進することにより、サービスをより効率的・効果的に提供し、また、職員一人ひとりが従来の価値観・発想から脱却し、住民の視点に立ち、事務事業の改善などに取り組む必要がある。</p> <p>以上のことを踏まえ、行政情報の積極的な公表・公開により、行政運営の透明性の確保・遂行、住民参画の推進により、住民志向による行政サービスを提供できるよう、また、現在実施している「町長へのはがき」、ホームページの「行政相談コーナー」の制度を今後も活用しながら住民ニーズの把握に努めることとする。</p> <p>よって、住民ニーズの把握は、行政運営に係る具体的方策の実施項目となる行政情報の公表公開、透明性の確保、説明責任の確保・遂行、住民参画推進、事務事業の改善などと連動することから、平成18年度に検討を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
		▲	▲	▲	▲	12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 住民ニーズの把握に関する、取り組み状況について</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年4月26日追加

1. 連番	18	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	10	行政サービスの向上						
7. 細分類	1	住民ニーズの把握						
8. 具体的改革項目	1	住民ニーズの把握						
9. 実施概要	<p>行財政改革において、少子・高齢化が進む現代社会で、複雑・多様化する行政需要に対応するため、サービスを低下させることなく、従来にも増して質の高い行政サービスを提供する必要がある。</p> <p>そのためには、「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の確保・遂行を図りながら、住民ニーズの把握に努め、行政サービスの質・量の改善を推進することにより、サービスをより効率的・効果的に提供し、また、職員一人ひとりが従来の価値観・発想から脱却し、住民の視点に立ち、事務事業の改善などに取り組む必要がある。</p> <p>以上のことを踏まえ、現在実施している「町長へのはがき」、ホームページの「行政相談コーナー」の制度を今後も活用しながら、住民懇談会（町政懇談会）及び出前講座を開催することで、行政情報の積極的な公表・公開と行政の透明性の確保・遂行を図り、住民ニーズの把握に努めることとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年05月	
			●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、住民懇談会及び出前講座の実施状況とその効果を、評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

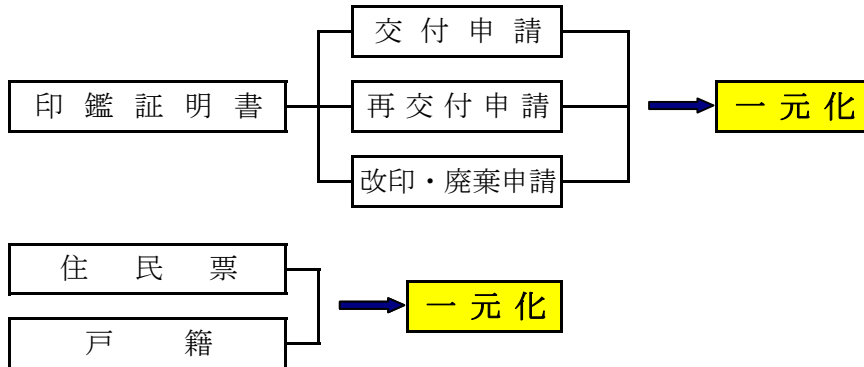
1. 連番	19	2. 担当専門部会	組織機構専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	10	行政サービスの向上						
7. 細分類	2	住民の窓口サービス向上の推進						
8. 具体的改革項目	1	住民にわかりやすい案内図やサインの設置						
9. 実施概要	<p>第3次改革の検証において、窓口サービス向上（総合窓口の設置）については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。</p> <p>そのため、当面は、課室局の配置図、手続き案内図やサインのあり方を見直し設置するとともに、職員による丁寧な案内にも努めるものとする。</p> <p>案内図やサインの設置にあたっては、平成17年度中に来庁者に対して聞き取り調査を行い、現状の案内図やサイン等に関する意見を取りまとめ参考にし、さらに、設置後の状況に応じて改善を重ねるものとする。</p> <p>また、各課室局の配置図と業務内容については、広報やホームページに掲載し、住民のサービス向上を図る。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果を評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

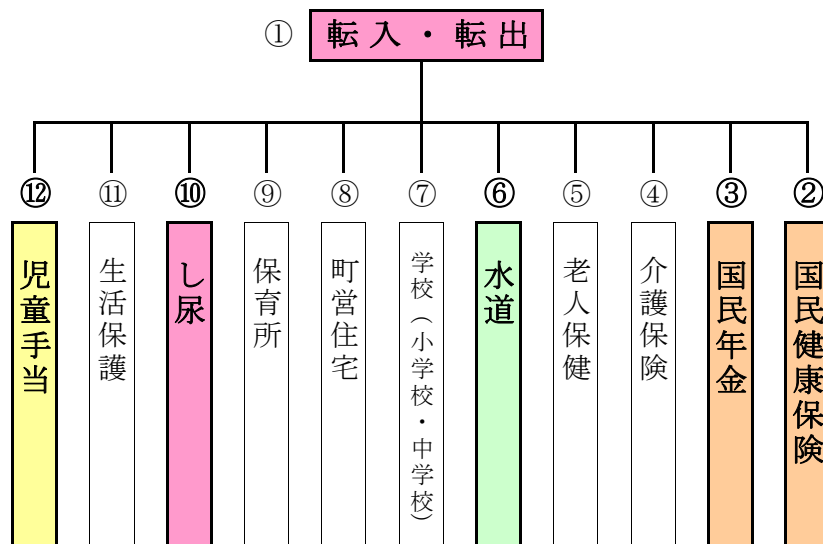
1. 連番	20		2. 担当専門部会		組織機構専門部会		
			3. 担当部署		税務住民課・保険健康課・福祉人権課・上下水道課・建設課		
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	3	行政運営					
6. 小分類（基本目標）	10	行政サービスの向上					
7. 細分類	2	住民の窓口サービス向上の推進					
8. 具体的改革項目	2	申請手続きの改善					
9. 実施概要	<p>窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。</p> <p>そのため、当面は、申請手続きの簡素化など住民の利便性を図るため、平成17年度中に様式の検討を行い、平成18年度から窓口申請書の一元化を実施する。</p> <p>なお、一元化できない申請様式については、可能なものはホームページに掲載し、手軽に入手できるよう改善する。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
						12. 到達年月	H22年03月
		●	●	●	●	●	13. 公表時期
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果进行评估する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

申請手続き等の改善（案）

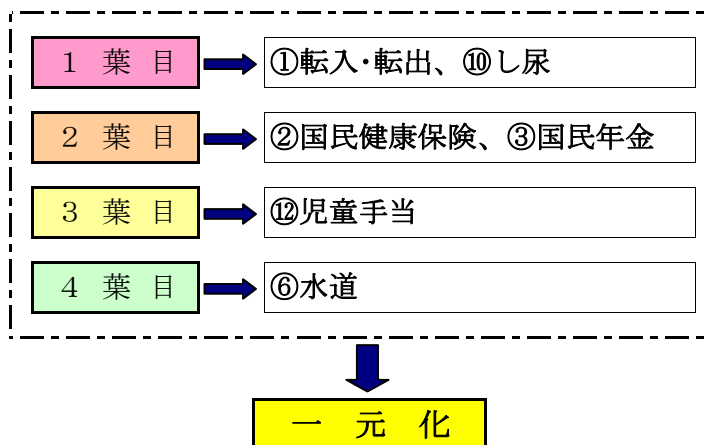
○ 住民課関係の申請書の一元化（案）



○ 転入・転出に係る多課にまたがる申請手続きの一元化（案）



○ 一元化した場合の申請書のスタイル（4部複写）



↑ 国で定められた様式の為一元化は不可
↑ 連合との絡みで一元化は不可

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年4月1日見直し

1. 連番	21		2. 担当専門部会	組織機構専門部会				
			3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	3	行政運営						
6. 小分類（基本目標）	10	行政サービスの向上						
7. 細分類	2	住民の窓口サービス向上の推進						
8. 具体的改革項目	3	時間外窓口の設置						
9. 実施概要	<p>現在、窓口の受付は、8時30分から17時15分まで行っているが、更なる住民の利便性の向上を図るため、平成18年度を試行期間として、毎週1回、17時15分～19時00分まで住民課、税務課及び会計収納対策課（平成19年1月から）において時間外窓口を設置した。</p> <p>期間中に実施したアンケート調査では、現在試行している内容のとおり、毎週木曜日17時15分～19時00分まで延長したほうがよいという結果が出ており、条件整備を行い引き続き時間外窓口を開設していくこととする。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
		● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●				12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、利用状況やアンケート調査等による意見を分析し、その効果を評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
		C 支出の増額	千円					

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	22		2. 担当専門部会		行政運営専門部会		
			3. 担当部署		全庁		
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進					
5. 中分類	4	協働					
6. 小分類（基本目標）	11	情報の公開と共有					
7. 細分類	1	行政情報の公表公開					
8. 具体的改革項目	1	行政情報の公表公開					
9. 実施概要	<p>公共サービスを提供している地方自治体にとって、住民はサービスの受益者であり、その受益者である住民の満足度向上には「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の要件を満たすことが重要であり、行政情報の共有による行政運営の透明性の確保を図り、相互信頼の醸成を図っていく必要がある。</p> <p>よって、行政情報の公表公開の検討を、個人情報の保護に留意するなど慎重に対応していく必要があるため、平成18年度に検討を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
		▲	▲	▲	▲	12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 取組方針について</p> <p>2. 公表公開の手法について</p> <p>3. 公表公開する分野・範囲・時期について</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

1. 連番	23		2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
			3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進							
5. 中分類	4	協働							
6. 小分類（基本目標）	12	住民参画の推進							
7. 細分類	1	住民参画の推進							
8. 具体的改革項目	1	住民参画の推進							
9. 実施概要	<p>住民参画を推進するうえで、住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことが必要となる。</p> <p>現在、施策、事務事業を進める中で、フォーラム方式、公聴会、地元への事業説明会などを行ってきたところであるが、さらに、住民意見の反映を図る機会の創出が必要である。</p> <p>そこで、まちづくりにおけるハード・ソフト事業の遂行にあたり、それぞれの事業の特性による住民参画可能な施策、事業などの分野、構想、計画、実施などの段階における住民参画のあり方について総体的に検討する必要がある。</p> <p>よって、平成18年度を検討期間として定め、アンケート方式、ヒアリング方式、シンポジウム方式、ワークショップ方式などの手法を活用するための、基本方向・方針について検討を行うこととする。</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月		
		▲	▲	▲	▲	12. 到達年月	H19年03月		
						13. 公表時期	平成18年度 終了後		
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表をする。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 基本方向、方針について</p> <p>2. 住民参画の手法について</p> <p>3. 住民参画の範囲・段階・時期について</p>					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
C 支出の増額	千円								

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成19年4月1日追加

1. 連番	23		2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
			3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進							
5. 中分類	4	協働							
6. 小分類（基本目標）	12	住民参画の推進							
7. 細分類	1	住民参画の推進							
8. 具体的改革項目	1	住民参画の推進							
9. 実施概要	<p>検討の結果、「連番23 住民参画の推進」、「連番24 住民団体の育成・支援」の項目は、協働の根幹となる部分であり、協働とは、住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことと定義している。そのための第1段階として、「連番33 附属機関の見直し」において、住民参画の推進を進めることによって、住民意見の反映を図る機会を創出することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	平成21年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、公募等による住民参画の実施状況を評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円		
					内	A 支出の削減	千円		
						B 収入の増額	千円		
				訳	C 支出の増額	千円			

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	24	2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
		3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進						
5. 中分類	4	協働						
6. 小分類（基本目標）	13	住民と行政との協働						
7. 細分類	1	住民団体の育成・支援						
8. 具体的改革項目	1	住民団体の育成・支援						
9. 実施概要	<p>「住民と行政の協働」を住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することと定義し、例として、地震、水害など大規模な災害が起きた際に、行政、住民、ボランティア、企業等が、協働で防災活動を行う危機管理システムの組織化など多様な手法があり、鞍手町としての協働のあり方、方向性を確立していく必要がある。</p> <p>そこで、協働を進める過程において、住民団体、ボランティア、企業、NPO法人等の育成・支援など、協働による取り組みを始める前に、予め行っておくべき課題等の整理が必要であり、その準備段階として、行政内部の体制整備、職員の人材育成、協働の可否判断、現状の組織体制のあり方、適切な手法の導入などの課題整理のため、行政において協働に係る調査・研究を行う必要がある。また、協働による事業を適切・効果的に推進するため、行政情報の公表公開、政策立案過程等における住民参画の推進を図りながら、協働に対する住民等との意思疎通や共通理解を促すために、行政が積極的に情報発信を行い、職員の意識改革、協働推進の土壌形成・情報の共有化等の方向性を示し、「住民と行政との協働」の適切な導入・実施を段階的に促進していくこととする。</p> <p>よって、「住民と行政との協働」の手法・実施時期等の検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
		▲ ▲ ▲ ▲				12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。 検討後の公表内容 1. 手法等の方針について 2. 実施時期について				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円	
					内 訳	A 支出の削減	千円	
						B 収入の増額	千円	
		C 支出の増額	千円					

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成19年4月1日追加

1. 連番	24		2. 担当専門部会	行政運営専門部会					
			3. 担当部署	全庁					
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進							
5. 中分類	4	協働							
6. 小分類（基本目標）	13	住民と行政との協働							
7. 細分類	1	住民団体の育成・支援							
8. 具体的改革項目	1	住民団体の育成・支援							
9. 実施概要	<p>検討の結果、「連番23 住民参画の推進」、「連番24 住民団体の育成・支援」の項目は、協働の根幹となる部分であり、協働とは、住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことと定義している。そのための第1段階として、「連番33 附属機関の見直し」において、住民参画の推進を進めることによって、住民意見の反映を図る機会を創出することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	平成21年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、住民団体育成に係る活動の実施状況を評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円		
					内 訳	A 支出の削減	千円		
						B 収入の増額	千円		
						C 支出の増額	千円		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

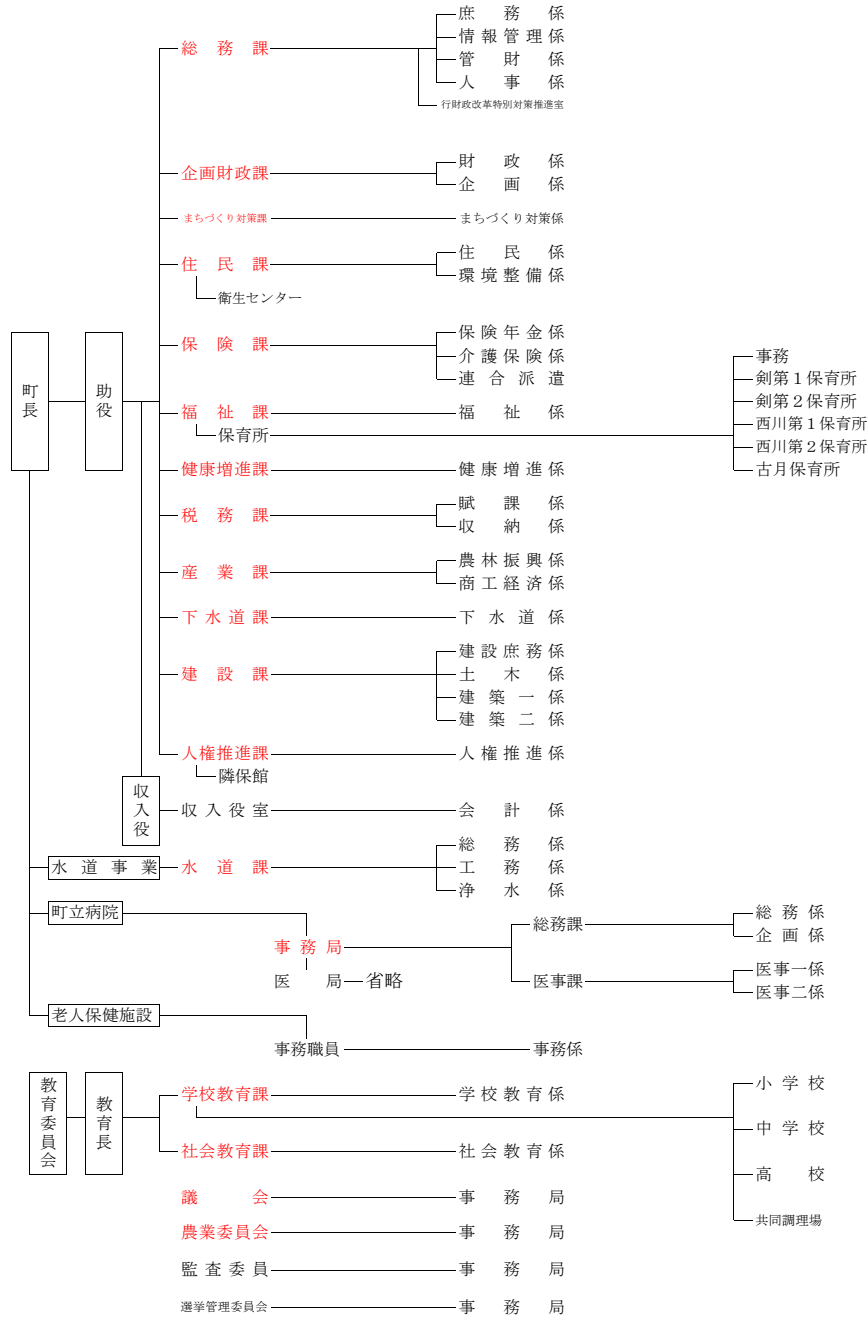
1. 連番	25		2. 担当専門部会		組織機構専門部会				
			3. 担当部署		総務課				
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5. 中分類	5	組織機構							
6. 小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成							
7. 細分類	1	組織・機構の改革							
8. 具体的改革項目	1	課室局の統廃合							
9. 実施概要	<p>課室局の統廃合について、今後多様化する住民ニーズや行政課題に迅速且つ効率的に対応できる組織とするため、今後の定年退職者及び早期退職等を含めた職員定数適正化計画及び施設の統廃合との整合性を図りながら、適正な人員配置を図る。</p> <p>現在の町長部局12課を、平成18年4月から、課の統廃合及び新設、またグループ制の導入などの手法を取り入れ、平成20年4月には8課に再編する。</p> <p>また、第3次行政改革大綱において計画し未実施となっていた、「産業課長を農業委員会事務局長兼務」とする課の再編を、平成18年度に実施する。</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月		
		●	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H20年04月
								13. 公表時期	実施期間終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、町長部局12課から8課へという削減目標への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円		
					内 訳	A 支出の削減	千円		
						B 収入の増額	千円		
							C 支出の増額	千円	

課室局の統廃合

年度	計画	実施
平成17年 4月1日 現在	町長事務部局 1 3 課室 2 4 係 教育委員会 2 課 2 係 議会事務局 農業委員会事務局 監査事務局 選挙管理委員会事務局 水道事業 1 課 3 係 病院事業 老健事業	
経過 ↓	産業課長が農業委員会局長を兼務	平成20年 4月 農政環境課長が農業委員会局長を兼務
	総務課と人権推進課を統合し、総務人権課	平成18年 4月 2 課を統合し、総務人権課に 平成20年 4月 総務人権課を総務課とし、人権関係事務を総務課、福祉人権課、教育課に分合
	収入役事務の助役兼掌に伴い、収入役室会計係を総務人権課会計班	平成18年10月 収入役室を会計収納対策課に 平成19年 4月 収入役廃止、会計管理者を設置
	学校教育課と社会教育課を教育委員会事務局に統合	平成20年 4月 2 課を統合し教育課に
	特別収納対策課の新設	平成18年10月 収入役室を会計収納対策課に
	建設課とまちづくり対策課を統合し、都市建設課	平成20年 4月 まちづくり対策課を廃止し、その事務を建設課と企画財政課に分合
	産業課を産業経済課とし、事務分担の見直し	平成20年 4月 環境部門を統合し、商工部門を企画財政課へ分合し、農政環境課に
	上下水道事業として、水道課と下水道課を統合し、上下水道課	平成20年 4月 2 課を統合し、上下水道課に
	保育所 2 所及び学校給食共同調理場の民営化	平成19年 4月 学校給食共同調理場は直営を決定 ※保育所 2 所の民営化は検討継続
	病院給食室全面委託に伴い病院調理師を保育所調理師へ異動	平成18年 4月 病院調理師 2 名を剣第一保育所、西川第二保育所調理師へ異動 平成18年11月
	住民課と保険課を統合し、住民生活課	平成20年 4月 住民課と税務課を統合し、税務住民課に
福祉課と健康増進課を統合し、福祉健康課	平成20年 4月 福祉課、健康増進課、保険課の所掌事務及び人権関係事務の一部を再編し、福祉人権課、保険健康課に	
平成20年 4月1日 現在	町長事務部局 8 課室 1 2 班 教育委員会 1 局 2 班 議会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 上下水道事業 1 課 2 班 病院事業 老健事業	町長事務部局 8 課 1 3 班 教育委員会 1 課 2 班 議会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 上下水道事業 1 課 2 班 病院事業 老健事業
経過 ↓		平成20年12月 人事電算班を人事班と電算班に 平成21年 4月 剣第2 保育所と西川第2 保育所を民営化
平成21年度 以降	前年度と同組織	町長事務部局 8 課 1 4 班 教育委員会 1 課 2 班 議会事務局 農業委員会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 上下水道事業 1 課 2 班 病院事業 老健事業

鞍手町行政機構図

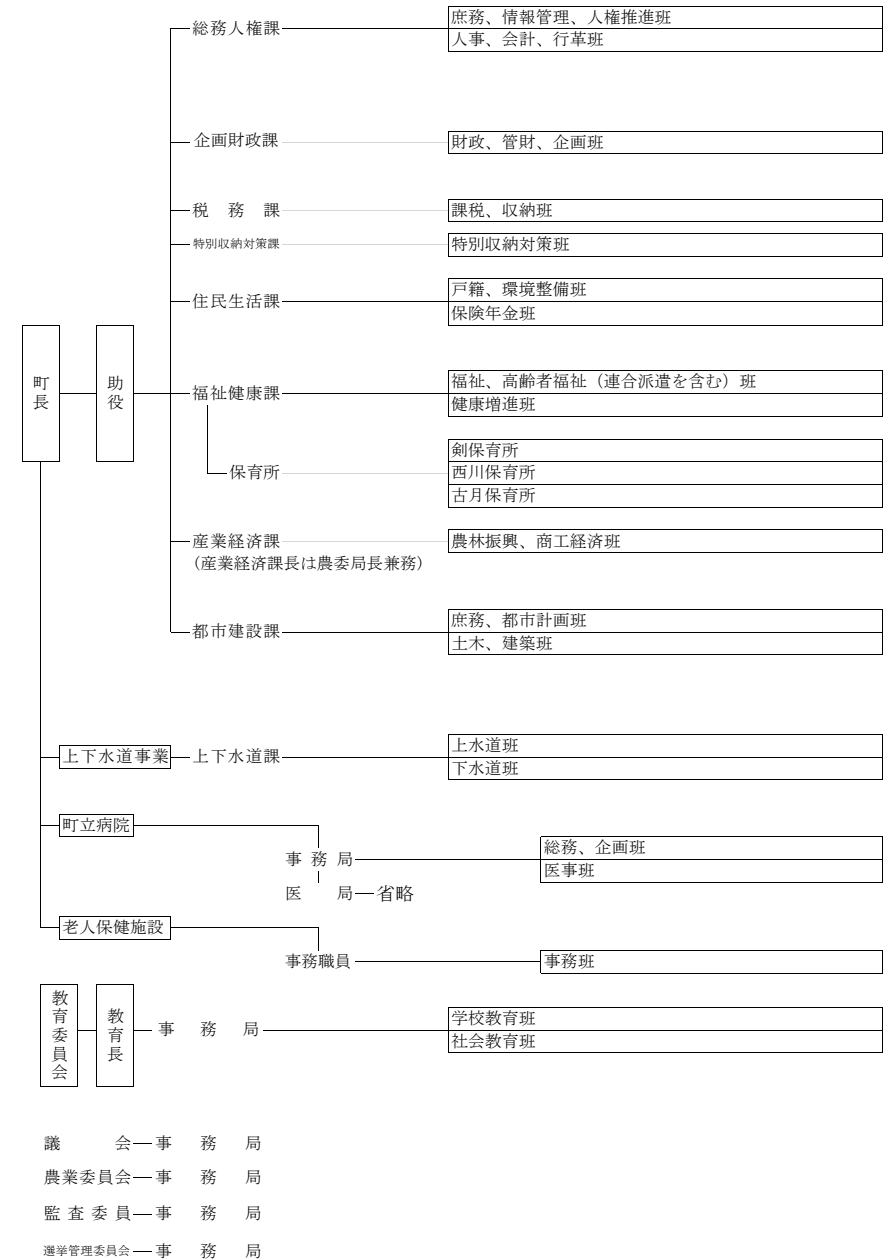
平成17年4月1日現在



⇒ 組織機構改革案(当初案) ⇒

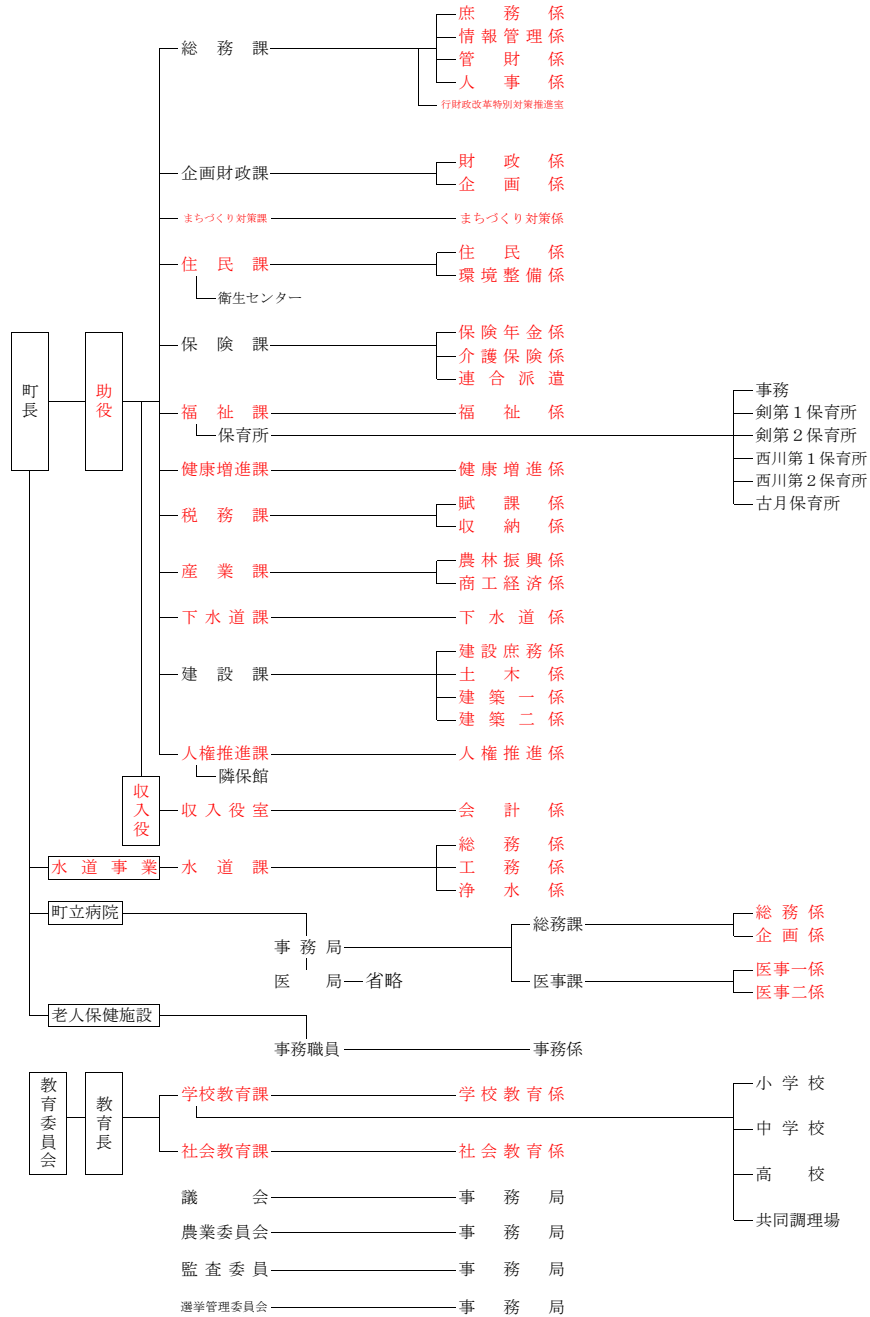
鞍手町行政機構図(グループ制導入)

平成20年4月1日現在



鞍手町行政機構図

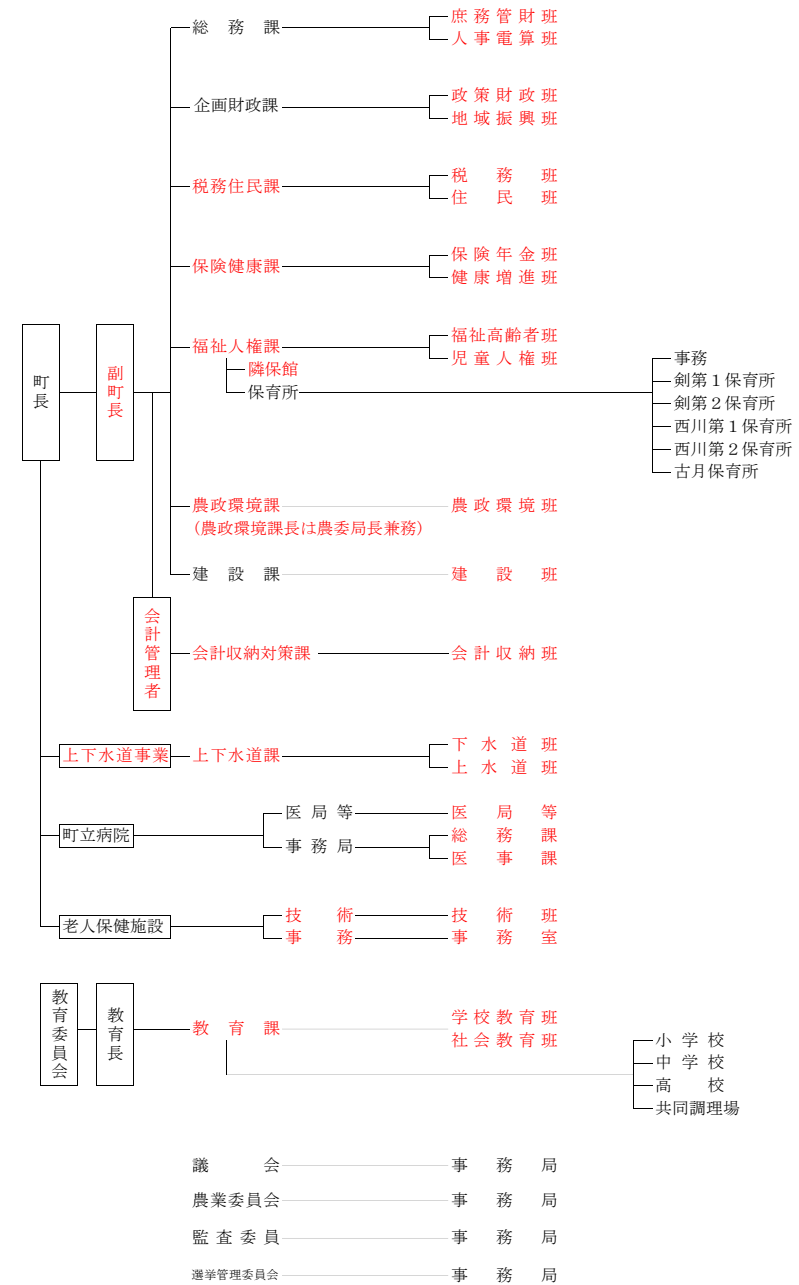
平成17年4月1日現在



⇒ 組織機構改革(実施後) ⇒

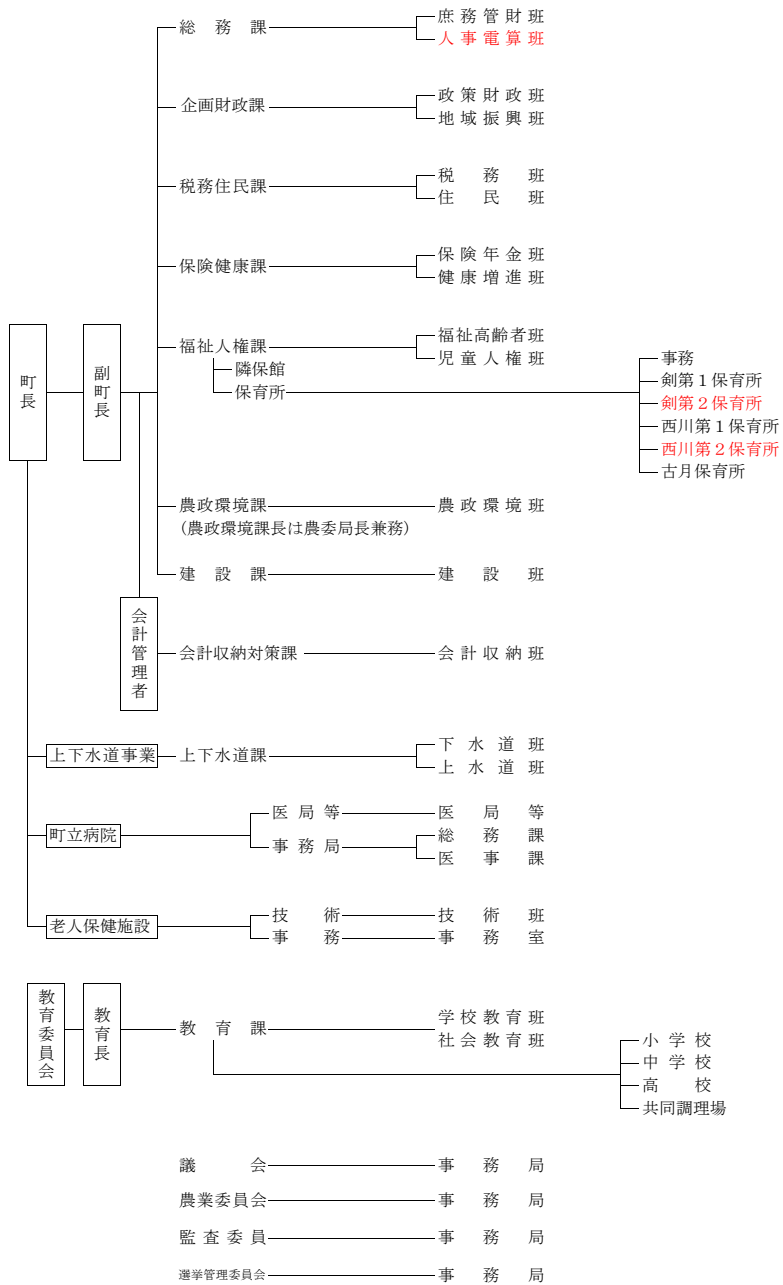
鞍手町行政機構図(グループ制導入)

平成20年4月1日現在



鞍手町行政機構図（グループ制導入）

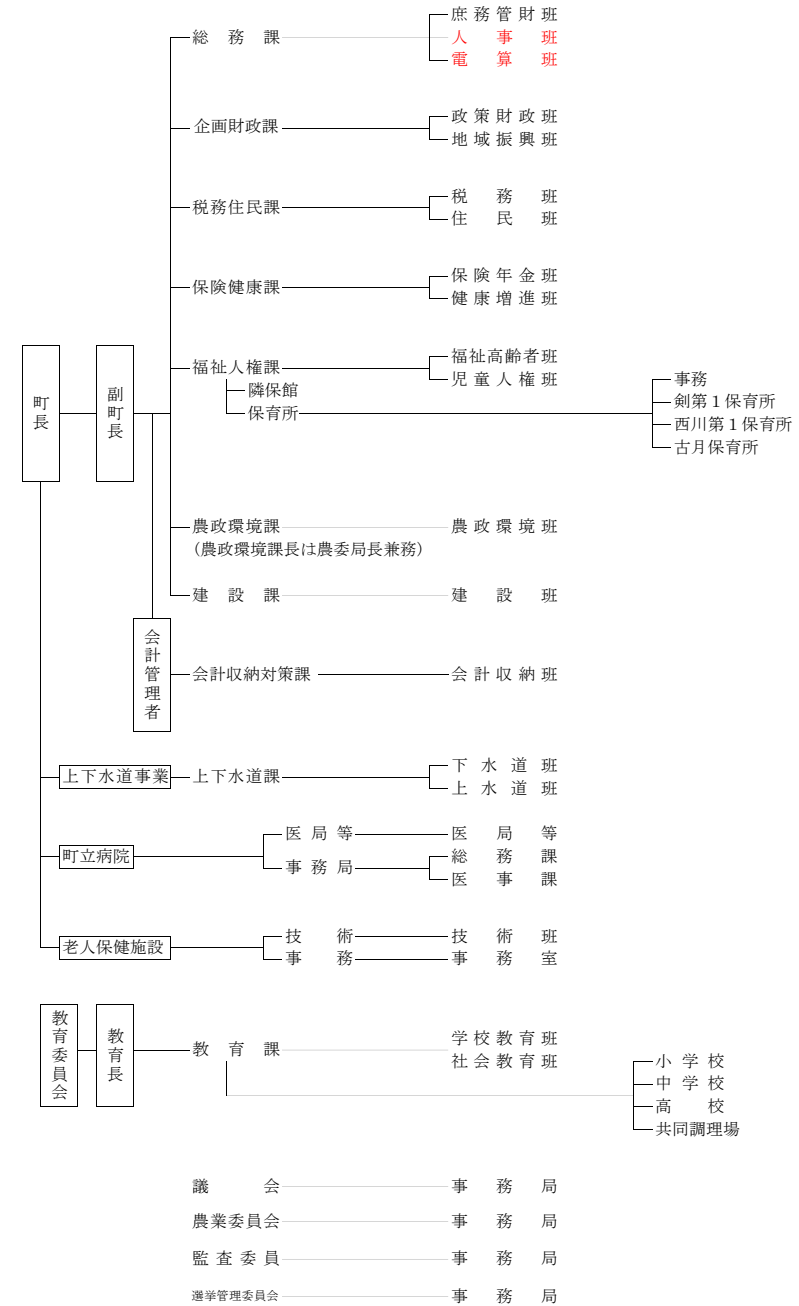
平成20年4月1日現在



⇒ 組織機構改革（実施その後） ⇒

鞍手町行政機構図（グループ制導入）

平成21年4月1日現在



第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	26		2. 担当専門部会	組織機構専門部会			
			3. 担当部署	総務課			
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進					
5. 中分類	5	組織機構					
6. 小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成					
7. 細分類	2	組織の運営方法の見直し					
8. 具体的改革項目	1	グループ制の導入					
9. 実施概要	<p>従来の縦割りでなく、横断的に従事できるようにすることで人員の削減につながり、また、組織のフラット化により意思決定が係制に比べ迅速であるということから、近年グループ制を検討している団体がある。</p> <p>本町においても、その効果や実行性について平成17年10月から検討を行い、平成18年10月から導入することとする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年10月
						12. 到達年月	H22年03月
		●	●	●	●	●	13. 公表時期
14. 指標 (評価の方法)	<p>実施期間終了後、グループ制の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。</p> <p>また、グループ制導入による人員削減について、その実施状況により、評価する。</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

グループ制の手引き

岐阜県多治見市

1 導入の背景

最近の行政需要は極めて多様化しており、内容も全体として複雑高度なものとなっております。これらの行政需要は、タテ割りの組織にまたがって発生するものであり、しかも効果的な解決には広い視野にわたる協調や連帯の機能が必要となっております。今後、市民の期待に応えうる行政を実施するため、柔軟性のある組織を築いていかなければなりません。

当市の組織は、部一課一係で事務処理の単位を階層的に定め、各々の所掌事務を明確に規定しております。この組織の長所として、指揮命令系統がはっきりしている、責任・権限が明確である、職務の一貫性が保ちやすい等があげられます。その反面、短所として組織が固定化し、課や係の間に仕切りができてセクト意識が強くはたらいしております。その結果、課や係間相互の連絡調整並びに仕事のムラや繁閑の差の調整がうまくとれなかったり、係の壁があるため有効な人材の活用ができなかったり、課や係間の仕事の間で重複やすきまが生じ効率的に処理できない場合が発生しております。

このような問題を解決するためには、組織の動態化が必要となります。部一課一係の現行組織を再編成して階層を少なくし組織の単位を拡大し、フラットな組織に組替えることが考えられます。

2 組織体系の見直し

係間事務事業の格差、繁閑期職員配置の硬直性等、これまでの係制が抱える課題を解消し、組織の動態化と職員の協働性の確保を目的に、平成10年10月1日から係制を廃止し、グループ制を導入することを行政改革推進本部会議において決定されました。

このため、事務事業を執行する組織の基礎単位は、係から課へと拡大し、課の中で機能的及び合理的な事務事業を遂行するためのグループを編成、活用していくこととなります。課を組織の基礎単位としたのは、政策課題別の事務事業のくくり、情報の共有範囲、OJT、勤務評定、ファイリングシステム、情報公開制度等の組織運営上から見たものです。

3 グループ制のメリット

グループ制ではどういったメリットが想定され、導入が決定されたかを整理してみます。

- (1) 事務事業の執行に最も適した体制を柔軟にとることができ、事務配分の合理化と繁閑が調整され、職員の流動化が図られます。

今までそれぞれ2人と3人の2つの係があったものを1グループにして事務配分の調整を行い、5人のところを4人にできるようなことも想定されます。又、係間での事務量の格差も今より少なくなると思われます。

- (2) 係間の壁が取払われ、複数の職員での協業体制が取れるようになります。

集団型の組織になるため従来あった係間の壁が取払われ、グループ員の協働が進み、グループ内での職務補完が生まれます。

1人で頭を悩ませながら考えていたことが、複数の職員で協業及び企画することにより、良いアイデアが出やすくなるでしょう。

- (3) 意思決定の迅速化が図られます。

課長補佐職を実務担当者に組み込むことになるので、係長一課長補佐一課長という意思決定がグループリーダー一課長の2階層となり、意思決定階層のフラット化及び意思決定時間の短縮が図られます。

- (4) グループ制は、課長のリーダーシップの発揮が強く求められるシステムです。

どのようなグループ（内容、職員数等）を構成するかは課長にゆだねられた権限となるため、課長のリーダーシップの発揮を強く求められるシステムとなります。課長は事務事業の問題点の把握や解決について自ら考え事務事業執行体制の確立（組織作り）に積極的に努めなければなりません。

いかにいえば、課長がリーダーシップを発揮することによって組織全体の活力を高めるだけでなく、視野の広い行政が推進されることとなります。

4 グループ制の概要

係制が係毎に定められた事務分掌に基づき、市長辞令を受けた係長が係員に指揮監督し

て仕事を進めていくタテ割型の体制であるのに対し、グループ制は、課全体の事務分掌を個別の事務事業に整理、分類するとともに、職員を配置したグループを編成することにより、仕事を進めていくというヨコ型の体制です。

グループ制の概要は、次のようになります。

(1) 事務分掌を課単位にします。(P 4、図参照)

行政組織規則等の改正を行い、事務分掌を課単位とします。

(2) グループ編成は、課長の権限・裁量で行います。

グループは各課等が分掌する事務事業の各々の関連性、事務量、重要度、緊急度等を課長が的確に判断し、いくつかの事務事業を担当するグループを課の中に作ります。課の中で事務事業のまとまりごとにいくつかのプロジェクトチームを作ったような形態になります。又、同時に事務事業の必要性を検討し、スクラップ事業の洗い出しを行います。

グループ編成は、原則1年とし、毎年4月1日に各課で作成する年間の事務事業執行計画に基づき決定しますが、その事務事業の繁閑、特定の課題、職員の能力等を調整し、グループ編成を柔軟に変更することができます。ただし、指揮命令系統が頻繁に変わることに対する職員の混乱が生じることのないよう注意が必要です。

このグループの編成は、課長の権限・裁量によって行われ、グループが担当する事務事業を規則等では定めません。

(3) グループ員の配置は、課長の権限・裁量で行います。(P 5、図参照)

係制では、5級及び6級職員には個別の補職名を示した辞令が出され、行政組織規則等で担当する事務事業が決められております。又、4級以下の職員は、課への配置辞令のみで、課長が各人に対してどの係の事務事業を担当するかを決めます。

グループ制では、5級及び6級職員についても係制の4級以下の職員と同様、課への配置辞令のみとなり、(2)で作ったグループに6級以下の職員を課長が配置します。これにより、現在の課長補佐職も実務担当者に組み込まれます。グループの細分化を防ぐため、グループ員数は原則5名以上とします。

(4) グループリーダーの決定は、課長の権限・裁量で行います。

グループが担当する事務事業の重要度、難易度、対外的責任、人間関係等を考慮し、最適な職員をグループリーダーとして課長が選任します。グループは、4級以下の職員で編成されることも想定されますので、グループリーダーは、4級以下の職員が選任されることもありえます。

なお、選任後グループリーダーとしての辞令は出しません。

(5) グループの名称は、簡単でわかりやすく。

グループの名称は、事務事業の内容を考慮し、簡単で理解しやすいものにし、名刺等にこの名称を使用します。

5 職務・役割

(1) 課長

① 課の所掌する事務について理解を深め、強いリーダーシップを発揮し課員を指揮します。

② 課内の職員間のコミュニケーションを活発化するとともに、職員の能力開発に努めます。

③ 課員が十分な力を発揮できるよう、環境を整えます。

(2) リーダー

① グループ内の調整役として所掌する事務事業の進行管理を適切に実施し、グループ内での協働体制、職務補完を図ります。

② グループ内のコミュニケーションの活性化に努め情報の共有を図るとともに、課長とグループ員の調整に努めます。

6 グループ制の運用

(1) グループ編成及びグループリーダーの協議

グループ編成及びグループリーダーの把握並びにグループの細分化に歯止めをかけるために、人事異動発令後グループ編成及びグループリーダーについて市長に報告し(平成1

0年度は、年度途中からの実施のため、7月初旬を予定しております。)、協議後、確認の通知を出します。

年度途中での軽微なグループ編成の変更についての報告は、必要ありません。

(2) 専決

専決規則上、グループリーダーは、今までの係長が持つ専決権限を有することになります。4級以下の職員がグループリーダーになった場合でも同様です。

決裁順序は、担当者→グループリーダー→課長→部長…となります。

7 職制の改正

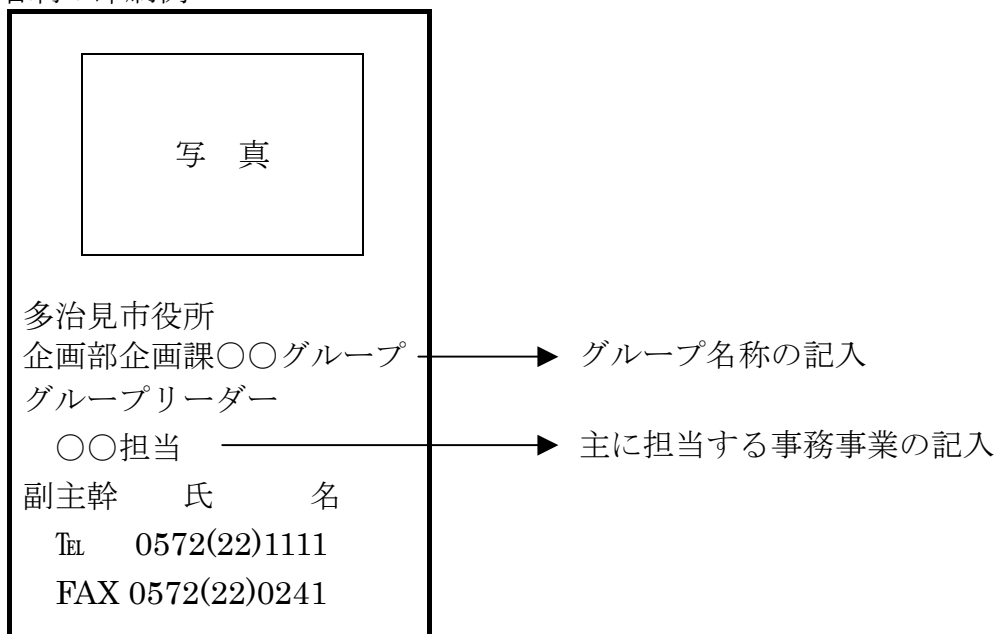
(1) 職制の改正

職務の級	改正前の補職名	改正後の補職名
8	改 正 な し	
7	改 正 な し	
6	課長補佐、主任主査	副主幹
5	係長	総括主査
4	改 正 な し	
3	改 正 な し	
2	改 正 な し	
1	改 正 な し	

フラットな組織に組替えるために6級職員も実務担当者にとり込み、6級の補職名を「副主幹」に改め、これまでの課長補佐という職務を担っていた課長補佐及び指定の事務を担う主任主査を廃止します。(現制度運用を見ても、ほとんどの6級職員は係長を兼務しています。)課長を補佐する職務は、特定のグループに位置づけるとグループ間に上下関係が生じるため、職務内容に応じて補佐するグループを変えます。課長補佐職を廃止することにより、意思決定の迅速化を図ります。

グループ制を導入することにより、5級の補職名を「係長」から「総括主査」に改めます。

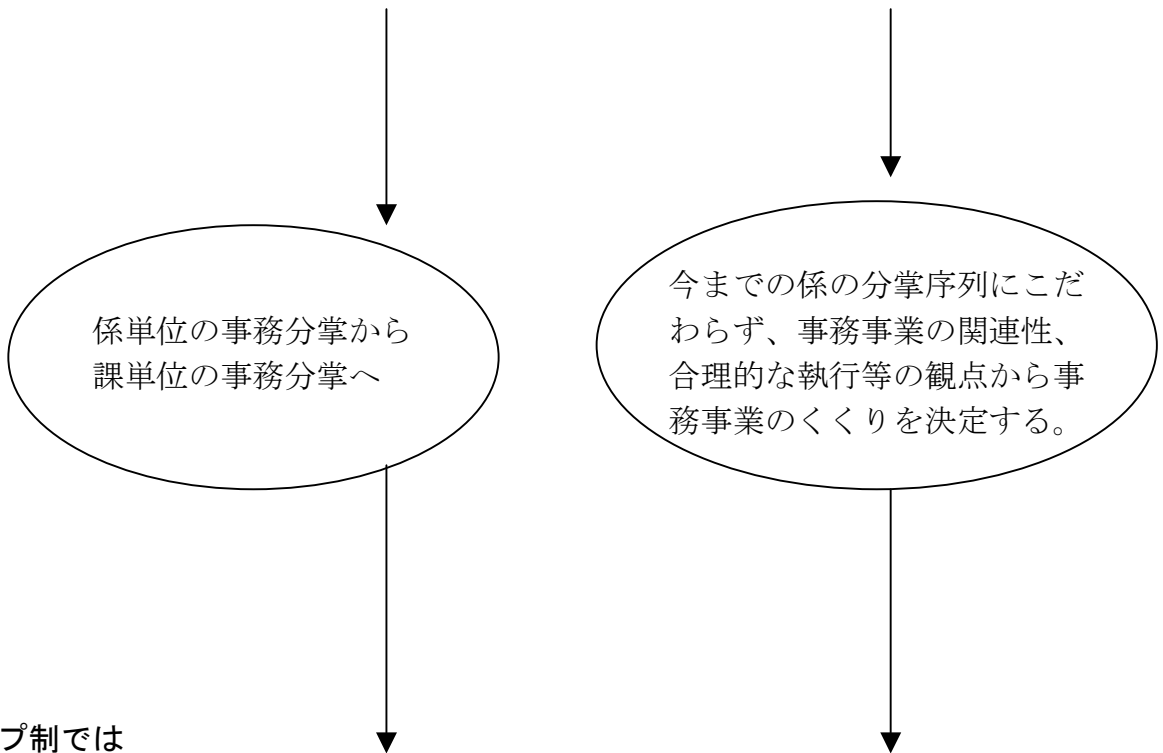
(2) 名刺の印刷例



グループのくくりと事務分掌

□係制では

課	係	事務分掌	具体的な事務事業
〇〇課	□□係	1 △△△に関すること。	a 事務事業 b 事務事業 c 事務事業
		2 ◆◆◆に関すること。	d 事務事業 e 事務事業
	■ ■ 係	1 ★★ ★ に関すること。	f 事務事業
	◎◎係	1 ◎◎◎に関すること。	g 事務事業



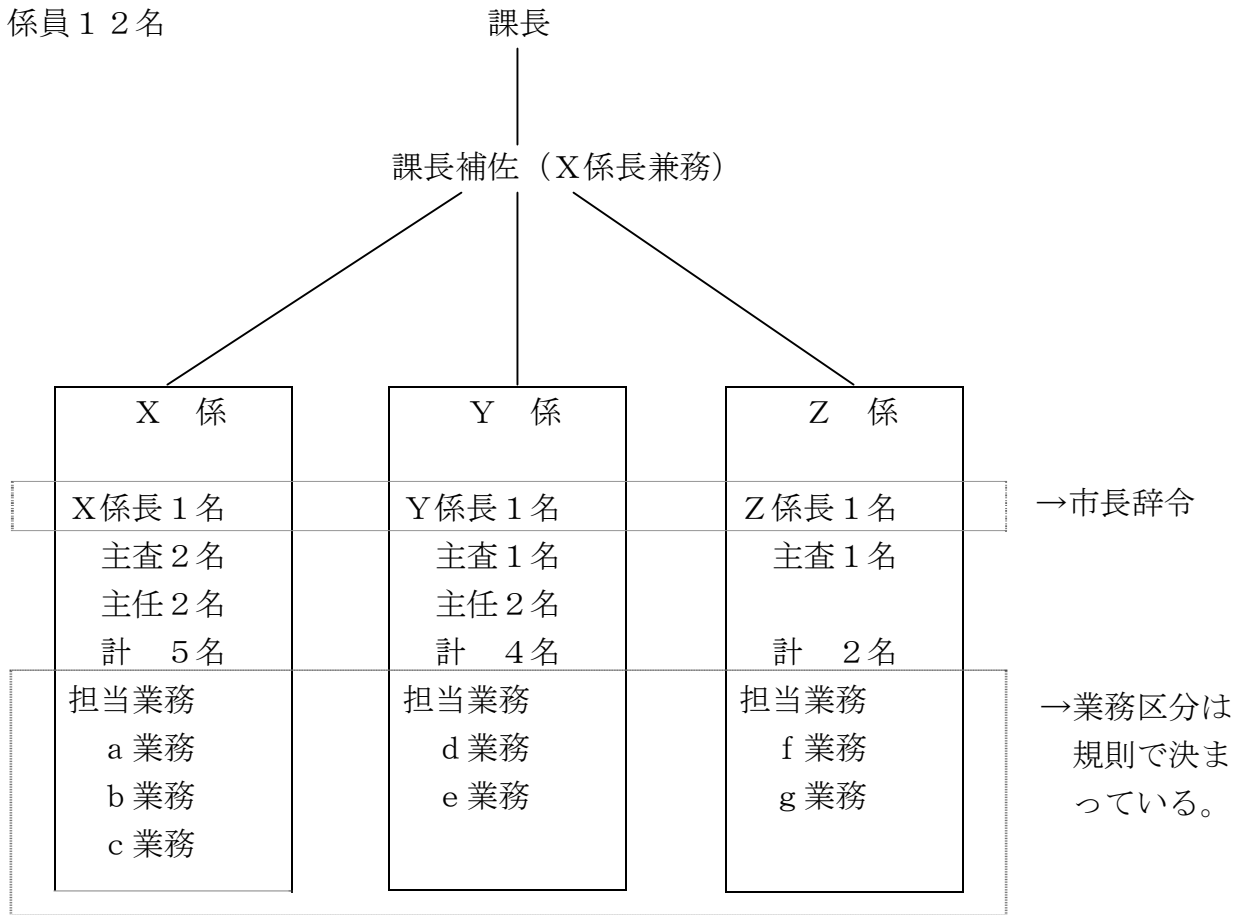
□グループ制では

課	事務分掌	グループ	具体的な事務事業
〇〇課	1 □□□に関すること。	Xグループ	a 事務事業 b 事務事業 e 事務事業
	2 ◎◎◎に関すること。		c 事務事業
	3 ☆☆☆に関すること。	Yグループ	d 事務事業 f 事務事業 g 事務事業

係制・グループ制比較組織図

□係制では

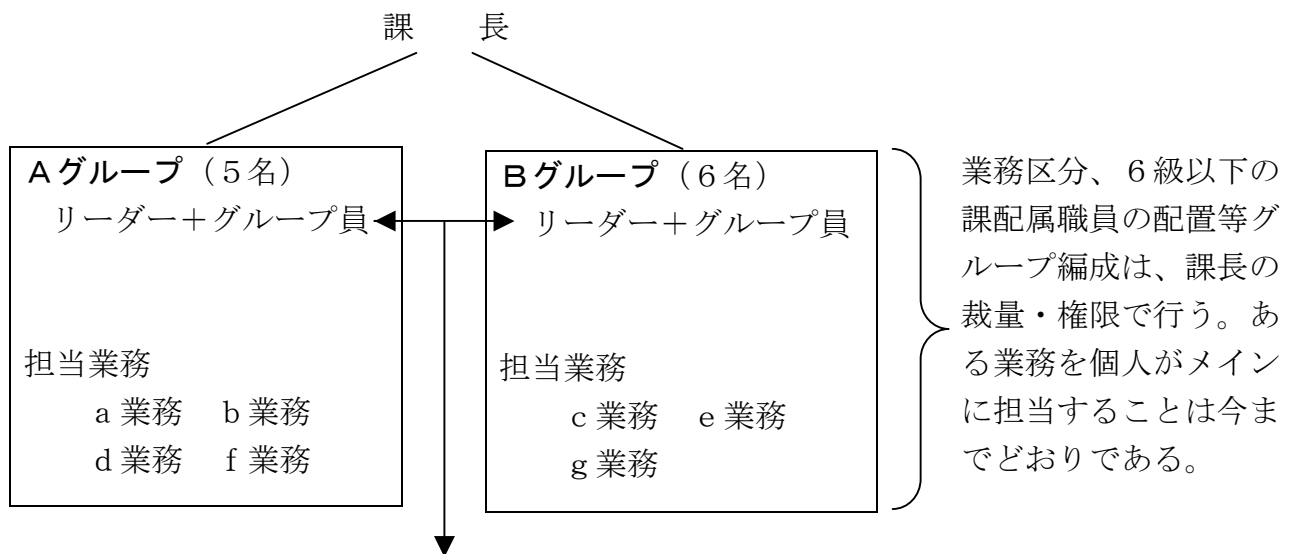
係員 12名



□グループ制では

課員 12名

グループ制では原則 5 名以上のグループ員で構成する。



グループ制では、期間集中的な業務がある場合に課長の裁量・権限で6級以下の職員を異動させることができる。現制度では、課長の裁量・権限で6・5級を異動させることはできない。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	27	2. 担当専門部会	組織機構専門部会													
		3. 担当部署	総務課													
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進														
5. 中分類	5	組織機構														
6. 小分類（基本目標）	14	柔軟な組織の編成														
7. 細分類	3	滞納整理する専門組織の設置														
8. 具体的改革項目	1	特別収納対策課の設置														
9. 実施概要	<p>町税・使用料及び手数料・負担金・貸付金等の滞納者の状況を調査把握し、正当な理由が無いにもかかわらず納税に応じない滞納者に対し、給与・預貯金・不動産等の差押えを強化する。また、住宅家賃等の使用料についても、正当な理由が無いにもかかわらず納付に応じない滞納者に対し、退去等の民事訴訟手続きを実施するため、特別収納対策課を設置する。</p> <p>◎分掌事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町税等の徴収及び正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者の滞納処分 2. 執行停止，不納欠損処分 3. 納税、納付意識の啓発及び指導等 <p>また、正当な理由が無いにもかかわらず納税、納付に応じない滞納者を抽出し、特別収納対策課へ引継ぐことを目的とする「滞納整理に関するプロジェクトチーム」を、平成17年度中に立ち上げ、滞納の現況と課題を把握し、詳細に分析・検討する。</p> <p>◎プロジェクトチーム構成</p> <p style="margin-left: 20px;">○税務課 ○保険課 ○建設課</p> <p style="margin-left: 20px;">○福祉課 ○学校教育課</p> <p style="margin-left: 20px;">※各課の担当係長と係員の2名で合計10名</p>															
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年10月									
			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
															13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 (評価の方法)	平成21年度までの滞納処分の強化による収納額等を算出し、その効果を公表する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円								
						内 訳	A 支出の削減	千円								
							B 収入の増額	千円								
		C 支出の増額	千円													

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年3月31日見直し

1. 連番	28	2. 担当専門部会	組織機構専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	5	組織機構						
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7. 細分類	1	定員管理の適正化						
8. 具体的改革項目	1	業務量に応じた適正配分						
9. 実施概要	<p>類似団体職員定数の状況、総務省定員モデル、並びに任期付採用職員や任期付短時間勤務職員の採用に関する法律の一部改正による採用条件の拡大等の制度を取り入れ、また、業務量に応じた適正配分を図るため、現状の業務量を調査検証し、その結果をもとに、平成18年3月29日に「第4次鞍手町定員適正化計画」を策定した。</p> <p>計画では、退職者の不補充、課室局の統廃合及びグループ制導入による職員定数の適正化を図ることで、平成17年4月現在の普通会計職員156名を138名として、18名（▲11.5%）の減員を図ることを目標とする。</p> <p>【具体的方策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課からの意見聴取 ・計画原案の作成 ・調整 ・定員適正化計画の策定 							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月	
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
							13. 公表時期	実施期間終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後、普通会計職員18名減員という削減目標への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円	
					内 訳	A 支出の削減	千円	
						B 収入の増額	千円	
		C 支出の増額	千円					

第4次
鞍手町定員適正化計画

平成18年3月29日

鞍手町定員適正化計画

1. 目的

分権型社会システムへの転換が求められている今日、地方公共団体においては、少子高齢化の進行、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化の中で、一層適切な対応が求められています。その一方で、財政事情は国・地方とも依然として厳しい環境にある中で、充実した住民サービスを提供していかなくてはなりません。このような状況の中で、住民の負託に応えるため、柔軟かつ弾力的で効率的な組織・体制を構築しながら定員の適正化を図ります。

また、本計画については、住民が理解しやすいよう定員管理の手法や計画の数値目標を掲げ、その内容及び進捗状況について積極的に公表を行います。

2. 基本的な考え方

これまで定員の適正化については、定員モデルや類似団体の職員数を参照しながら、事務量の見直しや組織のスクラップ・アンド・ビルドを行いながら職員数の縮減に努めてきました。

本計画においては、行財政改革集中改革プランに基づき指定管理者制度による民間活力の導入を積極的に取り入れるとともに、従来の縦割り型の事務処理体制から横断的に業務処理が行えるグループ制を導入することにより、柔軟かつ弾力的で効率的な組織を構築し職員数の抑制を図っていきます。

また、平成22年4月1日現在までの削減数は、定年退職不補充による自然減によるものであるため、希望退職による減員も視野に入れ、平成20年4月1日までの達成を目指します。なお、平成20年4月1日までに当該目標を達成できない場合に備え、勧奨退職制度の導入も検討し、目標達成に努めていきます。

3. 計画の期間

平成17年4月1日から平成22年4月1日まで

計画期間については、平成17年3月29日付け総務省総務次官通知の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」と本町の第4次行財政改革集中プランに則して5年間とします。

4. 定員管理の現状と課題

本町の定員適正化は、平成8年度に策定された適正化計画（表1）に基づき平成12年度までに一般行政部門において、計画より6人の多い16人の減員を図ることができ、職員総数においても400人が379人となり21人の減員を図ることができました。

また、平成13年度から平成17年度までについては、平成14年2月の行政改革大綱の見直し及び改革大綱実施計画の策定に従い、平成13年度及び平成14年度の機構改革による組織の統廃合や事務事業の見直しにより定数削減等を経て、一般行政部門において平成12年度149人から平成17年度138人までの減員11人を図ることができました。また、職員総数においても379人から355人までの減員24人を図り（表2）、定員の適正化に努めてきました。

（表1）第2次における一般行政部門の適正化計画と達成状況及び職員総数の推移

		平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	合計
計画数			△8	△4	3	△2	3	△10
実績	増減数		△8	△2	△8	0	4	△16
	職員数	163	155	153	145	145	149	
職員総数		400	400	395	383	378	379	

(表2) 平成12年度以降の部門別職員数の推移

区分 部門		職員数(人)					
		平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年
福祉関係を除く一般行政	議会	3	3	3	3	3	3
	総務	39	38	34	32	38	37
	税務	13	13	13	13	13	13
	労働						
	農水	10	10	10	9	9	9
	商工	2	2	2	2	2	2
	土木	19	19	18	18	16	17
	小計	86	85	80	77	81	81
福祉関係	民生	54	50	49	49	47	46
	衛生	9	9	11	11	11	11
	小計	63	59	60	60	58	57
一般行政部門合計		149	144	140	137	139	138
特別行政	教育	27	26	23	23	22	19
	小計	27	26	23	23	22	19
公営企業等	病院	181	169	164	160	158	152
	水道	13	13	12	12	11	11
	下水道	6	5	6	6	6	6
	その他	3	27	29	29	29	29
	小計	203	214	211	207	204	198
総合計		379	384	374	367	364	355

(表3) 定員モデルとの比較

区分 部門		職員数(人)					
		平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年
対象職員数		144	143	140	138	139	138
第6次及び第7次モデル		144	144	144	144	139	139
超過数 (超過率)			△1 (△0.7)	△4 (△2.9)	△6 (△4.3)		△1 (△0.7)

5. 新定員適正化計画

これまでの定員適正化の経緯を踏まえつつ、「2. 基本的な考え方」に則って表4のとおり新定員適正化計画（H17年4月1日～H22年4月1日）を策定します。

新定員適正化計画においては、平成17年4月1日現在と比較して平成20年4月1日現在までに一般職行政職部門で10名（7.2%）の減員を、普通会計部門で18名（11.5%）の減員を図ることを数値目標としています。また、公営企業等会計部門においては、平成17年度における退職者不補充による欠員の補充を行うため8名（4.0%）の増員となりますが、職員総数では10名（2.8%）の減員を数値目標としています。

（表4）新定員適正化計画（H17年4月1日～H22年4月1日）の概要

部門		区分	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	計
普通 会計	一般 行政	増員			10				10
		減員		2	3	15			20
		差引		△2	7	△15			△10
		職員数	138	136 (△1.4)	143 (3.6)	128 (△7.2)	128 (△7.2)	128 (△7.2)	
	特別 行政	増員		1					1
		減員		1	8				9
		差引			△8				△8
		職員数	18	18 (0)	10 (△44.4)	10 (△44.4)	10 (△44.4)	10 (△44.4)	
	計	職員数	156	154 (△1.3)	153 (△1.9)	138 (△11.5)	138 (△11.5)	138 (△11.5)	△18
	公営 企業 等 会計	公営 企業 等 会計	増員		20	13	14		
減員				20	5	14			39
差引					8				8
		職員数	198	198 (0)	206 (4.0)	206 (4.0)	206 (4.0)	206 (4.0)	
計		職員数	198	198 (0)	206 (4.0)	206 (4.0)	206 (4.0)	206 (4.0)	8
合計	増員	増員		21	23	14			58
		減員		23	16	29			68
		差引		△2	7	△15			△10
	職員数	354	352 (△0.6)	359 (△1.4)	344 (△2.8)	344 (△2.8)	344 (△2.8)	△10	

- 備考 1. 特別行政部門の職員数は、教育長を除いた職員数を計上。
 2. 各部門の職員数は、「地方公共団体定員管理調査」の調査要領による分類。
 3. ()は、17年4月1日現在職員数に対する各年の職員数の増減割合を表示。
 4. 職員数は、各年の4月1日現在の職員数を計上。

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成18年5月19日見直し

1. 連番	29	2. 担当専門部会	組織機構専門部会					
		3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	5	組織機構						
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7. 細分類	1	定員管理の適正化						
8. 具体的改革項目	2	収入役を置かない事務体制の構築						
9. 実施概要	<p>収入役は、現金・物品の出し入れや保管などの会計事務に関して、町長から独立した権限を持つ最高責任者であるが、総務省は行財政改革の一環として、2004年5月、地方自治法の一部を改正し、町村のみならず人口10万人未満の市も収入役を置かず、長又は助役が収入役の事務を兼掌することができると定めた。</p> <p>また、IT（情報技術）化に伴う出納業務の簡素化などから、この法律の改正により、収入役事務を、長又は助役が兼掌する自治体が全国でも増えている。</p> <p>このことから、平成17年度に策定した集中改革プランでは、平成18年5月20日の収入役の任期満了後は、助役が収入役事務を兼掌することとしていたが、地方自治法が改正、平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日からは、特別職の収入役は廃止され、一般職の会計管理者を設置することとなったため、助役による兼掌もできないこととなった。</p> <p>改正後の地方自治法では、経過措置として、公布の日から施行日の前日までに収入役の任期が満了する場合又は収入役が欠けた場合においては、収入役を選任しないことができるものとされており、この場合、規則で定める吏員がその職務を代理することとなる。</p> <p>よって、収入役の任期満了後は、助役による収入役事務の兼掌も可能であるが、これによらず平成19年3月31日まで収入役職務代理者を置く方が、同年4月1日以降設置する会計管理者への移行を、業務に支障なく行うことができるので、具体的改革項目の実施概要等を見直し、収入役を置かない事務体制を構築するものとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年06月	
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	<p>実施期間終了後、出納業務の状況及び収入役を置かない事務体制における効果を、評価する。</p> <p>収入役を置かないことによる財政的效果額については、個票連番9「特別職の給与・報酬等の見直し」の財政的效果に含めて計上する。</p>					15. 財政的效果 (再掲) A+B-C		0 千円
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	30		2. 担当専門部会		組織機構専門部会				
			3. 担当部署		総務課				
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5. 中分類	5	組織機構							
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化							
7. 細分類	2	女性職員の積極的登用							
8. 具体的改革項目	1	女性職員の管理職登用							
9. 実施概要	<p>男女共同参画の進展により、様々な分野への女性の進出が加速しているが、本町に於いては、女性管理職員（課長）が一人もいないのが現状である。</p> <p>そのため、人材育成基本方針に基づき、男性・女性の区別を設けず、本人の能力や適正等に応じ仕事の割り振りをしていくなど、積極的に改善していく必要がある。</p> <p>よって、平成18年4月以降からの女性管理職登用に向けて、職務経歴や研修実績を適切に管理する経歴管理を導入し、計画的な人事異動管理を図る。</p> <p>なお、実施にあたっては、管理職として必要な多種多様な職務経験を積めるよう、能力向上のための研修等に積極的に参加できるよう配慮するものとする。</p> <p>※男女共同参画とは 【男女がお互いを尊重しあい、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うこと】</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月		
		●	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、女性職員の管理職登用の実施状況により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円		
					内 訳	A 支出の削減	千円		
						B 収入の増額	千円		
						C 支出の増額	千円		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	31	2. 担当専門部会	組織機構専門部会						
		3. 担当部署	総務課						
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5. 中分類	5	組織機構							
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化							
7. 細分類	3	人事管理制度の導入							
8. 具体的改革項目	1	異動希望自己申告制度の導入							
9. 実施概要	<p>人事異動は、様々な経験による能力の開発や活用を通じて、人材の育成と組織の目標を達成する重要な手段であり、地方分権の進展や高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応し、限られた職員の潜在能力を引き出し、職務能力の向上を図って、組織を活性化していくためには、職員の意欲、適性、能力を把握し、適材適所に配置する総合的な取り組みを推進していくことが必要である。</p> <p>その具体的方策としては、採用後10年間は人材育成の観点から、各種職務分野を定期的（2年から3年）にバランスよく経験させ、自己の適性や進路等を見つめさせる機会とし、勤続11年目以降は、職員のチャレンジ精神や意欲の向上を図るため、職員本人から異動希望先の自己申告書を提出させ、それまでの職員の職務能力や適性を把握したうえで全体的な調整を図り、組織全体を活性化する定期異動（3年から5年）を行い、職員配置の適正化を図ることとする。</p> <p>○異動希望自己申告制度の導入効果</p> <p>① 広い視野、多様な知識の習得が可能となり、バランスの取れた能力開発が図られる。</p> <p>② 自己の適性を見出し、職員の意欲を踏まえたより効果的な職場配置が推進できる。</p> <p>③ 業務への積極的な取り組みが促進される。</p> <p>④ 職員の潜在的能力を発掘することができる。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月		
		●	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、上記の異動希望自己申告制度の導入効果に照らし、対象職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
							C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	32	2. 担当専門部会	組織機構専門部会						
		3. 担当部署	総務課						
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5. 中分類	5	組織機構							
6. 小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化							
7. 細分類	3	人事管理制度の導入							
8. 具体的改革項目	2	昇格資格試験制度の導入							
9. 実施概要	<p>昇格資格試験制度の導入については、人材育成基本方針の中で、位置付けて実施する。</p> <p>◎昇格資格試験制度の目的</p> <p>①住民サービスの向上に繋がる</p> <p>②職員のやる気を起こさせる</p> <p>③職員のレベルアップ（意識の高揚）</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月		
		●	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、全職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円		
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	33		2. 担当専門部会	行政運営専門部会			
			3. 担当部署	総務課			
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進					
5. 中分類	5	組織機構					
6. 小分類（基本目標）	16	附属機関の見直し					
7. 細分類	1	附属機関の見直し					
8. 具体的改革項目	1	附属機関の見直し					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったため、附属機関と住民の行政への参画のあり方について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、委員会、審議会等が42機関あり、委員数は延べ610人。選任区分は、議会、行政、各種団体、学識経験者、公募、教育機関、専門職等で構成されており、総委員数の約60%が「充て職」、女性比率は13.81%、公募0.3%という状況である。</p> <p>附属機関の見直しにあたり、住民の段階的な行政への参加を促進するため、既存の附属機関について、従来のあり方にとられることなく、法令等によるものを除き、統廃合、構成員数、女性委員の登用の推進と選任基準、幅広い住民参画のための重複就任の制限、行政職員（OB含む）就任の制限、報酬等について検討し、運営の適正化・効率化を図る。</p> <p>また、新たな施策の展開に伴う附属機関等の新設にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、組織の拡大を抑制していく必要がある。</p> <p>よって、委員会、審議会等の附属機関の見直しと、住民参画推進についての検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。</p> <p>なお、平成17年度に、先進地事例調査、資料収集、各課局のヒアリング等を実施し、平成18年度に設置基準、実施時期等の検討および関係機関との調整を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
		▲	▲	▲		12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 既存機関の見直し結果について</p> <p>2. 設置基準の検討結果について</p> <p>3. 検討結果を踏まえた実施時期について</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円					

住民参画促進のための審議会等の基本的取扱に関する要綱について

○ 現在の審議会等の設置数および構成人員

附属機関 構成員	42 機関 610 人			
内訳	性別	男	525 人	86.20%
		女	85 人	13.80%
	選任別	議会	67 人	10.60%
		町職員	96 人	15.50%
		行政機関	59 人	9.80%
		公共団体	149 人	24.60%
		学識経験者	40 人	6.50%
		公募	2 人	0.30%
		教育関係	46 人	7.50%
		専門職	37 人	6.20%
		その他	114 人	19.00%
		計	610	

○ 要綱策定にあたっての検討項目

- 1 統廃合の検討 (各課局に対するヒアリングによる設置目的等の調査)
- 2 構成員の数 (原則として〇〇人以内)
- 3 選任基準の検討 (広く各界、各層から)
- 4 (重複就任〇を限度)
- 5 (女性の登用目標〇〇%)
- 6 (行政職員就任の制限)
- 7 (就任期間〇年に制限)
- 8 公開促進の検討 (会議の原則公開)
- 9 (会議録の原則公表)
- 10 公募基準の検討 (公募とする委員会の範囲)
- 11 (公募委員の割合)
- 12 (公募委員の選考方法)
- 13 (公募委員の要件)
- 14 (応募なしの場合)
- 15 条例・規則の検討
- 16 報酬の検討
- 17 議会との調整
- 18 ボランティアの参画

鞍手町各種審議会・委員会設置状況

課・局名	No.	審議会・委員会等名	選 任 区 分									男	女	備 考	
			議会議員	町職員	行政機 関の 役職員	公共的 団体の 役職員	学 識 経験者	公募	教育関 係者	専門職	その他				合計
総務課	①	鞍手町行政改革推進委員会	2(2)	0	2(2)	4(4)	5	2	0	0	0	15	13	2	学識経験者は企業関係者及び女性。
	②	鞍手町特別職報酬等審議会	0	0	0	6(6)	0	0	0	0	0	6	5	1	設置条例の規定により、現在委員の選任はない。
	③	鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	4	1	
	④	鞍手町防災会議	0	14(14)	11(11)	2	0	0	0	0	0	27	27	0	行政機関の役職員は国・県・警察・自衛隊・広域消防本部・消防団を含む。公共的団体の役職員は、NTT西日本・九州電力
	⑤	鞍手町災害時要援護者対策会議	2(2)	4(4)	3(3)	7(7)	0	0	0	0	0	16	14	2	行政機関の役職員は広域消防本部・消防団。
	⑥	鞍手町水防協議会	3(3)	6(6)	2	4(4)	0	0	0	0	0	15	14	1	行政機関の役職員は広域消防本部・消防団。
	⑦	鞍手町防犯灯設置協議会	3(3)	1(1)	0	4(4)	1	0	8	1	0	18	18	0	町職員は教育長。
	⑧	鞍手町町政施行50周年記念行事実施委員会	1	2	2	11(11)	0	0	2	0	4	22	20	2	町職員は助役・教育長。
企画財政課	①	鞍手町総合計画審議会	5(5)	5(5)	2	5(5)	3(3)	0	0	0	0	20	18	2	設置条例の規定により、現在委員の選任はない。
まちづくり対策課	①	鞍手町都市計画審議会	4(4)	4(4)	0	0	4(4)	0	0	0	0	12	11	1	
	②	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	1(1)	5(5)	3	2(2)	2	0	0	0	0	13	13	0	
税務課	①	鞍手町固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	3	0	
住民課	①	鞍手町環境審議会	4(4)	5(5)	2(2)	4(4)	0	0	0	0	0	15	14	1	
	②	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会	0	3	0	0	0	0	0	0	19	22	22	0	
保険課	①	鞍手町老人保健福祉計画推進委員会	1(1)	0	0	9(9)	0	0	0	3(3)	0	13	11	2	
	②	鞍手町地域ケア会議	0	5(5)	0	3	0	0	0	2	0	10	6	4	
	③	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会	0	3(3)	1(1)	2(2)	0	0	0	4(4)	0	10	10	0	現在、委員の選任はない。
	④	鞍手町国民健康保険運営協議会	3(3)	0	0	1(1)	0	0	0	3(3)	2(2)	9	8	1	
福祉課	①	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	1(1)	0	0	5(5)	0	0	4	0	6	16	8	8	
	②	鞍手町児童問題連絡会	0	5	0	4	0	0	8	3	0	20	9	11	町職員に町保育所保育士を含む。
	③	民生委員推薦会	2(2)	2(2)	2	4	2	0	0	2	0	14	11	3	行政機関の役職員は、教育委員・社会教育委員。
健康増進課	①	鞍手町健康づくり推進協議会	1(1)	4(4)	3(1)	7(7)	0	0	0	3	0	18	11	7	行政機関の役職員は、県職員・町教育委員。町職員は町立病院総看護師長を含む。
	②	鞍手町乳幼児育成指導事業運営会	0	4(4)	3	0	0	0	0	7	0	14	3	11	
	③	鞍手町予防接種健康被害調査委員会	0	1(1)	0	1	0	0	0	4	0	6	6	0	町職員は町長。
産業課	①	鞍手町農政推進会議	4(4)	0	17(17)	30(30)	0	0	0	0	0	51	50	1	
	②	鞍手町工場等設置奨励審議会	4(4)	2(2)	2(2)	2(2)	0	0	0	0	0	10	10	0	
	③	鞍手町町内循環バス導入に関する検討委員会	4(4)	4(4)	0	8(8)	0	0	0	0	4(4)	20	18	2	
	④	西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	2(2)	0	2(2)	0	0	0	0	0	19	23	23	0	その他は関係地区及び鉾害被害者組合推薦。
	⑥	鞍手町谷山池パイプライン水利組合	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	18	0	その他は関係地区推薦。
	⑦	水田農業経営確立対策集落推進委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18	18	0	全ての委員は営農組合長
	下水道課	①	鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	4(4)	4(4)	0	0	4(4)	0	0	0	0	12	11	1
建設課	①	鞍手町営住宅審議会	2(2)	2(2)	2(2)	3(3)	1	0	0	0	0	10	10	0	
人権推進課	①	鞍手町隣保館運営審議会	2(2)	1(1)	0	1	2(2)	0	0	0	2	8	6	2	町職員は教育長。
	②	同和問題啓発推進委員会	0	6(6)	0	1(1)	0	0	1	0	2	10	9	1	教育関係者は児童生徒支援加配教員
水道課	①	鞍手町水道水質改善検討委員会	3(3)	1(1)	0	4(4)	2	0	0	0	0	10	10	0	町職員は助役。
農業委員会	①	鞍手町小作料協議会	0	0	0	0	3	0	0	0	10	13	10	3	
学校教育課	①	鞍手町奨学生選考評議会	2(2)	0	0	0	2(2)	0	2(2)	0	0	6	5	1	教育関係者は中学校長
	②	鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	1(1)	0	0	0	0	0	18	0	0	19	15	4	教育関係者は各学校長・中学校給食主任及び各PTA会長
社会教育課	①	鞍手町中央公民館運営審議会	1(1)	0	0	7(7)	0	0	1	0	1	10	7	3	
	②	鞍手町文化財保存協議会	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	1	
	③	鞍手町歴史民俗資料館運営協議会	0	0	0	0	0	0	1	4	0	5	4	1	
	④	鞍手町青少年問題協議会	3(3)	3(3)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	9	7	2	
町立病院	①	鞍手町立病院事業運営協議会	2(2)	0	0	7(6)	0	0	0	0	7	16	13	3	
合 計			67	96	59	149	40	2	46	37	114	610	525	85	
()はあて職数			(66)	(86)	(43)	(133)	(16)	(0)	(3)	(10)	(6)	(363)			

鞍手町各種審議会・委員会開催（平成17年度推定）

所管課・局名	No.	審議会・委員会等名	委員数	内 報酬 対象 人員	開催 回数	出席 延人員	内 報酬 対象 延人員	費用弁償 支払総額	報酬 支払総額	計
総務課	①	鞍手町行財政改革推進委員会	15	15	0	0	0	0	0	0
	②	鞍手町特別職報酬等審議会	6	6	0	0	0	0	0	0
	③	鞍手町情報公開・個人情報保護審査会	5	5	3	15	15	30,000	70,500	100,500
	④	鞍手町防災会議	27	10	0	0	0	0	0	0
	⑤	鞍手町災害時要援護者対策会議	16	10	0	0	0	0	0	0
	⑥	鞍手町水防協議会	15	8	1	15	8	16,000	37,600	53,600
	⑦	鞍手町防犯灯設置協議会	18	9	0	0	0	0	0	0
	⑧	鞍手町町政施行50周年記念行事実施委員会	22	16	4	88	64	128,000	300,800	428,800
企画財政課	①	鞍手町総合計画審議会	20	13	0	0	0	0	0	0
まちづくり対策課	①	鞍手町都市計画審議会	12	8	1	12	8	16,000	37,600	53,600
	②	鞍手町都市計画マスタープラン策定委員会	13	5	0	0	0	0	0	0
税務課	①	鞍手町固定資産評価審査委員会	3	3	3	9	9	18,000	42,300	60,300
	②	鞍手町固定資産評価審査委員会（補助員）		5	3	15	15	30,000	70,500	100,500
住民課	①	鞍手町環境審議会	15	8	2	30	16	32,000	75,200	107,200
	②	鞍手町ゴルフ場に関する環境問題協議会	22	19	3	66	57	114,000	267,900	381,900
保険課	①	鞍手町老人保健福祉計画推進委員会	13	13	1	13	10	20,000	47,000	67,000
	②	鞍手町地域ケア会議	10	5	2	20	10	20,000	47,000	67,000
	③	鞍手町在宅介護支援センター運営協議会	10	6	0	0	0	0	0	0
	④	鞍手町国民健康保険運営協議会	9	9	3	27	27	54,000	126,900	180,900
福祉課	①	鞍手町次世代育成支援行動計画策定委員会	16	13	5	80	65	130,000	305,500	435,500
	②	鞍手町児童問題連絡会	20	0	12	0	0	0	0	0
	③	民生委員推薦会	14	11	1	14	11	22,000	51,700	73,700
健康増進課	①	鞍手町健康づくり推進協議会	18	18	1	18	18	36,000	84,600	120,600
	②	鞍手町乳幼児育成指導事業運営会	14	12	1	14	12	24,000	56,400	80,400
	③	鞍手町予防接種健康被害調査委員会	6	5	0	0	0	0	0	0
産業課	①	鞍手町農政推進会議	51	51	1	51	43	86,000	202,100	288,100
	②	鞍手町工場等設置奨励審議会	10	8	1	10	8	16,000	37,600	53,600
	③	鞍手町町内循環バス導入に関する検討委員会	20	16	7	140	112	224,000	526,400	750,400
	④	西川沿岸大型かんがい排水施設運営協議会	23	23	0	0	0	0	0	0
	⑤	鞍手町谷山池パイプライン水利組合	18	12	4	72	48	96,000	225,600	321,600
	⑥	水田農業経営確立対策集落推進委員会	18	18	0	0	0	0	0	0
下水道課	①	鞍手町公共下水道事業評価監視委員会	12	8	4	48	32	64,000	150,400	214,400
建設課	①	鞍手町営住宅審議会	10	2	1	10	2	4,000	9,400	13,400
人権推進課	①	鞍手町隣保館運営審議会	8	4	2	16	8	16,000	37,600	53,600
	②	同和問題啓発推進委員会	10	0	4	0	0	0	0	0
水道課	①	鞍手町水道水質改善検討委員会	10	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	①	鞍手町小作料協議会	13	12	2	26	26	52,000	122,200	174,200
学校教育課	①	鞍手町奨学生選考評議会	6	6	1	6	6	12,000	28,200	40,200
	②	鞍手町学校給食共同調理場運営審議会	19	5	1	19	5	10,000	23,500	33,500
社会教育課	①	鞍手町中央公民館運営審議会	10	7	3	30	21	42,000	98,700	140,700
	②	鞍手町文化財保存協議委員	3	3	0	0	0	0	0	0
	③	鞍手町青少年問題協議会	9	5	1	5	5	10,000	23,500	33,500
	④	鞍手町歴史民俗資料館運営協議会	5	5	1	5	5	10,000	23,500	33,500
町立病院	①	鞍手町立病院事業運営協議会	16	16	2	32	28	56,000	131,600	187,600
計			610	433	81	906	694	1,388,000	3,261,800	4,649,800

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年3月31日追加

1. 連番	33	2. 担当専門部会	行政運営専門部会						
		3. 担当部署	総務課						
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5. 中分類	5	組織機構							
6. 小分類（基本目標）	16	附属機関の見直し							
7. 細分類	1	附属機関の見直し							
8. 具体的改革項目	1	附属機関の見直し							
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革において未実施であったため、附属機関と住民の行政への参画のあり方について見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>附属機関の見直しにあたり、附属機関設置に関する要領を定め、その要領に基づいて法令等によるものを除き、統廃合、構成員数、女性委員の登用の推進と選任基準、幅広い住民参画のための重複就任の制限、行政職員（OB含む）就任の制限、また、協働のまちづくりへの第1段階として、公募等による住民の段階的な行政への参加を促進し、運営の適正化・効率化を図る。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年08月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、附属機関設置要領に基づく附属機関の設置状況により、評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円		
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	34		2. 担当専門部会	組織機構専門部会				
			3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	6	職員						
6. 小分類（基本目標）	17	人材育成の推進						
7. 細分類	1	人材育成基本方針の策定						
8. 具体的改革項目	1	人材育成基本方針の策定						
9. 実施概要	<p>人的資源、すなわち、高い能力と意欲を持ち、人間的にも優れた職員をいかに育成していくかということが、これからの地方公共団体の行政水準、提供するサービスの質の程度を大きく左右するものである。</p> <p>こうしたことから、地方公共団体全体の力量を高め、町民ニーズに的確に対応した質の高い行政を展開していく上で、「優れた人材を育成する」ための長期的視点を踏まえた人材育成方針を確立し、総合的な施策を計画的に展開していくことが極めて重要となっている。</p> <p>そこで、平成17年度中に人材育成基本方針を策定し、これに基づき、平成18年度以降の人材育成を推進する。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年11月	
	●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月	
	●	●	●	●	●	13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、基本方針に基づく各種取り組みの実施状況により評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円	

鞍手町人材育成基本方針

平成 1 8 年 1 0 月

鞍 手 町

鞍手町人材育成基本方針目次

I	人材育成基本方針策定の趣旨	1
II	新時代に求められる職員像	2
III	新時代に向けた人材育成制度	3
1	職員を育てる人事制度	3
(1)	人材育成型の人事評価制度の導入	3
(2)	経歴管理による人事配置	4
(3)	能力・業績重視の給与制度	4
2	職員を育てる研修制度	5
(1)	自己啓発	5
(2)	職場研修	5
(3)	職場外研修	6
IV	職員を育てる職場環境の醸成	7
1	職場環境づくり	7
(1)	職員の責務	7
(2)	管理監督者の責務	7
(3)	職員倫理の確立	8
2	健康な体づくり	8
(1)	自己管理	8
(2)	健康管理体制の充実	9
V	鞍手町人材育成基本計画	10

I 人材育成基本方針策定の趣旨

地方自治体を取り巻く社会情勢は、「少子・高齢化の進展」、「高度情報化社会の進展」、「環境問題への関心の高まり」、「厳しい財政状況」など急激に変化しております。これらは、いずれも地方自治体の行政運営に深く関わっており、行政サービスの再構築が求められております。

一方、地方分権の進展に伴い、自治体は自己決定・自己責任の能力が問われており、分権型社会にふさわしいシステムへと転換していかなければなりません。

このような時代に、個性的で活力ある地域社会を構築するためには、その直接の担い手である職員が専門性を高め、持てる能力を最大限に発揮しなければなりません。

そのためには、職員一人ひとりが、自らの意識改革を進め、資質向上のために自発的・積極的に取り組んでいかなければなりません。

町としても、職員の能力開発等を進めるために体系的・計画的に取り組む必要があり、その具体的方策の基幹として次の三つを柱とする「鞍手町人材育成基本方針」を策定しました。

【人材育成基本方針の柱】

- 人材育成の目標である「新時代に求められる職員像」
- 人材育成を着実に推進するための「新時代に向けた人材育成制度」
- 人材育成の実効性を高めるためには「職員を育てる職場環境の醸成」

今後は、この人材育成基本方針の柱に基づき、各種施策の具体化を進め、順次実施していくことによって、職員の意欲、能力の向上に努めるとともに、組織の活性化を図り、町民サービスの向上に努めていきます。

II 新時代に求められる職員像

社会情勢の急激な変化に伴い、行政課題も複雑化・多様化している中、公務員も改革を求められております。このような現況に的確に対応するためにも、人材の育成とその育成を行う組織体制づくりが必要となっております。

これまでの町の実施した政策課題は、国及び県により明確にされた課題を十分な時間と人手を費やして慎重に検討し、確実に実施することで課題を解決してきた傾向にありました。また、望まれる職員は、法令等の基準や手続きにより、正しく迅速に処理できる応答型の職員が優秀な職員像であったと言えます。

しかしながら、地方分権の進むなか、地方自治体は主体的に判断・決定し実行できる力をつけ、組織として高いパフォーマンスを発揮することが求められております。

そのためには、組織の担い手である職員一人ひとりが住民の意識の変化を的確に捉え、新たな課題を見出し、その解決に向けて高度な知識と柔軟な発想で積極果敢に取り組んでいかなければなりません。

言い換えれば、これまでの応答型に加え、これからは、自らの責任において政策を立案・実行し、説明責任を果たすことができる自立型の職員が求められています。

このような観点から、「新時代に求められる職員像」を次のとおりとしました。

1 信頼される職員

全体の奉仕者として町民の信託を受け、町民サービス向上のための使命感と意欲を持ち、公務員としての高い倫理観を備えた信頼される職員

2 知恵のある職員

行政のプロとして、地方分権時代に対応できる専門知識と急激な社会情勢の変化に対応できる柔軟な思考、高いコスト意識と経営感覚を備えた知恵のある職員

3 行動力のある職員

自己決定・自己責任の原則のもと主体的に行政課題を把握し、戦略的思考をもって状況を打開していく行動力のある職員

Ⅲ 新時代に向けた人材育成制度

1 職員を育てる人事制度

人材育成を推進するためには、全庁一丸となった体制と全ての職員が自らの立場と役割を自覚した取り組みが必要となります。

このため、管理監督者をはじめそれぞれの職員が果たすべき責務を明確にし、長期的な視野に立って、計画的、継続的、効果的に取り組む必要があります。

(1) 人材育成型の人事評価制度の導入

職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るためには、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や成果を公正に評価し、その結果を能力開発や処遇に適切に反映させる必要があります。

このため、「能力評価」と「業績評価」からなる人材育成型の人事評価制度を推進します。

① 能力評価の実施

職員が職務を遂行する上で発揮した能力を把握するために、能力評価を実施します。

② 業績評価の実施

職員が取り組んだ業務の成果を把握するために、目標管理による業績評価を実施します。

③ 評価基準の公表と自己評価制の導入

職員の信頼と納得を得られるように評価項目及び基準を公表します。また、評価の実施にあたっては、職員自身による自己評価制を導入します。

④ 面談及び評価に関するフィードバックの導入

評価の納得性を高めるとともに、職員の業務の成果や能力発揮の度合、今後の能力開発について話し合うために、評価者と被評価者の面談を実施します。また、そのために、必要な範囲で評価のフィードバックを行います。

⑤ 評価者研修の実施

客観的で納得性の高い評価が可能となるよう、評価者としての必要な能力の向上を図るため、評価者研修を実施します。

⑥昇格資格試験制度の導入

職員の積極性とレベルアップ（意識の高揚）を図るために管理職等への任用については、昇格資格試験制度を導入します。

(2) 経歴管理による人事配置

行財政環境が厳しい中、限られた人員で、町民の満足度の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが自己の能力を最大限発揮することが重要です。

このため、経歴管理による職員の能力や適性、意欲などを活かした人事配置を実施し、職員の能力開発や能力活用に努める必要があります。

⑦経歴管理と自己申告制度の導入

経歴管理（ジョブローテーション）により採用後10年間は、幅広い能力や自己の適性の発見ができるように各分野への定期的異動を行います。また、その後は職員のチャレンジ精神や意欲の向上を図るため異動希望先の自己申告制度を導入し、組織全体の活性化を図りながら意欲と能力と適性にあった職員配置を行います。

⑧男女間格差のない人事配置（女性管理職）の推進

昇格資格試験制度の導入により性別にとらわれない管理職登用を推進します。女性職員の積極的な受験を促し潜在能力の発掘を行い、管理職登用を実現しながら男女共同参画社会の推進を図っていきます。

(3) 能力・業績重視の給与制度

職務に対するモチベーションの向上、人材育成制度の効果的な推進を図るために、能力・業績を重視した給与制度の構築に取り組みます。

⑨能力・業績を反映した昇給制度への移行

国家公務員の給与構造改革の動向を注視しながら、能力評価・業績評価の結果を反映した昇給制度への移行を検討します。

2 職員を育てる研修制度

地方公共団体が地方自治の新時代に対応していくためには、自ら決定し、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、地域間競争に勝ち抜いていけるよう体質を強化しなければなりません。

そのためには、組織体制の強化はもちろんのこと直接の担い手である職員の資質の向上を図り、その有している可能性や能力を最大限に引き出していくことが重要になっており、組織的かつ体系的な研修制度が不可欠であります。

町では職員自身が自発的に取り組む自己啓発、職場において上司、先輩等が仕事を通じて行う職場研修（On the Job Training）及び日常の職場を離れて実施する職場外研修（Off the Job Training）を柱に積極的に人材育成に取り組めます。

（1）自己啓発

自己啓発とは、職員が自分に必要な知識や能力について、自ら認識し自らの意思を持って能力の向上を目指して学習することであり、職員の能力開発を進めて行くうえで最も基本的なことと言えます。

そこで、能力開発に自ら取り組む職員の意欲を尊重し、主体的に行う自己啓発活動に対する支援等を充実させる必要があります。

⑩ 自己啓発を支援する制度の確立

自ら学び、学習する職員を支援するため制度の確立に努めます。

⑪ 職員提案制度の導入

政策あるいは事務改善等の職員提案制度を導入し、職員の町政への積極的な参画及び問題意識や学習意欲の向上を図ります。

（2）職場研修（OJT）

職場研修とは、職場を通じて行われる研修のことで、上司や先輩が事務事業を遂行しながら、報告や指示、助言等の機会を捉えて、その事務事業に必要な情報や経験等を計画的に教えることです。

このことは、職員の能力開発にとって最も重要であることを認識し、事務事業遂行における目標設定を明確にした人事評価制度と併せた効果的な人材育成を行う必要があります。

⑫ 人事評価制度を活用したOJTの推進

人事評価の面談等において、職員の能力及び意識の向上となる指導を実施します。

⑬ 各職場でのOJTの推進

各職場において、常に職員の能力を引き出せるようなOJTを推進します。

(3) 職場外研修 (OFFJT)

職場外研修とは、本来の職務から離れて行われる研修であることから、一定期間集中的に行うことが可能であり、職務を遂行する上で必要な知識・技術を体系的に計画することができ、能力開発に最も効果的であります。

また、他市町村等の職員と交流することにより、相互に啓発し合う機会としても重要です。

⑭ 福岡県市町村職員研修所との連携

地方公務員としての能力の向上のために、職場外研修の柱として、福岡県市町村職員研修所で開催される階層別研修や選択研修などに参加し、他市町村との交流を持ちながら効果的な研修を行います。

⑮ 中央研修所での研修

より高度な知識の習得のため市町村アカデミー等での研修に参加します。

⑯ 人事交流・派遣研修

県や他市町村あるいは民間企業との人事交流・派遣を積極的に行い職員の資質の向上を図っていきます。特に有資格職員については、日々進歩する技術に対応するため大学や専門機関に職員を派遣し高度な技術の修得を図っていきます。

IV 職員を育てる職場環境の醸成

1 職場環境づくり

職員は、その置かれた環境によって大きな影響を受けます。したがって、人材育成の取り組みで求められることは、職員が職場において学習できる環境づくりが重要です。そのためには、職員それぞれが自分の責務を認識し、上司部下の信頼関係を構築しながら互いにモチベーションを高め合い、各々の職場組織の中で職員が育つ学習的職場環境づくりを推進します。

また、町民から信頼される職員となるためには職員倫理を確立する必要があり、職場環境が高い倫理観を醸成していくことで職員倫理の確立に努めます。

(1) 職員の責務

職員は、常に学ぶ意欲と問題意識をもって仕事に取り組むとともに、よりよい組織づくりの醸成に努めなければなりません。

⑰ 業務の向上意欲

担当する業務に対し意欲と関心を持ち、研究、調査、改善などに心がけ、業務改善等の向上に努めることが重要です。

⑱ 自己啓発意欲

研修に積極的に参加するとともに、自らの能力開発を常日頃から意欲的に取り組む必要があります。

(2) 管理監督者の責務

管理監督者は、人材の育成を推進するうえで自分の役割の重要性を十分認識し、常に部下の能力向上のために効果的な手法を考えながら育成に取り組まなければなりません。同時に、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が能力・意欲を十分に発揮できる職場環境づくりにも努めなければなりません。

⑲ 管理監督者としての姿勢

管理監督者は、町政の理念や組織運営方針を理解し、組織内の目標達成のため自らも研鑽し、職員の模範となるよう努めなければなりません。

⑳ 能力・意欲を十分発揮できる職場環境づくり

職員の能力開発にとって職場環境は大変重要な要素であることから、管理監督者は、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進することが大切です。

そのため、日頃から職員との意思疎通を密にし、職員が能力・意欲を十分発揮できる職場環境づくりに努める必要があります。

㉑ 部下の能力開発と育成指導

業務を通じて日頃から職員を育成指導することは、職員の能力開発にとって大きな意味を持ちます。管理監督者は、職員の能力開発・能力活用の観点から事務分担を決定したり、今伸ばすべき能力を見極めて、職員に対して的確に指導助言を行う必要があります。

(3) 職員倫理の確立

公平公正な職務を遂行し、町民から信頼される職員となるためには職員倫理を確立する必要があり、職場全体が高い倫理観を醸成していくことで職員倫理の確立に努めます。

㉒ 職員倫理確立のための啓発

職員倫理の確立のための啓発や情報提供に努めます。

2 健康な体づくり

職員は、自らの能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康であることが必要であり、日頃から自己の健康管理に努めなければなりません。

また、町は、職員の健康管理が行えるように健康管理体制の充実を図ります。

(1) 自己管理

自らの能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康であることが必要です。自分の健康は自分で守ることを基本に、日頃から自己の健康管理に努めます。

㉓ 早期発見早期治療

心身の異常を感じたときは、無理をせず早めの受診と治療を行うよう努め、日頃から自己の健康管理に努めなければなりません。

(2) 健康管理体制の充実

職員が肉体的、精神的健康を保持していくためには、日頃の健康管理が重要です。町は、定期健康診断の受診確認や精神的ストレスを抱える職員の早期発見のための相談窓口の整備など健康管理体制の充実に努めます。

㊦メンタルヘルスの充実

近年、肉体的ストレスよりも精神的ストレスを抱える職員が増える傾向にあります。町は、職員のメンタルヘルスについて積極的な取り組みを行っていきます。

V 鞍手町人材育成基本計画

基本方針の柱		実施項目	18年	19年	20年	21年		
新時代に求められる職員像	新時代に向けた人材育成制度	職員を育てる人事制度	①能力評価の実施	検討	試行	実施	⇒	
			②業績評価の実施	検討	試行	実施	⇒	
			③評価基準の公表と自己評価制の導入	検討	試行	実施	⇒	
			④面談及び評価に関するフィードバックの導入	検討	試行	実施	⇒	
			⑤評価者研修の実施	検討	試行	実施	⇒	
			⑥昇格資格試験制度の導入	実施 (要綱)	実施 (試験)	⇒	⇒	
			⑦経歴管理と自己申告制度の導入	実施	⇒	⇒	⇒	
			⑧男女間格差のない人事配置(女性管理職)の推進	実施	⇒	⇒	⇒	
			⑨能力・業績を反映した昇給制度への移行	検討	試行	実施	⇒	
		職員を育てる研修制度	⑩自己啓発を支援する制度の確立	検討	実施	⇒	⇒	
			⑪職員提案制度の導入	実施	⇒	⇒	⇒	
			⑫人事評価制度を活用したOJTの推進	検討	試行	実施	⇒	
			⑬各職場でのOJTの推進	実施	⇒	⇒	⇒	
			⑭福岡県市町村職員研修所との連携	実施	⇒	⇒	⇒	
			⑮中央研修所での研修	検討	実施	⇒	⇒	
			⑯人事交流・派遣研修	実施	⇒	⇒	⇒	
		職員を育てる職場環境の醸成	職場環境づくり	⑰業務の向上意欲	実施	⇒	⇒	⇒
				⑱自己啓発意欲	実施	⇒	⇒	⇒
	⑲管理監督者としての姿勢			実施	⇒	⇒	⇒	
	⑳能力・意欲を十分発揮できる職場環境づくり			実施	⇒	⇒	⇒	
	㉑部下の能力開発と育成指導			実施	⇒	⇒	⇒	
	㉒職員倫理確立のための啓発			実施	⇒	⇒	⇒	
	健康な体づくり		㉓早期発見早期治療	実施	⇒	⇒	⇒	
			㉔メンタルヘルスの充実	実施	⇒	⇒	⇒	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	35		2. 担当専門部会	組織機構専門部会				
			3. 担当部署	総務課				
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5. 中分類	6	職員						
6. 小分類（基本目標）	18	人事交流等の推進						
7. 細分類	1	広域的な人事交流・派遣						
8. 具体的改革項目	1	広域的な人事交流・派遣の検討						
9. 実施概要	<p>人事交流・派遣は、職員の資質の向上と人材育成に繋がることから、人材育成基本計画の中で、人事交流・派遣研修を位置付け、先進地の公共団体や民間企業との人事交流・派遣を積極的に行っていく。</p> <p>なお、平成18年度中は人事交流・派遣の受け入れ先を探して、人事交流・派遣のネットワークを構築する。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
		▲ ▲ ▲ ▲				12. 到達年月	H19年03月	
						13. 公表時期	平成18年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 人事交流・派遣の受け入れ先について</p>					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成18年8月31日追加

1. 連番	35		2. 担当専門部会	組織機構専門部会					
			3. 担当部署	総務課					
4. 大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進							
5. 中分類	6	職員							
6. 小分類（基本目標）	18	人事交流等の推進							
7. 細分類	1	広域的な人事交流・派遣							
8. 具体的改革項目	1	広域的な人事交流・派遣							
9. 実施概要	<p>人事交流・派遣は、職員の資質の向上と人材育成に繋がることから、人材育成基本計画の中で、人事交流・派遣研修を位置付けて実施する。</p> <p>なお、当面は県や先進自治体との人事交流・派遣を積極的に行っていくこととし、民間企業への人事交流・派遣については、受け入れ先を探していくこととする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年09月		
						12. 到達年月	H22年03月		
		●	●	●	●	●	13. 公表時期	実施期間 終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、広域的な人事交流、派遣の実施状況により評価する。					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C	0 千円		
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	36		2. 担当専門部会		施設専門部会		
			3. 担当部署		総務課・教育課・保険健康課・福祉人権課		
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	7	管理					
6. 小分類（基本目標）	19	施設の改善					
7. 細分類	1	施設の改修					
8. 具体的改革項目	1	施設改修計画の策定					
9. 実施概要	<p>老朽化等に伴う、年次施設改修計画書を平成18年度中に作成し、これに基づき、平成19年度以降施設の改善に取り組む。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
						12. 到達年月	H22年03月
		●	●	●	●	●	13. 公表時期
14. 指標 (評価の方法)	改修計画に基づく、平成21年度までの改修実績により評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
						C 支出の増額	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	37		2. 担当専門部会		施設専門部会		
			3. 担当部署		健康増進課・社会教育課		
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	7	管理					
6. 小分類（基本目標）	20	施設管理の改善					
7. 細分類	1	施設管理の改善					
8. 具体的改革項目	1	利用申請等の改善					
9. 実施概要	町民の利用施設である、総合福祉センター・文化体育総合施設については、指定管理者制度を導入することにより、土曜・祝祭日・時間外の利用申請等ができるよう改善する。						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月
						12. 到達年月	H18年09月
	▲	▲	▲	▲		13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 (評価の方法)	検討期間終了後に、検討結果として次の事項を公表する。 検討後の公表内容 1. 指定管理者制度導入後の利用申請等の改善結果について				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成20年4月1日見直し

1. 連番	37		2. 担当専門部会		施設専門部会				
			3. 担当部署		保険健康課・教育課				
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5. 中分類	7	管理							
6. 小分類（基本目標）	20	施設管理の改善							
7. 細分類	1	施設管理の改善							
8. 具体的改革項目	1	利用申請等の改善							
9. 実施概要	<p>町民の利用施設である、総合福祉センター・文化体育総合施設については、指定管理者制度を導入することにより、土曜・祝祭日・時間外の利用申請等ができるよう改善することとしていたが、導入には至らなかった。</p> <p>そのため当面の対策として、文化体育総合施設において、平成19年9月から毎週1回、17時15分～19時00分まで時間外窓口を試行設置を行った。</p> <p>試行の結果、利用件数が多くないため、今後も毎週1回の時間外窓口を開設することで利用者の利便性の向上を図ることとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年09月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	平成21年度終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、利用状況や住民の意見の分析結果により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円		
					内 訳	A 支出の削減	千円		
						B 収入の増額	千円		
							C 支出の増額	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	38		2. 担当専門部会	施設専門部会					
			3. 担当部署	健康増進課					
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5. 中分類	8	運営							
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入							
8. 具体的改革項目	1	総合福祉センター							
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次行政改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手町総合福祉センター（くらの郷）は、平成10年度から平成12年度にかけ建設された、比較的新しい施設であり、現在、その管理・運営は鞍手町社会福祉協議会が行っている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、風呂等の利用料金収入が約21,300千円であるのに対し、管理費として約53,536千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月		
						12. 到達年月	H18年03月		
	▲	▲				13. 公表時期	平成17年度終了後		
14. 指標 （評価の方法）	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		2,676 千円	
						内 訳	A 支出の削減	53,536 千円	
							B 収入の増額	0 千円	
							C 支出の増額	50,860 千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成20年4月1日訂正差替

1. 連番	38		2. 担当専門部会		施設専門部会			
			3. 担当部署		保険健康課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5. 中分類	8	運営						
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入						
8. 具体的改革項目	1	総合福祉センター						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次行政改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手町総合福祉センター（くらの郷）は、平成10年度から平成12年度にかけ建設された、比較的新しい施設であり、現在、その管理・運営は鞍手町社会福祉協議会が行っている。</p> <p>平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年10月から導入することとしていたが、指定管理者の選定に至らなかったため引き続き協議を行い、平成20年4月より鞍手町社会福祉協議会を指定管理者として、センターの管理運営を行うこととした。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年10月	
						12. 到達年月	H22年03月	
		●	●	●	●	●	13. 公表時期	平成21年度 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		1,770	千円
					内 訳	A 支出の削減	166,252	千円
						B 収入の増額	0	千円
						C 支出の増額	164,482	千円

鞍手町総合福祉センター運営管理費収支比較表

歳入

(単位:円)

科 目	平成20年度		比較	説 明
	指定管理者	直 営		
総合福祉センター使用料	21,160,000	21,160,000	0	管理棟(研修室外)、保健棟(多目的ホール、健康増進室外)
計	21,160,000	21,160,000	0	

歳出

(単位:円)

科 目	平成20年度		比較	説 明
	指定管理者	直 営		
需用費	35,771,000	35,771,000	0	
消耗品費	4,495,000	4,495,000	0	浴場洗剤・薬湯浴剤・清掃用品・浴場薬品等
水道料	6,456,000	6,456,000	0	年間使用料 26,134m ³
電気料	14,496,000	14,496,000	0	年間使用料 712,000kW
ガス代	152,000	152,000	0	年間使用料 342m ³
重油	6,880,000	6,880,000	0	年間使用料 86,300ℓ×@80 風呂
軽油	1,280,000	1,280,000	0	年間使用料 10,072ℓ×@130 巡回バス(2台)
混合油(ガソリン・オイル)	42,000	42,000	0	草刈機・巡回バスオイル@210
灯油代	470,000	470,000	0	年間使用料 6,410ℓ×@95 ふれあい棟空調
修繕料	1,500,000	1,500,000	0	1件10万円以下(巡回バス2台の車検代含む)
役務費	1,345,000	1,345,000	0	
郵便料	10,000	10,000	0	
電話料	576,000	576,000	0	
ごみ収集手数料	152,000	152,000	0	
クリーニング代	168,000	168,000	0	座布団・のれん・椅子のクリーニング
自動車損害賠償責任保険料	37,000	37,000	0	巡回バス2台
自動車損害任意共済保険料	88,000	88,000	0	巡回バス2台
水質検査	134,000	134,000	0	年3回の検査
損害賠償責任保険料	180,000	180,000	0	
委託料	25,421,000	24,461,400	959,600	
浴場ろ過配管清掃業務	716,000	716,000	0	
電気保安点検業務	571,000	571,000	0	
受水槽清掃検査	68,000	68,000	0	
浄化槽蒸発散維持管理	2,015,000	2,015,000	0	
自動扉保守点検管理	252,000	252,000	0	
防災設備保安点検管理	455,000	455,000	0	
総合福祉センター管理	7,004,000	7,004,000	0	
警備委託料	996,000	996,000	0	
清掃業務委託料	9,460,000	9,460,000	0	日常清掃・定期清掃
ゴキブリ駆除等委託料	145,000	145,000	0	
外構管理委託料	1,701,000	741,400	959,600	3,000m ² ×@90×6回×1.05 > 剪定25万+3,000m ² ×@78×2回×1.05
健康機材保守点検委託料	240,000	240,000	0	
温水ヒーター保守点検業務	231,000	231,000	0	
浴場設備機器保守点検業務	327,000	327,000	0	
オイルタンク保守点検業務	172,000	172,000	0	
貯湯槽タンク清掃業務委託料	52,000	52,000	0	
オゾン発生装置保守点検業務	984,000	984,000	0	
給湯器保守点検委託	32,000	32,000	0	
使用料及び賃借料	1,201,000	1,201,000	0	
テレビ受信料	103,000	103,000	0	テレビ4台
清掃用具使用料	403,000	403,000	0	玄関マット・モップ
放送施設使用料	137,000	137,000	0	聴取料
カラオケ使用料	227,000	227,000	0	楽曲使用料
観葉植物使用料	109,000	109,000	0	
カラオケ施設使用料	222,000	222,000	0	著作権
公課費(自動車重量税)	82,000	82,000	0	
予備費	500,000	500,000	0	
事務職員給与	0	1,844,580	-1,844,580	臨時職員1名分相当額:賃金、保険料等
健康増進課 小計	64,320,000	65,204,980	-884,980	
福祉課より	17,921,000	17,921,000	0	
人件費	15,521,000	15,521,000	0	巡回バス運転手・ボイラー・トレーナー
福祉棟浴槽委託料	600,000	600,000	0	浴槽の清掃
福祉棟管理業務	1,800,000	1,800,000	0	福祉棟管理業務
合計	82,241,000	83,125,980	-884,980	健康増進課・福祉課の合計額

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	39		2. 担当専門部会	施設専門部会					
			3. 担当部署	社会教育課					
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5. 中分類	8	運営							
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入							
8. 具体的改革項目	2	文化体育総合施設							
9. 実施概要	<p>本施設は、昭和50年～60年にかけて設置された、近隣に類のない複合施設であり、体育協会、美術協会等をはじめとする各種団体の生涯学習、社会体育、体験活動等の幅広い活動の拠点となっている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、利用料金収入が約6,000千円であるのに対し、管理料として約21,000千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月		
						12. 到達年月	H18年03月		
	▲	▲				13. 公表時期	平成17年度終了後		
14. 指標 （評価の方法）	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>					15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		1,050 千円	
						内 訳	A 支出の削減	21,000 千円	
							B 収入の増額	0 千円	
							C 支出の増額	19,950 千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年3月31日見直し

1. 連番	39		2. 担当専門部会	施設専門部会				
			3. 担当部署	教育課				
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5. 中分類	8	運営						
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入 → 直営（業務委託の見直し）						
8. 具体的改革項目	2	文化体育総合施設						
9. 実施概要	<p>本施設は、昭和50年～60年にかけて設置された、近隣に類のない複合施設であり、体育協会、美術協会等をはじめとする各種団体の生涯学習、社会体育、体験活動等の幅広い活動の拠点となっている。</p> <p>平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度を導入することと決定し、平成18年10月の導入を目指して準備を進め公募を行った。候補者の公募には、1社の応募があったが、現状の管理経費を大幅に上回る提示金額であったため、指定管理者候補者としての選定には至らず、指定管理者制度導入による効果の創出が見込めないこととなった。</p> <p>そのため、今後は直営で運営していくこととし、平成20年度から施設管理体制の見直しによる経費節減を図ることとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H20年04月	
				● ● ● ● ● ● ● ●		12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	実施期間終了後	
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		7,648	千円
					内 訳	A 支出の削減	7,648	千円
						B 収入の増額	0	千円
						C 支出の増額		千円

鞍手町文化体育総合施設 業務委託等の見直し（案）

現行	
業務名	文化体育総合施設管理業務
委託金額	2,705,664円 (ガス代を除く光熱水費は町負担)
金額算出基礎	225,472×1人×12ヶ月
業務内容	施設内外の巡視・戸締り・門扉の開閉・各種研修の準備及び片付けの協力

改革案	
業務名	文化体育総合施設機械警備
委託金額	1,058,400円
金額算出基礎	88,200×12ヶ月
業務内容	機械警備

業務名	公民館監視業務
委託金額	2,742,096円
金額算出基礎	114,254×2人×12ヶ月
業務内容	施設内外の監視・電話の対応・施設案内・窓口対応等

業務名	公民館監視業務
委託金額	2,742,096円
金額算出基礎	114,254×2人×12ヶ月
業務内容	施設内外の監視・電話の対応・施設案内・窓口対応等

業務名	体育施設監視
臨時職員賃金	3,953,000円
金額算出基礎	社会保険負担：157,000 労災保険：19,000 賃金：3,367,000 期末賃金：410,000
業務内容	体育施設内外の監視・窓口案内・利用者の誘導・照明の操作

業務名	体育施設監視
委託金額	2,742,096円
金額算出基礎	114,254円×2人×12ヶ月
業務内容	体育施設内外の監視・窓口案内・利用者の誘導・照明の操作

業務名	文化体育総合施設清掃委託
委託金額	5,080,644円
金額算出基礎	屋内5,227円×3人×25日×12月 屋外5,227円×3人×2日×12月
業務内容	屋内＝公民館・体育館・武道館・弓道場・資料館 屋外＝屋外トイレ2ヶ所・施設周辺ゴミ拾い
現行委託料合計 A	14,481,404円

業務名	文化体育総合施設清掃委託
委託金額	4,104,000円
金額算出基礎	760円×6時間×3人×25日×12月
業務内容	屋内＝公民館・体育館・武道館・弓道場・資料館 屋外＝屋外トイレ2ヶ所・施設周辺ゴミ拾い
改革後委託料合計 B	10,646,592円
支出削減額 A-B	3,834,812円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	40		2. 担当専門部会	施設専門部会			
			3. 担当部署	社会教育課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託の推進					
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入					
8. 具体的改革項目	3	大谷自然公園					
9. 実施概要	<p>本公園は、管理棟1棟・研修棟1棟・バンガロー8棟の外、草スキー・遊具・薬草園を有する施設として、平成15年度～平成17年度の3ヶ年計画で事業を実施している。</p> <p>平成18年度より供用開始となる予定であることから、平成17年度中に、管理条例の制定及び施設利用料金の設定を行う。</p> <p>しかし、現時点では具体的な管理・運営方法（事業計画・利用料金等）が定まっていないため、平成18年度の供用開始時点においては、直営で管理・運営し、1年間の管理・運営実績を基に検討し、平成19年度より指定管理者制度を導入することとする。</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
		▲ ▲ ▲ ▲				12. 到達年月	H19年03月
						13. 公表時期	平成18年度終了後
14. 指標 （評価の方法）	平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		0 千円
	検討後の公表内容 1. 指定管理者制度の導入の是非 2. 導入を是とする場合は、その効果について 3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について				内		A 支出の削減 千円
					訳		B 収入の増額 千円
						C 支出の増額 千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年5月17日追加

1. 連番	40		2. 担当専門部会		施設専門部会				
			3. 担当部署		建設課・教育課				
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5. 中分類	8	運営							
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託の推進							
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入							
8. 具体的改革項目	3	大谷自然公園							
9. 実施概要	<p>本公園は、管理棟1棟・研修棟1棟・バンガロー8棟の外、草スキー・遊具・薬草園を有する施設として、平成18年度より供用を開始している。</p> <p>平成18年度は、直営で管理・運営し、1年間の管理・運営実績を基に検討した結果、経費削減及び事務量軽減という指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成19年6月に指定の議決を得て、同年7月から導入することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年07月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	実施期間 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		634 千円		
					内 訳	A 支出の削減	19,294 千円		
						B 収入の増額	千円		
						C 支出の増額	18,660 千円		

大谷自然公園 指定管理料比較表

		鞍手町 A	指定管理者 B	町との差額 B - A
平成19年度 7月～3月 9ヶ月分	収入	395,881	417,420	21,539
	支出	6,123,362	6,082,088	-41,274
	指定管理料	5,727,481	5,664,668	-62,813
平成20年度	収入	395,881	551,200	155,319
	支出	7,179,000	7,086,834	-92,166
	指定管理料	6,783,119	6,535,634	-247,485
平成21年度	収入	395,881	684,460	288,579
	支出	7,179,000	7,144,017	-34,983
	指定管理料	6,783,119	6,459,557	-323,562
合計	収入	1,187,643	1,653,080	465,437
	支出	20,481,362	20,312,939	-168,423
	指定管理料	19,293,719	18,659,859	-633,860

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	41	2. 担当専門部会	施設専門部会					
		3. 担当部署	住民課					
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5. 中分類	8	運営						
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入						
8. 具体的改革項目	4	鞍手町葬斎場						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町葬斎場についての維持管理として、火葬炉点検・夜間警備・消防設備点検・自動ドア一点検・燃料費等で、年間5,706千円の支出をしている。</p> <p>また、葬斎場全般の管理者として嘱託職員を2名、葬斎場内外の清掃作業員を2名雇用し、年間10,164千円の支出をしており、葬斎場全体の維持管理費の総額は、15,870千円の支出となっている。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月	
	▲	▲				12. 到達年月	H18年03月	
						13. 公表時期	平成17年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C	794 千円	
	検討後の公表内容 1. 指定管理者制度の導入の是非 2. 導入を是とする場合は、その効果について 3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について						A 支出の削減	15,870 千円
						内	B 収入の増額	0 千円
						訳	C 支出の増額	15,076 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成18年3月31日追加

1. 連番	41		2. 担当専門部会	施設専門部会					
			3. 担当部署	農政環境課					
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5. 中分類	8	運営							
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入							
8. 具体的改革項目	4	鞍手町葬斎場							
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町葬斎場についての維持管理として、火葬炉点検・夜間警備・消防設備点検・自動ドア一点検・燃料費等で、年間5,706千円の支出をしている。</p> <p>また、葬斎場全般の管理者として嘱託職員を2名、葬斎場内外の清掃作業員を2名雇用し、年間10,164千円の支出をしており、葬斎場全体の維持管理費の総額は、15,870千円の支出となっている。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年10月		
						12. 到達年月	H22年03月		
		●	●	●	●	●	●	●	13. 公表時期
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		2,779 千円	
						内 訳	A 支出の削減	55,545 千円	
							B 収入の増額	0 千円	
							C 支出の増額	52,766 千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	42		2. 担当専門部会		施設専門部会		
			3. 担当部署		住民課		
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入					
8. 具体的改革項目	5	鞍手町衛生センター					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町衛生センターについては、全面的な管理委託を行っており、平成16年度の施設の運転・操作・点検整備等として委託費43,459千円を支出している。また、その他の維持管理として、火災報知器点検・自動ドア点検・薬品購入・燃料費等で、年間22,608千円を支出している。</p> <p>衛生センター全般の管理者として嘱託職員を1名雇用し、年間経費としては、2,480千円を支出しており、これらをまとめた衛生センター全体の維持管理費の総額は、68,547千円となっている。</p> <p>よって、平成17年度中に検討を行い、平成18年3月の条例制定後、同年6月に指定の議決を得て、平成18年9月から指定管理者制度を導入することとする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月
						12. 到達年月	H18年03月
	▲	▲				13. 公表時期	平成17年度終了後
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 指定管理者制度の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		3,428 千円
					内 訳	A 支出の削減	68,547 千円
						B 収入の増額	0 千円
						C 支出の増額	65,119 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成18年3月31日追加

1. 連番	42		2. 担当専門部会		施設専門部会			
			3. 担当部署		農政環境課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5. 中分類	8	運営						
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7. 細分類	1	指定管理者制度の導入						
8. 具体的改革項目	5	鞍手町衛生センター						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手衛生センターについては、全面の管理委託を行っており、平成16年度の施設の運転・操作・点検整備等として委託費43,459千円を支出している。また、その他の維持管理として、火災報知器点検・自動ドア点検・薬品購入・燃料費等で、年間22,608千円を支出している。</p> <p>衛生センター全般の管理者として嘱託職員を1名雇用し、年間経費としては、2,480千円を支出しており、これらをまとめた衛生センター全体の維持管理費の総額は、68,547千円となっている。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年10月	
						12. 到達年月	H22年03月	
		●	●	●	●	●	13. 公表時期	平成21年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		11,998	千円
					内 訳	A 支出の削減	239,915	千円
						B 収入の増額	0	千円
		C 支出の増額	227,917	千円				

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年4月1日見直し

1. 連番	43	2. 担当専門部会	施設専門部会					
		3. 担当部署	福祉課					
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5. 中分類	8	運営						
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7. 細分類	2	民間活用						
8. 具体的改革項目	1	剣第二・西川第二保育所の民営化の検討						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後の課題」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設であり、平成17年10月現在の、剣第一、剣第二、西川第一、西川第二、古月保育所の5園の在籍児童数は、344人である。</p> <p>学校を除く他の施設と同様に、保育所についても指定管理者制度の導入が可能なことから、「直営」「指定管理者制度」「民営化」などの方式を選択する必要がある、今後の少子化を考慮したときに、剣第一、西川第一、古月保育所の3園の認可定数で十分対応できることから、3園を直営し、剣第二、西川第二の2園は廃園という形が望ましいと考えられる。</p> <p>しかし、2園を廃園とした場合、在籍児童、保護者の利便性の低下が考えられることから、2園を民営化して存続させる方向で検討を行うこととする。</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月	
		▲	▲	▲	▲	12. 到達年月	H20年03月	
						13. 公表時期	平成19年度 終了後	
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成19年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 2保育所の民営化の是非</p> <p>2. 民営化を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 民営化を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		35,546	千円
					内 訳	A 支出の削減	35,546	千円
						B 収入の増額		千円
						C 支出の増額		千円

◎保育所 17年10月現在

	既認可 定員数	17年度 児童定 員	17年10 月児童 数	職 員									
				所 長	主 任	保育士	保育士 (臨 時)	保育士 (パ ー ト)	調理師	調理員	調理員 (パ ー ト)	合計 職員数	合計臨 時等数
剣第一保育所	110	90	81	1	1	4	3	3	1(職員)	1	1	7	8
剣第二保育所	100	60	65	1	1	3	4	4	1	1	1	5	11
西川第一保育所	90	60	51	1	1	3	2	3	1(職員)	1	1	6	7
西川第二保育所	90	60	69	1	1	3	4	4	1	1	1	5	11
古月保育所	150	90	78	1	1	4	2	4	1(職員)	1	1	7	8
計	540	360	344	5	5	17	15	18	5	5	5	30	45

内、受託
17

◎10月1日 現在 児童数

年 齢	0	1	2	3	4	5	6	計
剣第一保育所	1	6	15	14	18	22	5	81
剣第二保育所	1	8	7	13	15	16	5	65
西川第一保育所	2	4	8	9	15	6	7	51
西川第二保育所	1	8	10	12	16	15	7	69
古月保育所	3	3	13	11	21	17	10	78
計	8	29	53	59	85	76	34	344

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成20年4月1日追加

1. 連番	43		2. 担当専門部会		施設専門部会				
			3. 担当部署		福祉人権課				
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5. 中分類	8	運営							
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7. 細分類	2	民間活用							
8. 具体的改革項目	1	剣第二・西川第二保育所の民営化							
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後の課題」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設であり、学校を除く他の施設と同様に、指定管理者制度の導入が可能なことから、「直営」「指定管理者制度」「民営化」などの方式を選択する必要がある。また、今後の少子化を考慮したときに、剣第一、西川第一、古月保育所の3園の認可定数で十分対応できることから、3園を直営し、剣第二、西川第二の2園は民営化して存続させる方向で検討を行ってきた。</p> <p>検討の結果、剣第二、西川第二の2園は民営化することとし、平成20年度に民営化運営法人の選定等の条件整備を行い、平成21年4月より民営化を開始することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H20年04月		
				●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	平成21年度 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		35,546	千円	
					内 訳	A 支出の削減	35,546	千円	
						B 収入の増額		千円	
						C 支出の増額		千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	44		2. 担当専門部会	施設専門部会			
			3. 担当部署	教育課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7. 細分類	2	民間活用					
8. 具体的改革項目	2	学校給食の民間委託					
9. 実施概要	<p>第3次改革の検証において、学校給食共同調理場の施設改善については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>学校給食共同調理場は昭和43年度に建設され、翌年度から小・中学校の完全給食を開始した。</p> <p>現在は正職調理員4名と町雇用のパート調理員7名で調理し、嘱託運転手2名が配送を行っている。また、給食費としての収入は約70,000千円で、管理費は約94,800千円となっている。</p> <p>民間活用の方式としては、「指定管理者制度」「現行施設を使用した民間委託」「業者施設を使用した民間委託」があり、この中で経費削減効果が最も大きいものは「業者施設を使用した民間委託」と考えられる。</p> <p>民間委託を実施するためには、PTA保護者等の関係者の理解を得る必要があり、また、サービスや品質の確保を前提とした、詳細な経費比較を行う必要がある。</p> <p>よって、平成19年度から「業者施設を使用した民間委託」を実施する方向で、平成18年度中に検討を行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月
		▲	▲	▲	▲	12. 到達年月	H18年12月
						13. 公表時期	実施期間終了後
14. 指標 (評価の方法)	<p>検討期間終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 「業者施設を使用した民間委託」の導入の是非</p> <p>2. 導入を是とする場合は、その効果について</p> <p>3. 導入を非とする場合は、その後の管理運営方法について</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円						

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

1. 連番	45		2. 担当専門部会	施設専門部会			
			3. 担当部署	学校教育課・社会教育課			
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7. 細分類	3	直営（業務委託の見直し）					
8. 具体的改革項目	1	学校用務員委託の廃止					
9. 実施概要	<p>現在、小学校6校、中学校2校、高校1校の計9校で用務員委託を行っている。 経費としては、用務員委託料及び光熱水費等で、年間20,000千円を支出しているが、警備保障会社に警備を委託した場合は、経費見込みで約6,000千円となり、大幅な削減効果が見込まれる。 警備保障会社に委託した場合、用務員が行っている施設の管理（体育館の貸出及び料金収納等）については、文化体育総合施設で集中管理することとする。 よって、平成17年度中に教育委員会で検討し、平成18年度を準備期間として、平成19年度から警備保障会社による管理へ移行することとする。</p>						
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H17年10月
						12. 到達年月	H18年03月
	▲	▲				13. 公表時期	平成17年度終了後
14. 指標 （評価の方法）	平成17年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		14,000 千円
	検討後の公表内容				内		
	1. 学校用務員委託の廃止の是非				A 支出の削減		20,000 千円
	2. 廃止を是とする場合は、その効果について				B 収入の増額		0 千円
3. 廃止を非とする場合は、その後の管理運営方法について				C 支出の増額		6,000 千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成18年3月31日追加

1. 連番	45		2. 担当専門部会		施設専門部会				
			3. 担当部署		教育課				
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5. 中分類	8	運営							
6. 小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7. 細分類	3	直営（業務委託の見直し）							
8. 具体的改革項目	1	学校用務員委託の廃止							
9. 実施概要	<p>現在、小学校6校、中学校2校、高校1校の計9校で用務員委託を行っており、経費としては、用務員委託料及び光熱水費等で年間20,000千円を支出している。</p> <p>警備保障会社に警備を委託した場合は、経費見込みで約7,000千円となり、大幅な削減効果が見込まれ、また、用務員が行っている施設の管理についても対応が可能である。</p> <p>よって、平成18年度を準備期間として、平成19年度から警備保障会社による管理へ移行することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討▲ 実施●）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月		
			●	●	●	●	●	12. 到達年月	H22年03月
								13. 公表時期	平成21年度 終了後
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15. 財政的効果 （再掲） A+B-C		39,000	千円	
					内 訳	A 支出の削減	60,000	千円	
						B 収入の増額	0	千円	
						C 支出の増額	21,000	千円	

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成20年4月1日見直し

1. 連番	46	2. 担当専門部会	施設専門部会					
		3. 担当部署	教育課					
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5. 中分類	8	運営						
6. 小分類（基本目標）	22	統合、廃止及び用途の見直し						
7. 細分類	1	施設の統合						
8. 具体的改革項目	1	室木小学校と西川小学校の統合についての検討						
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在の小学校6校の内、児童数が100人以下の小規模校は、室木小学校と西川小学校の2校であり、平成17年5月1日現在における、0歳児～就学前の児童による学校別児童数を推計すると、室木小学校では平成20年度に2、3年生が複式学級の対象となり、しばらく続いていくものと考えられる。</p> <p>複式学級としての教育効果や、小規模校としての運営を考慮したときに、統合についての検討が必要な時期にきていると判断される。よって、平成19年度に地域住民・PTA等の構成による検討委員会を設置し、統合の是非などについての検討を行うこととする。</p> <p>複式学級の学級編制基準</p> <p>① 2個学年による複式学級 16人以下</p> <p>② 1年生を含む複式学級 8人以下</p>							
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H19年04月	
			▲	▲	▲	12. 到達年月	H22年03月	
						13. 公表時期	平成21年度終了後	
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成21年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 統合の是非について</p> <p>2. 統合を是とする場合は、実施時期等について</p> <p>3. 統合を非とする場合は、複式学級での運営方法等について</p>					15. 財政的効果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画） 個票

平成19年4月1日見直し

1. 連番	47		2. 担当専門部会		施設専門部会		
			3. 担当部署		教育課		
4. 大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5. 中分類	8	運営					
6. 小分類（基本目標）	22	統合、廃止及び用途の見直し					
7. 細分類	2	施設の存続・統合・廃止					
8. 具体的改革項目	1	鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討					
9. 実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手分校は現在97名が在籍しており、地区別によると直鞍地区46人で全体の47%、その内、鞍手町からは26人で全体の27%となっている。その他は、中間市、遠賀郡、北九州市から生徒が通学している。</p> <p>職員構成は県教職員15名、町雇用の非常勤講師5名、嘱託養護教諭1名、学校事務補佐職員2名で、鞍手町立であるため、施設全般の維持管理費約30,000千円は町負担となっている。また、現在の授業料収入は約3,600千円である。</p> <p>現在、県による公立高校の再編が行われていることから、今後の鞍手分校をどのように取り扱っていくか、検討を開始する必要がある。</p> <p>よって、PTA等の構成による検討委員会を平成18年度に設置し、施設の存続、統合、廃校などの検討を行い、併せて県教育委員会等の関係機関との調整も行うこととする。</p>						
10. 検討及び実施期間 (検討▲ 実施●)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年04月
			▲	▲	▲	12. 到達年月	H19年12月
			▲	▲	▲	13. 公表時期	平成19年度 終了後
14. 指標 (評価の方法)	<p>平成19年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。</p> <p>検討後の公表内容</p> <p>1. 鞍手分校の今後の取り扱いについて</p>				15. 財政的効果 (再掲) A+B-C		0 千円
					内 訳	A 支出の削減	千円
						B 収入の増額	千円
	C 支出の増額	千円					

◎鞍手分校の市町村別通学生徒数の推移

単位：人

	鞍手町	鞍手町を除く直鞍地区	中間・遠賀地区	北九州地区	全体
平成12年	16	30	66	31	143
平成17年	26	20	37	14	97

◎鞍手分校学年別・学科別町内通学生徒一覧表

2005/5/1現在

	普通科	生活情報科	計
1学年	1	6	7
2学年	3	8	11
3学年	4	4	8
4学年	0	0	0
合計	8	18	26